

大萩雜話

山本勉弥編

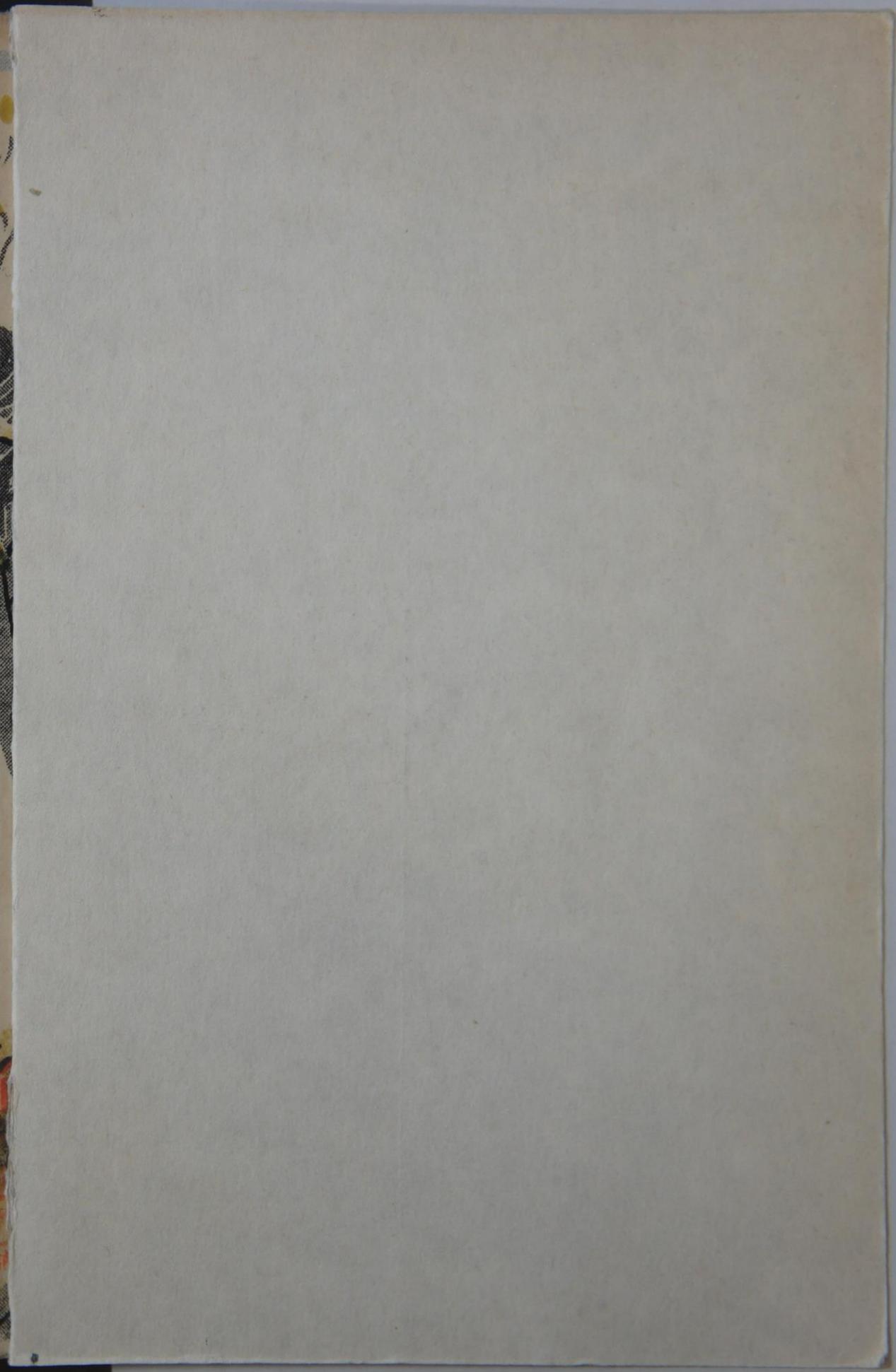




大款雜論

山本勉編

新刊圖書印



Y220
15



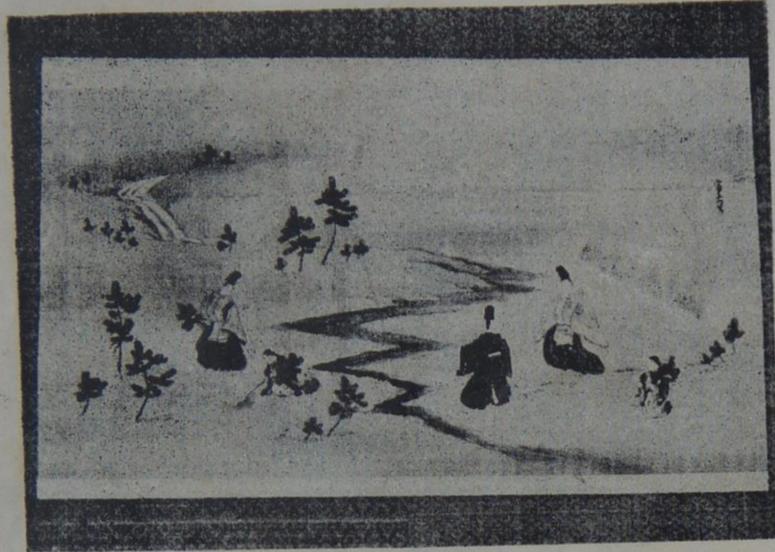
34184

萩市立図書館

(89)
寄贈
山本勉弥氏

山口縣立萩図書館
御中

Y220
15



34184

萩市立図書館

(89)

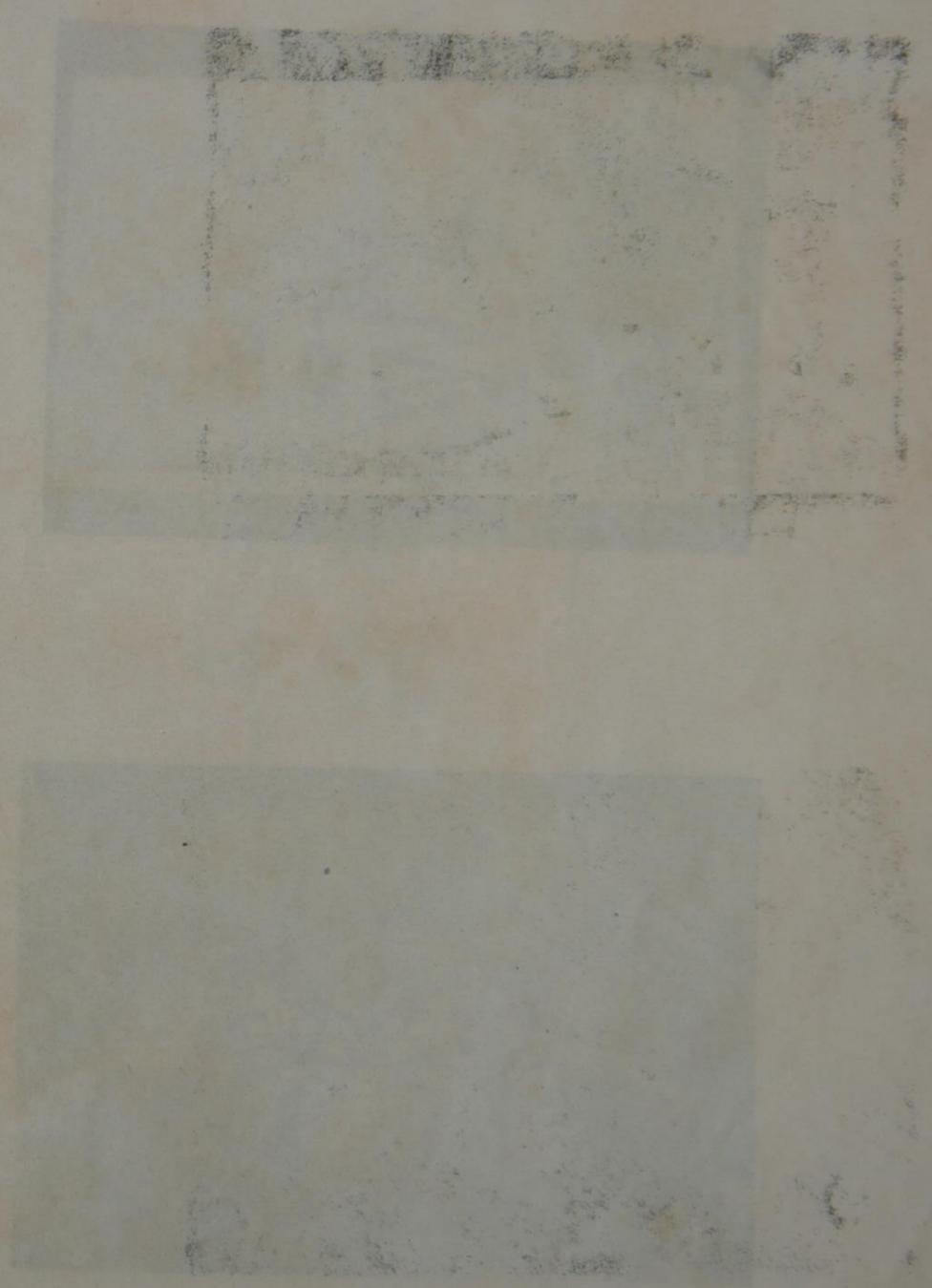
山本勉弥氏
寄贈
印

山口縣立萩岡書館
御中

L2
44
17,223



萩文化叢書第八卷
一市四ヶ村合併記念號
大萩雜話



序 文

たしか小学校一年の時だつたと思います。祖父の手にひかれて電燈爭議解決の祝賀提灯行列に参加して山本先生の家の前で萬歳を三唱した覚えがあります。中学校に進んで寄宿舎に入舎中のこと、病氣診察に來られた山本先生の隣室で「我輩は県會議員山本勉彌であると、」演説の眞似のいたずらをしたこともありました。それから既に二十數年の歳月が経過して、今尙御活躍中の先生の御風貌に昨今接し心から感激を覺えました。

私も及ばずながら知識を求めすることに、倦むことのない生涯を続けたいと心ひそかに念願してはいますが、然し兎角雜用に追われることを口実に、怠け者の本性を露呈し勝ちなのです。

この様な者にとつて、山本先生のためまざる御勉勵の結果である一書々々は、その怠惰な心の底迄ゆすぶる強い刺戟となる感が致します。

此所に先生の著述並びに編纂になる萩文化叢書第八卷「大萩雜話」が發刊さ

れるに際し、我々後進者に対する先達としての先生からの良き御遺産に対し、衷心よりの敬意と感謝の意を表する次第であります。

昭和三十年八月

萩市長 山下 誠 一

自 序

本書名づけて大萩雜話と云ふ、大萩とは本年三月実現した萩市と大井、三見見島、六島の四ヶ村合併を記念するが爲めである、其内容より見れば、本文化叢書第四卷萩附近の史実の姉妹篇、或は統篇と稱すべきものである。

故香川政一先生嘗て「餅は雜煮、粥は雜炊、話は雜話が一番甘し」と云ふて居られる。

本書敢て雜話と云ふは、談柄が多岐多端に涉り、述者は往年の萩文化寄稿者十余名を數へ、所謂十人十色、各々得意の題目を捉へて筆を揮ひ、眞に百花繚

乱興趣の盡きないものがあるからである。

尙此機に於て既刊萩文化叢書の補遺を加へた。こは前書の不足を補ひ、新規に知り得た事項をさし添えたので、既刊書の再版をする時があれば、夫々初版に附加すべきものである。然し今のところ其機の到来は期し難く、又雑話の意味に逆らふことがないと考へたからである。

地方文化の興廢に留意せらるゝ諸子、幸ひに本書をその研究資料の一端に加へらるゝを得ば、編者の喜び是に過ぎない。

昭和三十年八月

九華堂 山本勉彌識

目次

口繪寫眞二

序文

自序

凡例

第一章

山本勉彌

- 一、沢宜嘉卿と萩
 - 一、萩に於ける寺社の書額
 - 一、三見金峰権現社
 - 一、相島大日堂棟札
 - 一、見島の島西山田氏と地頭長富氏
 - 一、山田義太家略系
 - 一、見島八幡宮棟札
 - 一、見島讚岐坊の大日如来座像
 - 一、常念寺山門
 - 一、巨人の杖の跡
 - 一、萩附近の猿田彦大神と道祖祠神
 - 一、徳富浅次郎翁の遺芳
- 第二章
- 香川政一
- 一、萩附近の地名に就て
 - 一、萩物語

凡例

- 一、本書は萩文化叢書第八巻として刊行した。
- 一、本書には「萩文化」「法鼓」への寄稿者の許諾を得て、玉稿を再録した。何時も変らぬ御友情を謝す。
- 一、三井氏の木間に対し、田中助一氏の「越ヶ浜の郷土史」稿本中より、資料をいたゞく予定であつたが、近く刊行さるゝとのことであつたので差し控へた。交誼の特に厚い氏のもの省いたのは右の事情である。
- 一、本書の序文は山下乡長にお願ひした。一市四ヶ村合併記念号としては、最適の方と信じたからである。幸ひ御快諾を得たのは幸慶である。
- 一、小川五郎氏の御寄稿は新らに稿を起されたもので、御栄転御繁忙中の執筆を深謝する。
- 一、俳諧史追録に關しては、吉田祥朔氏のお氣付に負ふところが多い、又表紙図案は水泥兼雄画伯を煩はした、共に御厚情を謝す。
- 一、大井伊藤百合恵氏には口繪其他に關し、御迷惑をかけたことが多い。御援助を謝す、尙、寺社關係、窯址關係諸氏の御同情に浴する所が多い、記して謝恩の微意を表す。

イ、茂る新樹	一六
ロ、土地神	一六
ハ、指月	一六
ニ、猫塚	一七
ホ、平湖の跡	一七
ヘ、慶安繩手	一七
一、萩菊ヶ浜御台場築造に関する文献	一七
一、萩の浜崎物語	一八
イ、住吉祭	一九
ロ、船倉	一九
ハ、朋来舎	一九
ニ、泉流寺の昆舎門天	二〇
ホ、八江塾	二〇

第三章

山本博

一、大井村にて発見せる埴輪窯に就て	二〇
一、大井村に於て新に発見せる蒙古軍艦の碇石	二一
一、大島紀行	二二
一、大井村円光寺古墳と其出土品	二四
一、見島村デコンボ出土品	二六
一、キリシタン遺跡遺物の新発見	二七
一、萩築城余談	二七
イ、盗石事件と天主教事件	二八
ロ、石垣施紋と瓦当	二九
ハ、萩城の解躰	三〇

第四章

吉田祥朔

二、萩城址の現状	三一
一、県社春日神社の創建	三一
一、県社椿八幡宮の創建附観音寺	三四
一、萩の梅林	三六

第五章

河野通毅

一、萩の橋	三七
一、狐島の砲台	三八
一、三休と乳の水	三八
一、煤弘の茶席	三八
一、弘法寺	三九
一、大島雜記	三九

第六章

福本義亮

一、高杉晋作潜伏所	四二
一、松本の勤王志士会所	四三
一、明安寺遺跡	四五

第七章

中所元雄

一、女台場は百万一心の記念塔	四六
一、菊ヶ浜の名称	四六
一、鶴江及西の浜お台場の据附砲	四七
一、運舟破陣の戦法と軍艦建造余談	四七
一、○雷車浜を暴れ廻はる	四七
一、乃木大将手向の燈籠	四七

奥御殿へ通話機

羽賀台練兵と菊ヶ浜
志士の墨蹟に就て

第七章

三井政一

一、木間を語る	五一
イ、若宮神社	五一
ロ、若宮神社宝物	五四
ハ、西村主殿頭に関する伝説	五四
ニ、木間の民俗	五五

第九章

三好浩太郎

一、滝鶴台誕生地	五七
一、大楽源太郎誕生地	五七
一、鶴江渡船場鑑札	五八
一、鎮静会議所址	五八
一、郷土採集の二、三	五八
イ、唐糠	五八
ロ、夏橙の和名	五九
ハ、苗代の柳枝の話	五九
ニ、赤飯、鈴、注連縄の意義	五九
ホ、巨人伝説	六〇

第十章

堀田斷藏

一、長州萩の右近橋	六二
萩の庶民教育	六二

第十一章

小川五郎

萩俳諧史の一資料

第十二章

萩の陶磁器

一、大井伊藤窯	六六
一、大井光明寺窯	六六
一、指月焼波多野窯	六八
一、扇芝庵中野窯	六八
一、萩諸窯の窯印	六八
一、古林泥平と藤田長貞の筆蹟	七〇
一、中津江窯名称の訂正と其製作品追録	七〇
一、林窯の寄せ土陶片と三輪窯製作品追録	七〇

第十三章

萩の瓦

一、萩に於ける奈良朝初期の平瓦々当	七〇
一、大井発掘の古瓦追録	七一
一、瓦当「酒仙堂」	七二

第十四章

萩附近の史実

一、安楽寺平瓦々当	七二
一、萩出土の石器追録	七三
一、長寿寺の十三重塔	七三
一、和智東邦巖壁の書	七四
一、亨徳寺の織部燈籠	七五

一、東光寺歴代の住職

第十五章 萩碑文鐘銘集

- 一、佐々木俊信墓誌
- 一、光雲栗屋君墓碑
- 一、黄梅院鐘之銘
- 一、龍藏寺五輪頭供養碑
- 一、花江茶亭記念石の碑文
- 一、大井八幡社境内の歌碑

第十六章 萩俳諧史

- 一、巫声坊の歿年
- 一、聴松庵致一房と菖蒲庵古溪
- 一、穴戸中坊の享年
- 一、信貞と惟貞の句
- 一、著名なる萩俳諧師の略歴と作句
- 一、来萩した俳諧行脚の略歴と作句
- 一、三見八幡社境内の句碑
- 一、大照院にある夕庵の句碑について
- 一、宗岡棋声に遺はしたる岡崎風蘆坊の餞章
- 一、風蘆坊筆俳諧一枚起請
- 一、宝晋齋湖十「胡枝記行」二節
- 一、毛利齊元公の連歌
- 一、夕庵書芭蕉の金言
- 一、美濃派系統表
- 一、萩俳諧師名簿補遺

七五

七七
七八
七九
八〇
八〇
八〇
八一
八一
八二
八二
八三
八三
八四
八四
八四

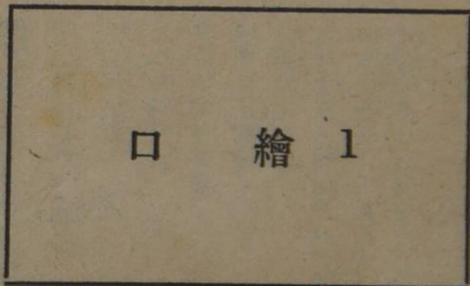
一、唐波庵のこと

- 一、中村如水短冊の前書に就て
- 一、勝津家藏蘿月の短冊
- 一、光福寺秘藏の和漢聯句
- 一、高橋清斗宗匠の来萩とおぼる墳補墨式

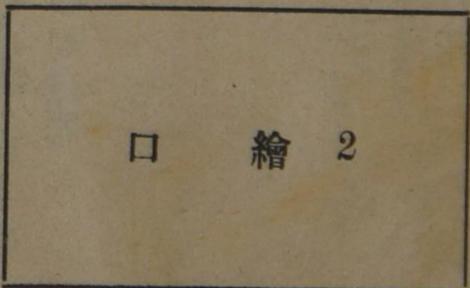
第十七章 毛利藩貨幣

一、大黒屋文書

八五
八五
八五
八五
八六
八七



沢宜嘉卿筆画幅 大井伊藤家藏



常念寺四脚門養股

第一章

山本勉 彌

澤宜嘉卿と萩

前書

本編は沢卿が萩に残された事蹟を、その和歌によつて知らうとするのであるが、その風懷を認知する上に必要があるので、先づ略歴、潜居地の変遷、及び風格を記すことにする。当時毛利藩でも正論俗論両派の争闘があり、大島脱出時の如きは、卿の身辺も甚だしく危険であつた。然し幾多の危機もどうやら切り抜け、無事に帰京することが出来、明治政府の重要人物となられたのは、因みの多い萩の者としては、欣快に堪へないところである。

略歴 (一)

天保六年十二月廿三日姉小路公遂卿の末男として生る、初名隈磨十八歳の時、沢家に入りて宣嘉と称す。十九歳主人正に任ず。二十二歳従五位上に叙せらる。二十六歳正五位下に叙せらる。天資剛毅、国事に奔走し、討幕攘夷を主張す。文久三年八月十八日、京都に於て政変突発、会薩の両藩連合し、中川宮を通じて主上に逼り、長州の堺町御門警衛を解き、勤王派公卿の禁足を命ず。茲に於て三条実美公等七人は長州に下向す。沢卿はこの内の一人である。

八月廿六日三田尻招賢閣に入る。
十二月二日平野二郎等と共に拳兵の爲め、三田尻を脱出して但馬生野に向ふ。
十二月十一日生野に着したるも、僅か三日にして破陣、生野を脱

出す、

生野破陣後の潜居地

文久三年十月廿日より十一月五日まで、四国丸亀城下蕪崎、三木俊造方穴倉潜伏。
同十一月六日より翌元治元年六月上旬まで、伊予埴生村三木左三方潜居。
同六月十日下関に出で、富海を経て生雲に向ふ。
同六月十九日より八月廿七日まで、阿武郡生雲村大谷忠兵衛別荘潜居。
同八月廿七日より十二月廿日まで、大津郡宗任村山本伊左衛門方潜居。
同十二月廿一日大島浜村五郎兵衛方潜居。(大正十二年青年団は「沢卿避難之遺蹟」の石標を建つ)
慶応元年一月廿八日越ヶ浜末武酒場の家に遁れて潜居。
同二月廿六日より五月十四日まで、大井村河野徳右衛門方潜居。
同五月十五日同村弘誓寺に移る。
慶応二年八月某日小畑村毛利隠岐別荘に移る。
奥玉江の梅林に在る前田家の別荘にも隠棲せられたと云はれる、恐らく此時期であると思ふ。
慶応三年十二月廿八日小畑を出発して上洛す。

略歴 (二)

明治元年一月廿二日帰京、参与職仰付らる。
同一月廿五日九州鎮撫総督兼外国事務総督参与となり長崎に向ふ
同四月従四位下に叙せられ、長崎県知事となる。

同二年七月八日外務卿に任ぜられ、従三位に叙せらる。
同四年八月十二日盛岡県知事に任ぜらる。
同六年九月三十日病歿、正三位を贈らる、享年三十九。

風格

卿は次に誌す通り、教養高く博く、多芸多能、而も剛快な偉丈夫であつた。少年時代は伏原宣明に就き修学した。絵は冷泉為恭に学び、精彩陸離、一例を挙げれば大井伊藤百合恵家には子の日小松曳の彩色画がある。又画家松本楓湖と親密に交際す。書も亦巧みである。和歌は綾小路有長卿に学ぶ。春川と号し、作詩に長ず。儒佛の方面にも造詣深かつた。尙武術にも意を用ひ、剣を学び、馬術に達し、射を能くし、好んで狩獵に出かけた。器用の人で、不思議に手工に巧みであつた。息女の雛祭には雛道具一式を手作りで仕上げた。黒川村の森田家にある四枚の小櫛は、下張りから黒塗の杵まで自作された。又碁盤の目盛もし、花火薬の調合もせられた。風貌は月卿雲客として応はしくなく、面色赤黒く、筋骨肥え太り、健啖、健飲、鶏一羽位は手もなく平らげ、酒は一升樽を倒すことは毎度である。楓湖の評にも公卿ではなく、俠客風、親方肌であつたと云ふ。

萩に於ける風懐

長門の国の中もまたものさわがしくて
おのが潜み居るあたりもたゞならぬに
つけて思ひつゞけて

しばしとて立よる木陰雨もりぬ今は朽なんぬれ衣の袖

大島にひそみてありけるに春立日

大島に打よする波もけふよりは昔にかへせ沖の春風

大井といふ処にかりそめに住みける比小鳥狩がてら伊藤といふ家にしばし立寄りたるに主人いつともいともまめやかにものしければその志にめで、この家の又の名を常磐としもいふにおもひよりて寿する歌

縁そふ阿武の松原もろともに常磐の宿は千世も栄へむ

親に事ふる道のみめくしき人は君に仕ふるもしかぞありける今年香川津なる二人の孝子の五十回忌なりとて歌はこれければその事よしをつばらに聞てけるにもかゝるくしひ事を干とせの後に語り継がば親に仕へ君に仕ふるにさかしき人いくたりか出てくめると思ふなべに孝子の事もあはれにて

親のため雪とその身は消にけり筈ほりし人はものかははらからの屍を雪に埋めずばうづもれぬ名を世にのこさめや主簿増野兼任が司の事にはすぐれて世俗のよしあしいふをもいとはずひたすら上下の為に日夜おこたりなくいと正しく心をつくしてものする由を県令杉氏よりくわしくきゝてかくてこそ君に仕へてますら雄の身をいたすとはいふべかりけれ丁卯の十二月廿八日都にのぼるべき由かしこきみことのりを蒙りて長門国小畑といふところを立いでける日雨のふりければ

ふる雨もなにかいとむ濡れ衣のかはける今日の門出とおもへば

当島代官杉梅太郎におくれる訣別の歌

君を助け民を治むることわりを尙も教へよ道遠くとも

都へかへりのぼるとて小畑のかり住ひを出でしより雪風いと寒かりしに時山某かはるくくと三田尻まで送り来りしを

新年試筆

書きそむる春のけふしも筆の海の深きにそへて民をこそ思へ大島にありける比

君につくす誠はふたつあら潮の潮の八潮のからきめ見るも

同じ所の松島にあそびて

松島に海苔かく袖のしはたれて世渡る業もからく見えけり

同じ所にて

いつをとて限りもならのあら磯にまた潮たるぬれ衣の袖

大井村河野といふ家にやどりて

此河の水上清き流れこそ千歳の末も住むべかりけれ

弘誓寺に於て

滝つ瀬を枕ながらに見あぐれば耳洗ふなる心地こそすれ

弘誓寺に於て

岩ばしる滝の白糸いとはやも夏を忘るゝ山寺の庵

弘誓寺にありける比流水の濁りたるを見てたはぶれに

落たきつ音清けれど耳ならで足洗ふべき流れなりけり

日本心のたのもしかりける人の心かはりせしをいき

どほりて

おもひきや大和撫子年をへてから紅に咲きいでんとは

冬のなかば

羽賀山を風吹こす音きえてあふの松原霞ふるなり

阿武の松原に小鳥狩がてら馬乗にまかりけるに

時雨のふりければ関屋といふ家にしばし立より

けるに主人心をこめてものしければ

思ひきや時雨さだめぬ世の中に心はれたる宿あらんとは

喜び且つは三とせ余りの越しかた何くれと心を尽してもの

せしをよるこび思ひて

雪風の寒きにつけて思ふかな送りし人のあつき心を以上の吟詠により、萩での卿の日常生活や、交遊関係が略ぼ察知することが出来る。この間無為徒食して居られたのでなく、時に当り、機に於て民衆教育に協力せられた。著述に教民の詞、民の手ぶり、香川津孝子伝などがある。

萩に於ける寺社の書額

本編に載せた書額は、多くは横書きであるが、活刷の都合で悉く縦書きにしてある備考欄には不十分ながら、余り聞き慣れない書家の解説、亡失した旧品のことなどを記した。是により製作の年月、寺院などの由来、変遷、或は祖師本山との関係、又は有名な書家などを知る端緒ともなる。凡て現存して居るものを出来る丈に網羅したのであるが、旧記によると此他にも、尙多くのものがある、例へば徳隣寺山門のものゝ如きは、風化のため書跡は全く判明しない。現存のものも己に難解のものがあつて、幾年かの後は亡失のものも出来るのであるから、今日記録に止めて置くのも、意義あることと思ふ。

大井

額面文字

掲額場所

備考

随流山

大応寺山門

瑤水堂居敬書

日尾山 大井八幡社拜殿
大靈敬書

大靈ハ本社ノ社坊デア
ル大心寺ノ九世嘉永
元年十二月十二日示寂

八幡宮 大島八幡社本殿
前権中納言持豊謹書

三見

圓通山 潮音寺本堂

觀世音 潮音寺保管
黄檗木庵書

山田

若宮 木間若宮神社本殿
從二位清原宣武書

高登山 楞嚴寺山門
海門書

忍德 楞嚴寺本堂
舜嶽書

慈珠山 光山寺庫裡
釈壽音書

賓送閣 大照院山門
住山衝州書

圓通閣 清正院本堂
相国大耕書

湖景山 光福寺本堂

無礙光 光福寺本堂内
大教主華頂山松翁

永椿山 長藏寺本堂
南禅管長霧海書

施無畏 長藏寺本堂内
霧海書

八幡宮 椿八幡宮拜殿
神道長下部朝臣慈敬

德輝千秋 金谷天満宮樓門
祝一千年唐樋町之囀
正四位尼玉愛二郎書

文德 金谷天満宮拜殿
墨 櫻

日輪山 南明寺本堂

圓通閣 南明寺庫裡(下寺)

祈禱 龍藏寺觀音堂
就官書佐玄龍

椿 東

靈椿山 大照院本堂
臨濟三十三世黄檗木庵○書

巽佛場 大照院本堂内
佛遠孫衝州慈極書
寬延四年辛未五月

蒼龍窟 大照院本堂内
前禅興衝州書
寬延四年未夏

清素 大照院本堂内
前禅興太翁書

方丈 大照院本堂内
前禅興太翁書

琴麻 大照院庫裡
前禅興太翁書

七德殿 大照院庫裡
没龍子書

不夜城 大照院庫裡
前龍山雲○書

不退轉 大照院經庫
住山春林書

淨界 大照院御靈屋小門
紫雲慈極書

白牛山 龍藏寺山門

白牛舍 龍藏寺旧牛舍

黄梅山 龍藏寺庫裡玄関
誠拙書

古道照顔色 松陰神社宝庫
威仁書

圓福院 円福院本堂
丙子仲春
慧極書

本光殿 円福院本堂内
当山第六世龍統書
壬子仲夏

護國山 東光寺漢門
臨濟三十四世開山慧極明書

最勝閣 東光寺山門
臨濟正宗三十七世 文化十癸酉仲春
当山十五世大愚敬書

解脫門 東光寺山門
即非書

布金祇園 東光寺山門後ノ軒
八十翁大愚

瑤

空

印アルモ筆者不明

印アルモ筆者不明、落
款ハ西海浮泡、不能之
印

元隆景寺ニアリタルモ
誠拙名ハ秀禪、鎌倉ノ
人相国寺ニ住シ京都ニ
テ寂

臨濟正宗三十五世已卯初秋

天王殿 東光寺山門後ノ高キ軒
当山第二代雪門亨書

鐘樓 東光寺鐘樓

大雄寶殿 東光寺本堂
南岳悅山書
黄檗木庵書

禪悅堂 東光寺本堂内

選佛場 東光寺本堂内
癸酉初秋
世僧慧極書
慧極書

松関 東光寺開山堂第一玄閣

大醫王 東光寺開山堂第二玄閣
石車ハ東光寺十二
代ノ住職
觀石車考

祇林特秀百千刻 東光寺開山堂第一玄閣側

化運彌隆億萬春

木庵書

丁丑之初冬

耀真殿 東光寺位牌堂
当山第九代玄鶴洲書

東谷山 明安寺本堂

明安精舍 明安寺本堂内
念佛庵主ヤシ書
旧萩

仰止 萩高等学校北校講堂内

春日神社 春日神社華表
正二位勲二等公爵毛利元昭

彌高 春日神社本殿

天長門 安養寺寺山門

高輝山 安養寺本堂内

淨殿山 満行寺本堂

講堂 明倫校講堂内

明倫館 明倫校講堂西側入口

印ノミニテ署名ナキ
毛筆者ハ有極川熾仁
親王、モト明倫館仰
止門ニアリシモノ

署名ナキモ印ニヨリ草
場大麓ナルヲ知ル
署名ナク印ハアルモ判
読シ難シ

署名印ナキモ山県慎平
ノ書ナリ
署名印ナキモ裏面ニ次
ノ墨書アリ、享保巳亥
正月後学場中章居敬謹
書

容衆 明倫校講堂南側入口

寶塔山 永林寺山門

愈祇殿 永林寺本堂

指月山 善福寺山門

龍花園 弘法寺本堂

遍照殿 弘法寺本堂内

耕作守護所 三千坊本堂内

長榮山 常念寺本堂

心徳院 報恩寺山門

瑞雲山 報恩寺本堂

濟苞 萩別院山門

元祿四辛卯月七日

華頂山大僧正貞現書

丙子孟春

国慧極書

旧明倫館本門ニアリシ
モノ、裏面ニ享保巳亥
正月穀日後学場中章書

署名印ナク書者不明

署名印ナキモ運照律師
(明治初年ノ人)ノ書ナ
リ

署名印ナク新ラシキモ

吉見正頼書

涼松山 長寿寺山門

花慶山 瑞雲無〇〇露〇多書

選佛場 海潮寺禪堂

吉運山 亨徳寺山門

瑞光山 梅蔵院山門

靈光殿 梅蔵院本堂

願心寺 梅蔵院本堂内

詔興山 妙蓮寺山門

龍寶山 靈巖寺山門

靈巖寺 靈巖寺本堂

大教正華頂山松翁

印ノミニ裏面ニアル宝曆
寄進ノ四字丈ケ判読

道榮八居敬ノ師
印アルモ筆者不明

普照院 靈巖寺本堂内

智恩院大僧正貞現書

松原山 法華寺本堂

佐玄龍題

重砂山 蓮池院本堂内

署名印ナキモ三滝岱ノ書ト伝ヘラル

祥禎 多越天満宮本殿内

草安世書

東都七十八歳

天満宮 多越天満宮本殿

龍湖觀和書

三見金峰権現社

本社は人皇五十一代平城天皇御宇大同元年戊春、大和国吉野郡金峰山より勧請仕る。其後大内家御代々御信心篤く、政弘公ある夜、夢の中に御神跡出現し給ふを見給ひ、佐渡の守中原の朝臣清國まで夢の趣きをお語りあり、これに因り佛師播磨法眼へ神願を仰せ、延徳三亥三月奉安候社の棟札中原方に存置有之候処、享和三亥年杜火炭の際焼失したるも其写し如左候

当山鎮守蔵王権現尊像 佛師播磨法眼作

大檀那 大中大夫左京兆士防長豊筑大守政弘朝臣

大檀那 嗣君朝議郎 本州別駕多々良朝臣義興

延徳三亥三月廿七日 鉢多寺住持前南禅寿棟謹造立

長嶺佐渡守中原朝臣清國

二王堂 大同二年建立の由にて、蔵王権現の二王門と申し伝へ候

并惣地下男女

大工 桜井久助 巫

墨癡 沙門 某甲 誌

見島の島酋山田氏と地頭長富氏

毛利藩軍用主事として見島に滞留した新山政長が安政五年著す所の乾島略志には、同島の地理、風俗、海防のことより、風土、故事、捕鯨のことに至るまで、精細に記載せられてあり、見島研究には逸することの出来ない文献である。茲に掲出した標題の件は同書に準拠したものである。

島酋山田氏、其の先は平の家貞より出づ、家貞は筑後左衛門の尉と称す、文治中、平氏拳族壇浦に敗死す、家貞は能登守教経と潜に此の島に逃匿し、子の光貞を生む。子孫世々山田に居る、因て氏とす、遂に一島を并有し、福戸山に拠りて地頭と称し、土民皆之に臣従す、族党頗る多し、後に周防の大内氏に属し、其の偏諱及び徽号を賜はる、大内氏亡ぶるに及び、石見の益田氏に属す、後ち防長我藩の封と為るや山田氏も亦服事す、官乃ち其の地を割き、之に分賜し、命じて毎年其の海産を献じて貢賦と為さしむ、見島の一者と称す、己にして自ら士班に列せんと請ふ、官之を許し、以て島監と為す、官舎を福戸山の下に建て、世々之に居り島人の運船及び他邦運漕の船艦に遇ひ漂ふて海岸に達せる者を皆之を検す、喚ひて御番所と曰ふ、今に至るまで三十余世、益々土人の心を得たり。近世又た軍用方の屬吏となり、専ら心を海防に用ゐ、兼て郷兵の炮技及び刀筆會計の諸務を督す、廉潔職を奉じ、一郷感服す、官其の功勞を賞し、命じて階一級を進む、家業昔年

。二王御長さ八尺、木像。堂は桁行三間、梁行二間瓦葺になされ候、御紋七ヶ所。御境内の際地一畝二十九歩、但し御高札場とも云ひ置かれ候事。

以上は風土注進案の稿本と思はれる三見村善照寺所蔵の文書にて、庄屋阿武又左衛門が天保十三寅八月に書きたる阿武郡当嶋三見村土風に拠る。

相島大日堂棟札

相島大日堂は字、合前にある浄土宗常念寺末寺で、全島人の尊崇をうけてゐる。本尊は高さ三尺三寸の木像座像で、五軀の脇土像と共に、寿永元年正月四日本島西海浜に漂着したのを、翌二年一堂を創建して安置したものと伝へらる。文化六年に至るまで五度も火災に罹つて居る。地下上申によればその棟札は次の通りである。

奉建立靈松山龍福寺

本尊宝殿

原夫当寺草創往昔難知矣再興者永徳二壬戌成永五戊寅永享九丁巳文明六甲午都四度其証有古棟札爾來斷修覆經堂舎傾廢不可有不歎茲各発無二丹心聿改旧草堂修管新一宇快安置如來四天尊像者也竊聞以草蓋覆佛人者世々自然有宝蓋文金言有頼仰願天下泰平国家安全嶋中繁榮悉地円満而已其賦曰深惠芳情無礙忘昆廬遮那即梵宮新香頂礼靈松下微善薰風弘一塵

時 維 貞享元甲子年九月上〇吉辰

施主 中村十郎兵衛

莊屋 同 正右衛門

院

に比すれば則ち稍々微なりと雖も、血食連綿六百四十余年、門閥の旧きこと世に少き所なり。

長富氏は箕島の地頭にして其の由つて出でし所を知らず、永祿中隠岐守某あり、高見山に拠りて山田氏と相抗す、会々細川氏の亡臣三善因幡其の二子及び從卒数人と來り長富氏に投じ、兵を合せて大に山田氏と戦ひて敗績し、隠岐守大多武山に走り、髪を削て僧となる、其の余裔或は民間に存し、詳かにすべからず。

山田義太家略系

昭和四年見嶋村福戸山に「福戸城」と云ふ石碑を建てた萩市惠美須町山田義太氏は見島の島酋山田氏の嫡流である。同家の系図は見島史実を調べる際、参考となるべきものであるから、昭和十年三月写し得たものを次に掲げることとする。

山田家正統之譜第

葛原親王(桓武天皇第四王子)——高見王——高望王——良望王——

貞盛——維盛——貞度——貞光——家房——

家貞(筑後左衛尉)承元四年、五十二歳逝

(貞純は家貞の長男なり)

光貞 寛元二年、四十三歳逝——国貞 康元第一年、五十有
余歳逝——武貞 徳治元年、七十歳逝——光正、延元年中、七
十余歳逝——家正 嘉慶二年、四十一歳逝——弘貞(初曰時貞)
応永三十一年五月十四日、九十八歳逝、明徳年中依功義弘公よ
り弘の一字を賜ふ。長富の変あり。——家盛(筑後の人)寛正六
年、七十二歳逝——家光 文安五戊辰、三十六歳逝——家長
文亀元年、六十六歳逝——家忠 大永七年六十九歳逝——弘光

天文十三年、六十三歳逝——弘正 天正六年、六十六歳逝、風石州益田右衛門——氏相、不知——弘良 慶長十三年、七十歳逝。益田隨屬、妻は石州小原城小原外藏之女也。子に次のものあり、敬英(山田伝右衛門)、弘正、弘之、明矩、女子。
—貞信 寛文七年、八十九歳逝——氏種 権八郎改五郎兵衛、万治元年、三十九歳逝——氏貞 延宝三年、六十三歳逝——氏信 享保三年、七十六歳逝——種政 寛延元年逝—包教(権八) 延享四年逝——包政 明和二年、三十六歳逝——包眞 天明七年逝——包正 天明九年逝——包敬 寛政八年逝——包信 天保八年、四十三歳逝。文化十四年諸役人屢々渡於当島時忝得炮火大筒稽古悉比伝授了。——包雅 慶応三年逝——定一 明治三十九年、五十五歳逝——義太 当主。

見島八幡宮棟札

郷社見島八幡宮の棟札写は他の文書と共に、山田家に存し、見島史を窺ふ好資料である。以下その大略を記す。
但し第一号明応五年の分と、第二号永祿十二年の分とは己に「萩附近の史実」に載せてあるから、茲には略記した。
第一号 八幡宮御上旨。地頭三善朝臣大願主因幡守子孫繁昌(銘文他は略)

明応五年八月三日丙辰

大工因州 成家
下神師 沙彌

第二号 欽奉建立 長州大津郡見島郷八幡宮一社之事

大檀那益田吉衛門佐殿藤原朝臣藤兼并御息次郎殿元祥身心堅固
武運長久(銘文簡略)

千時永祿拾貳巳己五月三日

願主 山田長門守 三善朝臣氏相 敬白

大工 山田木工丞 原式部允

大宮司 山田平兵衛尉利景 当師 肥前坊別当三位坊

納工泉 山田和泉守 山田右馬允 永富兵庫允

鞍頭 多田左馬大夫相輪

筆者 惠均(僧生年十六歳防州國請寺々僧山口龍乱入島之際書之)

当奉行同所務代 山田長門守氏相 鍛冶 伊賀地与左衛門

(貞觀元年初テ有建立。当社建立大永七年ヨリ至永祿十二、四十八年也)

第三号 欽奉建立 長州大津郡見島郷八幡宮一社之事

大願主丙戌歳山田五郎衛門尉為長命(銘文他は略)

慶長十四年つちのとのとり九月廿五日

山田五郎兵衛三善朝臣氏種一建立敬白

当御代官 安部彌右衛門尉以藤

大工 永富久左衛門 山田助左衛門尉

大宮司 多田七郎兵衛 当師 伊与坊

鍛冶 伊加地長左衛門尉 鞍頭 多田半太夫

(当社建立永祿十二年ヨリ慶長十四年迄四十二年ナリ。当社立初ハ貞觀元凡六百四十三年ハ山田五郎左衛門調也)

第四号 欽奉建立 長州大津郡見島八幡宮一社之事

大願主丙戌歳山田五郎兵衛為長命福貴(銘文簡略)

千時寛永元年甲子九月吉日

願主 山田氏種子同五郎兵衛尉三善朝臣氏貞一建立敬白

大工 永富作太夫 山田助右衛門尉

第八号 銘文略

維時寛保三癸亥閏四月大吉日

釈氏七十五世之孫前總持幻寓於城且姜里烏髮之布納金龍海

雙肅書

長州見島郡島曾山田権八包教

地方庄屋実渡辺姓 山田与三允

神主 多田求馬 社僧 讚岐坊観清

浦方庄屋 権兵衛 畔頭 彌兵衛

畔頭 孫四郎 三郎兵衛

浦畔頭 五右衛門 治右衛門

修補頭取 酒屋平左衛門 久兵衛

伝左衛門 平右衛門 山田喜初衛門 惣七 忠右衛門

新左右衛門 清右衛門 七郎左衛門 茂平治 三左右衛

門、藤平衛 又右衛門

大工 利左衛門 惣兵衛

檜皮師 瀬川奎左衛門 田原渡八 綾部半七 山根伝兵衛

第九号 銘文略

宝曆十三癸亥歳四月十有五日(其他人名等なし)

第十号 欠

第十一号 当社御殿屋根及大破候に付檜皮新規葺替きりの輪惣包

替其外つり殿拝殿取繕の事

文政三庚辰八月

世話人 庄屋 山富喜左衛門 年番庄屋 中村平左衛門 畔

頭治兵衛 長左衛門

庄屋代 嘉右衛門

大宮司 别当丹後坊 当師 伊与坊
破頭 多田左馬太夫
当奉行同所務代 山田五郎兵衛尉
鍛冶 伊賀地佐平次

(当社建立慶長十四年ヨリ寛永元年迄十六年也)(下略)

第五号 欽奉建立 同前 銘文 略同前

千時万治二年起八月吉日 山田五郎兵衛氏貞

大工 永富太郎右衛門 大宮司 常陸坊

当師 别当讚岐坊 破頭 多田左馬太夫

当奉行同所務代 山田五郎兵衛尉

鍛冶 伊賀地忠右衛門

第六号 銘文略

寛文八天戊申三月吉日 島曾 山田五郎兵衛尉

庄屋 惣右衛門 葺師 瀬川又兵衛

葺師 永久喜兵衛 大工 太郎右衛門

第七号 銘文略

千時宝永五歳戊子春三月廿六日

落魄寒士佐藤氏直恒七十六歳書寫

島曾 山田権八郎 社僧 讚岐坊

地方畔頭 清右衛門 神主 多田右京 地方庄屋 山田惣

右衛門 檜皮師 瀬川又兵衛 地方庄屋 七郎左衛門 浦

庄屋 彌兵衛

大工 兵右衛門 清右衛門

浦畔頭 吉兵衛 鍛冶 惣右衛門

年寄 由松 彌五右衛門 茂平 惣左衛門 正平 彦左衛門
 門 五郎左衛門
 檜皮師 吉松治右衛門 平川治左衛門 綾部五郎次 青木
 富四郎
 菽世話人 中村文蔵 檜皮手子 庄蔵
 大工 善蔵 与三左衛門、栄蔵、清吉、長左衛門 平左衛
 門 半五郎 彌吉
 左官 由蔵 木挽 三郎衛門

見島讚岐坊の大日如來座像

昭和廿八年二月に出された菽高等学校社会研究部の見島調査書によれば、本佛は全長三尺九寸二分の木像で、寄木造りである。その胎内銘は胎内背部に在り、一行に次の通り、墨書せられて居る
 応永十二年乙酉三月十三日住持了元體白佛子侍徒
 了元とは讚岐坊縁起に拠れば「僧家妻帯引証事」の条に「祖了開、二世了元云々」とある僧のことで、応永三十三年四十三歳で涅槃に入つてゐる。

常念寺山門

萩市下五間町常念寺の山門は、寺伝によれば元來京都聚楽邸の裏門であつたが、輝元公が太閤より拝領し、伏見邸の裏門として居たものと云ふことである、それを輝元公入府後本寺に寄附せられたが、愈々建設せられたのは棟札にある通り、公の歿後八年の寛永十年である。

附近に以前道祖神の石祠があつたと云ふ。帰途旧道を通り、下七重に降りる急坂で、猿田彦大神の碑の上部にある日月の標を見、杖の跡は是と何等かの関係があるのではないかと云ふ疑念を生じた。この疑問を解き度いと思ひ、同年八月廿七日同好の学生四人と共に再び上七重に登つた。

伝説を持つ杖の跡のある石は、永らく土中に埋つてゐたのであるが、昭和十五年四月道路改修の際、上の土が取除かれ、再び姿を現はしたものである。一見するに大きな両眼（その位置は稍下がる）を有する雪達磨が西に頭部を向けて仰臥して居る恰好である。實際は眼のある上部と下部とは一平面ではなく、互に斜面をなして居る。下部の広い所の横径は三、五五尺。上部の狭い所の横径は二、二尺。高さは二、三四尺。右側面の厚さは九、五寸。左側面の厚さは七寸。両眼の間隔は八、五寸。両眼の直径は共に五、一寸、右眼に当る孔の深さは上部二寸、下部四寸。左眼の左寄り上部七分、右寄り下部は平坦、即ち平坦部は半月形をして居る。中村翁の話によると、こは青石で此処の地石ではない、恐らく大井川の南岸から運んで来たものであらうとのことである。

柳田国男先生が監修して出来た民俗学辞典には次の解説文がある。「手形石、足跡石などの所在は境界の神の祭場附近であることは、重要な共通点である。而してその伝説は大力または巨人の事蹟として説かれて居るものが多い。もと／＼その石は神を祭る場であつたので、この石をめがけて神が降臨すると考へられた結果、神の手形や足跡のあるのが当然だとして、この種伝説を生じたのであらう」

以上記した説明や解釈を総合すると、次のやうな推量が成り立つ

央の裏股には桐と牡丹の彫刻があり、其構図は雄大で、桃山時代の特色を備へて居る。（口絵参照）又本鴨居の上には左甚五郎の作と云はれる二疋の木彫獅子が、足を釘付にされて金網の中にある、これに就ては色々の伝説が世俗に伝つて居る。山門の平瓦の内には蜻蛉に似た模様があり、その瓦当が三角形をして居り、桃山時代の特長を備へて居るものがある。（萩の瓦参照）大門棟札の写は左の通りである。

奉造立大門一宇、当住持辨蓮社長上人敬白 寛永十年八月十日 大工往吉又右衛門

巨人の杖の跡

旧萩にある巨人伝説は三好氏が別項に書いて居られるが、大井にも次のものがある。大井村浦の岡（串山城址）に巨人の足跡と云はれる窪みがある。（大井出身福川村黒川小字蕨野森田新助氏昭和廿五年談）。又大井村上七重の中村元吉翁（昭和廿五年七十六歳）の語るところに拠ると、「巨人は上七重と羽賀の台に脚をふんばりて小便をなし、その為め窪地となつたのが大井平野である」と聞き及んで居る。尙その他に巨人の杖の跡と云ふものがある。是に關して余は昭和十六年十一月発行の「萩文化」に一文を載せたが、実物も見ないで、想像説を書き過ぎたと、後で考へ付いた。其後二回同所に行き、調査したので、前文訂正の意味を加へて本文を認めた。昭和廿五年四月九日余は同趣味の友三名と共に大井村上七重に行き、途で逢つた波多野義雄氏の案内で巨人の杖の跡を見た。この跡のある石は大井村と紫福村との境界である峠より数間手前の路傍にある。波多野氏と中村翁との話によると、此

一、この石の在る場所は両村の境界で、道祖神祠、伝説関係遺物存在の適格地である。

一、巨人の杖の跡と云ふことは、石上に残つて居る巨人の手形、足跡と同様の意義を持つものである。

一、遠方から態々青石を運んで来て居るのを見ると、神人降下の場として、敬虔の意を込め、作つた祭壇と思はれる。

一、二つの孔は猿田彦大神石碑によく見る日月の標になぞらへて作り、右方は日輪、左方は弦月を表現したものと思はれる。而して年月がたつ内、伝説を作り上げる素因となつたものと思ふ。

萩附近の猿田彦大神と道祖神祠

猿田彦大神及び道祖神祠は大井上七重にある巨人の杖の跡と多少の關聯があると思はれるので、同好の士と共に、萩附近に存するものを調べ、貧弱ながら次の二十例を得た。	祠名	所在	建設年時	備考
道祖神石祠	樺区大谷神田口	享和元辛酉三月吉日	日月標あり	
猿田彦大神	樺八幡社境内	文政二巳卯三月吉日	日月標あり	
木造道祖神祠	桜山（面影山）麓天保三辰十一月神吉日		日月標あり	
猿田彦大神	福川村黒川県道附近天保九年戊戌八月		日月標あり	
猿田彦大神	雁島橋上方	天保十二丑三月	日月の字あり	
猿田彦大神	福井八幡社附近	天保十三寅六月八日	日月標あり	
猿田彦大神	大井村八幡社境内	天保十四年卯三月吉日	日月標あり	
猿田彦大神	大井村黄幡社山麓	安政六巳未四月	日月標あり	

猿田彦太神 大井村上七重旧道 嘉永二年酉三月吉日 日月標なし
 猿田彦大神 大井村上七重下方 明治七年戌八月吉日 日月標あり
 猿田彦大神 川上村椿瀬 明治十七年四月十五日 日月標あり
 猿田彦大神 大井村黄幡社山麓西方 日月標あり
 庚申猿田彦大神 金谷天満宮境内 日月標あり
 幸神猿田彦大神 往吉神社境内 日月標あり
 猿田彦大神 川島天王鼻 日月標あり
 猿田彦大神 大井村馬場 日月標なし
 猿田彦大神 福川村庭野 日月標あり
 猿田彦太神 鶴江神明社山麓 日月標なし
 猿田彦大神 前小畑溜池土堤 日月標なし
 猿田彦大神 奈古村飯島 日月標なし

猿田彦大神と道祖神とは殆んど同意義で、行人を守る道の神さまである、表中の飯島、鶴江、天王鼻、往吉神社のものは舟路を守る神さまと解すべきであらう。庚申、幸神も本来の意義は違つたのであるが、猿を神の使と考ふることなどより、世俗的には同一と見られることは、庚申猿田彦などと連記のものあるによつても明かである。表を通覧するに猿の字が四種ある、猿と猿の衣の上部が異つて居るのが二種及び猿である。大神の太になつて居るものもある。並んで居る日月標の位置は、向つて右が日であるのが、普通であるも、時には月が右にあるものもある。日は円形なるは勿論であるが、弦月は三ヶ月より十日月位まで種々ある。日月の凶形(標)の代りに日月と漢字で書いたものもある。又日の標に花模様を添えた丈のものもある。日月標の全くないものも相

、常念寺本堂に常念寺真景并沿革略記。(以上昭和十九年九月調)

- 四、社寺の境内に檜、杉、楠など寄進。
- 五、学校、社寺、慈善団体への寄附金。
- 六、貧困者のために慈善風呂、救助米、又は祭日縁日に御接待としての給食。
- 七、交通安全を期して街燈の点火
- 八、八十歳の自祝宴に左の通り三種の薄手白磁盃を作つた。イ、内面には寿老人が「人の為め世の為めになる慈善行樂に八十路の歳祝ひ」と書いた軸物を持つ淡彩画、外面には縁寄りに署名。ロ、内面はイと同じく、外面はイと同様なるもの他、高台外方藍色の波状線をめぐらす。ハ、内面には寿老人が「慈善道有漏路ばかりか無漏路まで尽したいのが翁が誓願」と書いた軸物を持つ淡彩画、外面には文字などが無い。この盃は熊谷町の盃商中村智一氏が描いたものである、同氏は春峰山人又は春仙と云ふ雅号を持つて居るが本盃には署名を見ない。

第二章 香川 政一

一、萩附近の地名に就て

近藤清石翁の著霜堤隨草を見ると、萩の名の起りは椿からである、ツバキのツが省かれたのであると静間三積が言つたと書いてあつて、別に異存が書いて無いから、翁も同意見であつたらう。予按ずるに梅松論に長門安武郡椿の浦船頭孫七といふことがあるが、是は今の玉江附近であらう、而して川上村に椿瀬といふ所がある、今の龍蔵寺の渡しはもう少し上にあつたといふが、その渡

当ある。建設年時は享和一、文政一、天保五、安政一、嘉永一、明治二、無記載九で、天保が特に多いのが目立つ。道祖神に就ては、神代に於ける伝説もある位であるから、もつと古いものもあつてよいと思ふが、風雨にさらされて亡失したものと考へられる

徳富淺次郎翁の遺芳

三井政一氏の祖父である徳富道行楽徳翁は、佐波郡西の浦の生れであるが、十七歳の時農をやめて萩に來り、刻苦勉勵、家土地を購求するに至つて母を呼び迎へた。河添に居た時は私塾を開き、児童に漢籍珠算を教へたこともある。文久三年新堀相場市で奇利を博した。明治十三年中渡筋へ移転し、農の傍ら種物商を営む。晩年失明し、呉市に居る長男寿太郎の許で逝去、享年八十一、常念寺に葬る。翁は佛教の篤信者で、常に聽聞し、好んで各地靈場を参拝した。資性温良、私財を投じて社会公益事業に尽すを無上の榮みとし、次のことをした。

- 一、道標石を各所に建つ。例へば江向八丁橋本町に出る角、江向慶安橋々詰、東田町土田八百屋店前、川上村立野入口の小橋々詰、川上村筏場信用組合の前、大津郡日置村人丸へ曲る道の角など。
- 二、橋梁の架設及道路の修理。例へば平安古石屋町武林家附近の道行橋。
- 三、各所の社寺に額を奉納して居る。例へば金谷天満宮に萩地区、春日神社に萩略図、往吉神社に同社の図と同社の由来書、多越天満宮に同社の由来書、田中荒神社への奉納額(今は多越天満宮拜殿にあり)、新堀金毘羅社に二孝子金毘羅社に参詣の図

を渡つて玉江浦に至る沿岸一帯が椿浦であつたのではあるまいか。萩古実未定の覚に次の記事が巻首にある、「萩と云名は阿武郡萩津浦と申す事大内義隆公より正判物今の川島の指月山善福寺に、天文の頃義隆公の判物萩津浦にて一丁と有之、」而して此の時の善福寺は指月山の麓にあつた、斯くて多くはこの萩津浦と椿浦とを同一に思つて居るやうであるが、それならば中間時代の椿津浦があつたかといふと自分の寡聞かも知らぬが未だ聞かぬ。自分は萩津浦は椿浦で無いと考へる延喜式の兵部省馬の条に埴田がある、之を小埴田といひ、以て小畑となつたといふことは古人が認めて居る。注進案永享三年大井奈古寄鯨争論の文書に萩浦といふことがあるから、萩浦は大井に近い所であつたかとも思はれる、大井は国造の居所で附近には外国船の発着が無かつたとも言へぬ、随つて小畑に近い越ヶ浜の近辺を埴田津と言つたかも知れぬ、埴田津が埴津となり、埴津浦となり、転じて萩津浦、萩浦等となつて椿郷東分の河海の沿岸から龍蔵寺渡しの間くらいが、萩浦ではなかつたらうか、長門金キに曰く、

当所を萩と申事は今、古萩と云所に人家あり今の田町通りより南東は皆沼にて葦原の水溜りなり(中略)本の名所を古萩と云也

さらば萩の町も椿浦よりは遠く、萩浦よりは近き所に最初発達し、遂に新発展の三角洲の上の町を専ら萩といふに至りしならんか因に龍蔵寺縁起に出でたる埴田は埴田より転訛せる名ならん埴田の名延喜式に出でたるも、素より其の以前から有つた名と考へる

萩物語

一、茂る新樹

志都岐山神社の祭神の一なる忠正公の新樹と題する俳句に「日にそへて茂るや庭の夏木立」といふのがある。史都としての萩が次第に名高くなるのは、或意味に於て、夏木立が茂るのである。而してそれが毛利氏の恩恵であることを、萩人士が忘れて居りはないか。敢て之を全部とは言はぬが、私は萩物語の最初に於て反省して見たい。

広く之を見て我が日本の国威は日に益々發揚する。爰に又一種の夏木立が茂るといつて宜しからう。而して斯くなつた要素中に忠正公が天下に先つて藩籍奉還を首唱せられたことが大に關係を持ちはしないか。更にその前に遡つて、忠正公が安政五年八月二十一日に甲谷兵庫の京都から齎して来た戊午密勅を忠実に奉戴して、王事に尽すことに積極的に踏出されたことが、大に後日新日本の生るゝことに關係しては居らぬか。

昭和十五年は忠正公の七十年忌になる、私はその記念として戊午密勅を大石碑に刻んで志都岐神社境内に建てられるやう、毛利家に願ひたい、而して萩人士には別に何か適當な記念の工夫をして貰ひたいと考へる。

祭神の一なる毛利元徳公の明治元年五月の歌に「天地も更に開けし心地して新なる世の春は来にけり」といふのがある。私は之を讀む毎に追懐に堪えぬ。

二、土地神

毛利輝元公が築城の際には、指月山の南麓に、土地神と善福寺と

があつた。善福寺は吉見家の禮寺である、之を川島へ移して其跡に、洞春寺と妙玖寺とを建てられたといふから、当時の善福寺の境内は相応に広いものであつた。今は洞春寺も妙玖寺も萩には無いが、英雲公が元就公に追孝のために、洞春寺境内に建てられた千部の説経所だけが旧位置に残つて、民家に改造せられてゐる。洞春は元就公の法論であり、妙玖は公の夫人のである。

土地神は善福寺の東隣にあつたが、此の神は古い由緒があるので、三代実録の清和天皇の貞観十五年十二月十五日の条を見ると、土地神に従五位下を授くと出て居る。英雲公は毛利第十代（元就公を第一代として）の藩主であるが、土地神社を改築して、これに毛利家の遠祖天穗日命を合祀し、別に全くこれと同様の一社殿を並べ造つて、これに元就、輝元、秀就の三祖を祀られた。

仰徳神社とは両社を合しての社号で、英雲公が京都に請はれて、下賜せられたものである。後文政十二年には正一位の宣下まであつたが、維新後に悉く解除せられた。幸に社碑が旧位置に残つて居るので、自ら昔の土地神の社地も明瞭に知られる訳である。此の社地は平安時代からの地方文化の發達變遷を察する上から、重要な地点にもなるので、是非湮滅を防ぎたいものである。

三、指月

毛利家の芸州吉田居住即ち元就公時代の晩年には、阿武郡内の徳佐から嘉年、高佐より海岸に出て、萩に達する沿道地方は、凡て毛利家から津和野三本松城主吉見正頼に、所領として与へられて居つた。正頼家を嗣子広頼に譲つて後は、來つて萩の地に隱居し、其の居る所は今の天樹院のある所であつた。其の頃の堀内は或は指月といふ地方ではなかつたかと思はれる。

六、慶安繩手

石屋町と並行する江向の水車筋は慶安年代即ち萩築城後約五十年頃に出来て、慶安繩手と言つて居つたが、忠正公の時に、其所に水車を設けて蒸氣機関を動かすの兵器製造場を設けられ、其の水車が長く維新後まで残つて居つたので、水車筋というやうになつた。

萩菊ヶ濱御台場築造に関する

文献

(一)

萩菊ヶ濱御台場即ち女子台場と称せらるる土壘の築造は無論萩在住の諸士を中堅として行はるるものなるが故に、藩当局は文久三年六月十五日第一着に右の諸士に対して次の令を下せり。

此度菊ヶ濱へ総土壘築造被仰付候処、右は攘夷之御策略に付御城下之御固筋不容易御造作之儀に付、在住の諸士中未々迄、心持次第人役は勿論、何に依らず御入用之品勝手に差上候様被仰付候尤土壘築立御用掛役座承合候様被仰付候事

(二)

土壘築造の中心地は城下の浜崎地方たるべく、猶努力不足の當時としては、最初より衆庶の助力を期待することは勿論なるを以て、六月二十二日第二着に藩当局が萩一般、浜崎並に近在の諸村に下したる令達次の如し、更にこの令達の言ふ所によりて築造に關して最初に萩乃至浜崎在住庶民が請願したことに自ら端を發して居ることも知らるるなり

此度市中之者、浜崎町方之者より願出によつて、於菊ヶ濱惣土

阿武郡高俣村高佐の徳性寺に正頼の息女妙性院の墓があつて、天正十三年八月二十九日死所指月と刻んである。正頼は津和野から萩へ往來の中宿として高佐に、別館を構えて居り、其処の清閑を愛し、息女は常に高佐の別館に居つたが、一夜暴漢が多くの部下を引連れ來つて、息女を強奪し去らうとしたので、護衛の兵と激戦が起り、息女は辛うじて萩に逃れ、遂に指月にて逝去したといふ伝説で、墓が徳性寺にあるのは、居館が寺となつたのである。

四、猫塚

天樹院の南の横手の筋を猫ノ丁といふことは、知らぬ人が多い。輝元公薨じて長井雅楽の祖先である長井元房は当時猫ノ丁に居つた。元房に愛猫があつて、元房の殉死するや、愛猫が痛く悲しんで、天樹院内の元房の墓側を去らなかつたが、元房の四十九日の法会の日には愛猫は舌を噛んで、元房の墓前に死んで居つた。寺僧之を憐み、陰かに寺門内に葬つたといふ。土饅頭のやうな土塚が自分の幼時の頃までは、天樹公の廟所の門に入ると、右手の松樹の下にあつたが、今は無くなつて居る。猫ノ丁といふ丁名はこれから起つたといはれる。

五、平安湖の跡

慶長九年の輝元公指月入城後五、六十年間、今の石屋町附近一帯は猶一面の水で河水流入し、満潮の時には海岸端方面から海水も這入つて來て、全く湖水の觀を呈した、これが所謂平安湖である。貞享の初年に友正といふ一僧があつて、此処を埋め立て、石屋町を作り平安寺を建てた。これが平安寺の開基であつて、此の附近の人の長く忘るべからざることであらう。最近まで平安寺後に蓮池の残つて居つたのは、友正の埋め残りである。

轟築立被仰付候処、右は攘夷の御策略に而御城下之御固筋、不容易御造作儀に付、御国恩を思ひ、人役は勿論、竹木、杭、柵、柵其外御入用之物々、差上度相願候者は、勝手次第可被差免候、尤土轟築立御用掛役座承合候様被仰付候事

(三)

厚狭毛利氏用所日記六月二十五日の条に記する所次の如くなるを以て、世々々六月二十五日を起工日とするものあれども疑問なり今日より菊ヶ浜え土轟築立被仰付候に付、萩・浜崎町中への御沙汰にて、壯年之男女は勿論三才之童子、百歳之老婦まで、我を先へと罷出、ツツボ襦袢に小袴、又は緋縮緬之ゆもじに緞子之帯、云々(中略)町々丁場受にして、緋縮緬、白縮緬、金きん、毛氈等へ、外道退治御加勢、又は何町請場、或は真宗講中請場など書付たる昇を立て云々(下略)

この日記を疑問とする点は初日より余りにも諸町、講中の手筈能く整ひ居ること及び町内の加勢のものが初日より衣服に驕奢を極め居ること等なり。防長回天史を見るに次の記事あり。

此工たる首として資を貢献に待つ乃ち力めて人心を寛にせんと欲し暫らく制禁を解き、絹衣歌舞酒食の娛其の為す所に任す、是に於て役に従ふもの往々恩に狂れ、(中略) 憚るなきに至る、有司之を憂へ云々(下略)

最初より奢侈を専にせしにはあらざるが如し、回天史又次の記事あり。

七月十六日金を商家に借り、五百石を購ひ、助工小民の食に供し、内藤佐兵衛を以て、築造用掛となし、日夜工事を督促せしむ。

歳の一曲を謡うて奉行所を辞去するといふ、如何にも立派な態度である。大悦びで奉行所を出ると、町内の者が来り迎へて、自分の町まで帰るに、道の曲り角に来合はす毎に、一同が扇子を開き、両手を挙げ、大声で「一ジャー」と呼ばつて、又歩んで行く、而も一同が紋付袴の出で立ちである。何とのんびりした有様ではないか。

廿七、八日が祭礼である。廿八日に神輿の御巡幸があるが、それには殿様から、金棒と称する護衛兵を一隊御附けになる。金棒は白丁の装束を着け、金棒を地に曳いて、チャラン、チャランとい音を立てつゝ、適當の間隔を保ち、左右に分れて、神輿の御行列を護つて進んで行く。若し御行列を横切る者があると、それが誰でも構はぬ、金棒が打ち据えて宜しいといふ權威を与へられて居つた。

殿様の石高三十六万石に因んで、萩が三十六町に分けてあつた、而して二町宛が交替して、今も為す如く、夜見せをする。其日が廿四日から廿七日まで四日間店先には人形を飾り、座敷には和漢の名画珍器を列ねて饗宴を開く。これ亦今日のやうな貧弱なもので無く、近郷近在から替り合せて見に来る。それは賑かなもので、之を名付けて往吉町と云つた。往吉町に當つた町では、各戸皆な家の修繕をなし、建具を新にして、町の面目を一新するの例になつて居つて、自ら城下町といふ面目を保つるの制にもなつて居つた。

二、船倉

浜崎の御船倉が今では史蹟天然記念物になつて居るが、是は天下に類の無いものであるから、何とかもう少し盛んに、世上へ宣伝

乃ち諸般の準備及び任命は初日より整然たるものにはあらざるが如し。無論回天史には起工日及び終了日を記さず、されども起工は六月中旬にあるが如く、終了は

経営数月を閲し工始めて成る

と記し居れるが、故老のいふ所にては九月下旬なりしもの如し

萩の濱崎物語

香川氏は長州新聞に昭和十三年三月二日より十四回に渉り、「萩の濱崎物語」を、昭和十三年六月十九日より十三回に渉り「萩物語」を掲載せられた。此処にはその内より人物紹介などの項目を除き、次のものを抜録して頂く。(九華誌)

一、住吉祭

濱崎では何と言つても、住吉神社が第一の名物である、否萩第一の名物ではあるまいか。昔は萩中が住吉神社の総祭をする制で、六月中を祭礼に充てるやうな姿であつた。濱崎の六区が世話係といふことになつて居つて、空地に芝居固屋をこしらへ、六月一日から歌舞伎芝居を招いて芝居をやらせる。祭礼の日までは、練習といふ名義で、木戸浅を取らずに、それを一般に見せる。定固屋を許されぬ當時のことであるから、市中の老幼がそれを何よりの楽しみに思つて、見物に出かける。素よりそれが町奉行所からの内論で、それをするので、敢て昔の政治を慕ふのでは無いが、昔の政治には大に人情味があつたのである。

諸町内からは祭礼当日に、踊り車を出すのであるが、神輿に供奉する順次を定めるために、廿七日に町総代が奉行所に集りて圖を引く。一番圖を引き当てた者は、終るまで残つて居つて、千秋万

したいものである。元来三百大名中、徳川時代に一貫して、水軍即海軍を持つて居つたといふのは、長州以外には無いので、長州以外にこんな船倉のあるべき筈はない。

長州の水軍は三田尻に根拠を置き、濱崎と大阪の淀川とに友軍を置いて、之を御船手といひ、濱崎は藩公の御膝許であるので、御座船と將船とを入れるために、特に船倉を設け、その数も今残つて居る二個だけでは無かつたやうに記憶する。而して彼処附近は凡て川が入り込んで居つて陸地では無く、船倉の中まで、無論水が入つて居つたと考へるが、明治後に埋めたものである。それも大分後のことで、自分の幼時などには、水があるので、倉中に入つて見るを得ざりしことを覚えて居る。

三、朋来舎

朋来舎は浜崎本町湯島家の向ひにあつて、これ亦日本中で、最初の小学校と見ても宜しからう。江向に新明倫館の出来た時に、館内に小学舎といふものも出来たが、それは士分の者で無くては入られぬ。然るに藩主忠正公は大に一般の学事をも奨励して、農民町人にも小学舎を建てるやう奨励し、維持は官から為してやるといふ沙汰を出された。茲に於いて湯島秀蔵が町内有志と計つて、濱崎の子女のために、小学舎を建てた。当島代官が杉民治翁であつたので、これが又大に本氣となつて世話をし、折柄七卿の一人である沢三位宣嘉卿が小畑に居られたので、翁から卿に頼んで朋来舎といふ名をつけて貰ひ、又翁から使用の教科書をこしらへることを卿に頼まれ、卿は為に香川津孝子伝、教民の詞、民の手ぶりの三書を書かれた。民治翁は之を松下村塾に於いて発行して舎生に持たせ、又山根太郎を招いて教師とせられた。学制発布後

明来舎が浜崎小学となり、それが明治十八年に、他の小学校と合併して明倫小学校となつたのであるから、明来舎は実に明倫小学校の起りである。

四、泉流寺の毘舍門天

維新前には嵯倉運河の河向ひに医徳寺といふ寺があり、東大寺の二度目の建立をして有名な俊乗坊重源上人作の毘舍門天の尊像を伝へて居つた。維新後医徳寺は泉流寺に合併したので、この尊像も今では泉流寺に伝つて居る。昔重源が阿武郡の北部宇生賀の高牟礼山から、大佛殿の用材を伐り出す時に、手づから尊像を作り、山に堂を建て、祭り、大事業の守護佛とした。後に堂が荒廃して尊像は医徳寺に伝はつて居つたのである。

五、八江塾

八江塾の起りは吉田松陰の親友土屋齋海である。松陰は川外に松下村塾を開き、齋海は川内塩屋町の自宅に八江塾を開いて呼応提携したのが、維新前である。維新後松陰の兄杉民治は松下村塾を継続経営し、齋海の門人中所可乗は妙元寺内に八江塾を再開した。可乗は魯堂と号す儒僧で交友広く、松陰の友なる芸僧黙霖の如きも、屢々来り宿つた。弟子に臨む態度は頗る嚴なるも、能く愛撫した。

第三章 山本博

大井村にて発見せる埴輪窯について

阿武郡大井村字円光寺の有名な穴観音古墳から約五十米上方で、土土採取中、たま／＼赫色の大形土器の破片十数個が現はれたこ

時代のものであるが、我国では埴輪窯として残つてゐるものは未だ一つもないので、非常に珍らしいと云はねばならぬ。何故珍らしいかと云ふに、第一に山の腹を刳り抜いて作つてゐる事で、一般の窯は築いて造り上げてゐる。だから周壁は粘土や石で堅めてあるものだが、大井村のはそんな施設がない。第二に登り窯の沈式であること、一般の窯は登り窯ではあるが普通は図地上へ築き上げてゐる。これは山の表土の下へ作つたのであるから沈式である。第三には約半分位は段を設けてゐること、第一その段も非常に原始的な特徴があつた。私は、この窯で無数の埴輪円筒の破片を見出したが、これは多分何処かの古墳へ使用するつもりで作つたのが、何かの為に崩壊して遂に用ひ得なかつたのだと判断してゐる。この内部から土製盾の破片と、土鈴と覚しきものを見出したが、盾も非常に珍らしい遺物であつて、学界へは以上の要項を更に詳しく報導することにしてゐる

大井村に於て新に発見せる蒙古軍艦の碇石

昭和十二年三月廿二日阿武郡大井村で、珍らしい埴輪円筒窯を発掘した後、同村佐々古の浜から揚げられたと云ふ、「エビス様の釣舟の碇」とか、「紀貫之の船の碇」だとか伝へらるゝ石があると云ふのをきき、調査に行つた所、疑もなく元軍の碇石であると云ふことが判明した。是は大井村から奈古村に通ずる旧道の一侧に在り、昔から「エビス様」と称して同村の伊藤信一氏が年一回祀つて居たものである。余は北九州で元軍の碇石を多数実見して居り、此種碇石に関する一論文を「歴史と地理」に三回に分けて

とを、同村小学校森重準一訓導より通知があつたので昭和十二年三月廿二日廿三日の両度、同所に到り、森重、磯部の両訓導及伊藤、久保田両氏等の協力を得て発掘調査した所、全国的に珍らしい埴輪円筒の窯址と云ふことが明かとなつた。最初に十数片出土した所が窯の上部即ち煙出しの部に当り、そこから西南方へ漸次下降し、長さ約五米、幅一米四〇、傾斜三十度を示し、底部には土圧で潰れた円筒が一杯である。

埴輪は垂仁天皇の時、野見宿禰が殉死代用としたと云ふことは、日本書紀に見えてゐるが、その当否は別として、最古の埴輪製作地が、宿禰出生の地、出雲附近にあるだろうと云ふことは、考古学者の既に早くより認めてゐる所であるが、その出雲に近い大井村から埴輪が出たと云ふことは当然である様にも考へられる。又埴輪は古墳の周囲へ埋めて封土が流れ去らない様に、使用したものと考へらるゝが、畿内地方では、是を用ゐたのは、貴人の陵に限られてゐるわけで、是より推考すると大井村にも、貴人の居られたことゝなる。大井村は是までも、石器時代以降の遺物を豊富に出してゐるが、古代は海岸部切つての繁華な都であつたと想像せられる。

日本各地には焼物の窯が相当沢山残つてゐるが文祿、慶長以後のものを除けば、其の数は俄然少くなる。更に溯つて瓦窯を除けば、我々の知つてゐる数は殆んど二三十位で、その大部分は祝部を焼いたものである。これと同時代又はそれ以前の窯と云へば、釉薬を用ひざる土器を焼いたのであるから、焼成法の未熟なのと窯の不完全な為めに、今日まで残つてゐるものは、十指を屈するほどもない。大井村で発見した埴輪窯は先づ千五六百年は降らざる



発表し、其後尙是に関する文献と遺物の探索に努めて居たのであるが今回偶然一新資料を得たわけである。此種碇石は普通長さは一米から三米以内のもので、大井村のは写真図の如く長さ二米八〇、幅中央部三四センチ、両端部二三センチ、厚さ二〇センチの柱形で、北九州のと同型同大である。石質は赤褐色を呈し、一見すれば紫福石（赤ボ石）に類似するも、それとは異り、日本産と見られぬものである。

九州では文永、弘安の兩度来寇した元軍の艦が神風の為め覆没したものが多から、その碇石が博多附近に多いのは当然であるが、山口県下では今回まで、発見せられたと云ふことをきかない、

大井村としても、元軍に関する文献或は口碑の伝はるものがないのであるが、今回の発見によつて、元軍艦の一艘が遙かに此処まで漂着した事を、確實に知る事が出来る。伊藤氏が是を惠美須様と信じて祀つて居たのは不知の間にエビス（元軍）の靈魂を弔つて居たこととなる。

大島紀行

大島と云ふ名を持つ島は我國の殆んど到る所に在ると云つて良し。だが私のこれからとり上げるのは阿武郡大島村の大島で、旧藩時代には流罪地の一に成つてゐた所だと云ふから、相当なものである。だが、もとより初めから罪人のために出来た島でない証拠に、人が住み、生活を樂しめる様に出来てゐる。春もあれば、夏も来る。一年のうちにそれ／＼變化に富んだ自然現象があつて、それが大島民衆の眼を喜ばせ、心を樂しますのであるから、島の生活も亦捨て難い。晩夏初秋の風は日本海岸に早い。水平線の彼方まで晴れ渡つた酷い暑が何日も何日も続いてゐても、秋への準備は既に整へられてゐる。その頃に降り出す雨が、まことに秋への序曲であつた。

笠山を右に見て晩夏の海上を雨あがりの冷しさと潮風の心地よさを満喫しながら、眼の前の大島を眺めてゐると。萩から三十分で行き得る近きとは考へられないで、何だか長い航海の後漸く目的の大島に來た様な氣もして処女の心臓の高鳴りに似たものを感じる。それに、それである、何ぞ図らん一步大島の波止場の上陸した時、私はあの島全体を焚き籠めた異様な臭氣に、俄然天国から下界の便壺に投げ込まれた様な悲嘆を抱かねばならなかつた。

いはゞ惣社の形式をとり、拜殿左前には珍らしく一字一石の宝塔がある。

六角形の玄武岩造り、その四面に「奉書写大乘法華經一字一石宝塔」生国民陽江苻長州萩願主物源淨接拜「正徳五未曆七月初七日」大嶋民家施物以志造之也」と陰刻する。

拜殿右前には石の狛犬一對、「長州阿武郡大嶋畔頭刀禰彌右衛門願主長岡十郎右衛門平時享和三癸亥八月吉日」と刻せられ、その傍の石造手洗鉢には「寛政八辰年八月吉日貞光小之右衛門」とあり、何れも八幡社の來歴を知る上に多少の資料と成るものである。

島人の語る所に依れば、大きな声では云へないが、御神体は萩の某八幡社から竊かに迎鎮したもので靈驗のあらたかなこと近郷その例を見ないと云ふ。どんな暴風荒海に遭てもこの島人だけは兎に角生命を落さないのは一つに八幡社の御加護に依ると幾多の例を数へあげてゐた。

それではこの八幡社はいつこの島の丸山に置かれ、そして現位置に遷座されたのであらうか。唯一の古記から要点を抜粋してみると、

- 1、宝曆年中広狭御改
 - 2、文化年中社寺所より八幡勧請先御改めありたり、依つて文政元丙戌十一月円智坊勧請の次第を返答す。
 - 3、元來本島に東護山西福寺あり円智坊・賢智坊住持したが、それ以前のこととは不詳
 - 4、八幡宮棟札の事
- 文政元年潤十月十一日

棧橋前の旅館は旅人を泊めるべく余りに粗末であつた。地下室の様な中をくゞり抜けて二階へ登ると眼の下に棧橋が見えてゐる。地方に近く笠山が見える。矢張り大島は萩から三十分の距離であつた。

島の先生の一人に浜村六藏氏がゐられることは此の前から知つてゐた。

中学生徒も数名この島から通学してゐる。浜村氏と章・武穂の二君が私を案内して「島の古き」を求めに出かけた。しかし島人の話によると四五十年前の大火が島の古記録類を殆んど灰にしたと云ふことである。そこで私は古さうな墓地へ案内を依頼した。島の西側、部落の背後に、チンチキドと呼ぶ小さな台地があつた。その叢林雑木の中で、意外にも、「光明開山清治大（？）公禪師嘉吉二壬戌四月廿一」と陰刻した宝篋印塔式塔婆の台部を見出し、先づこの島人の古さが嘉吉二年以前にあることを確かめることが出来た。嘉吉と云へば足利將軍義勝の時である。五百年前の墓碑が雑草に錯り、心なき鍬尖きに虐げられてゐた。而もそれは僧侶の墓碑であり、更に「光明」を山号とする一寺の開山の碑だと思へば、嘗ては此の島の民衆を濟度したであらうこの禪師が、その寂滅後一度は厚く葬むられても五百年の星霜は語り伝へらるべき話も忘れ、耕作の鍬足にかけられ様とはあまりにも浅間しき人の世であることを感ぜしめる。

島民の全信仰を一社に聚めた八幡社が部落の背後の高地に位置し、一望にして村と海とを眺めてゐる。もと東岸の丸山に在つたのを此の地に遷座あつたと云ふ。境内に小字数棟を配して杵築神社、住吉神社、出雲神社、惠美須神社、菅原神社等を併祀する。

天長地久諸願円満云々願主賢智坊

- 5、天明元辛丑五月再興
- 6、天明年中社地御改ありしが石ばかり所なる旨を庄屋安左衛門より返答し只今の通り安座す
- 7、寛政八年八月大阪より御輿買入（銀七百四十目）
- 8、寛政九年八月、御弓・御旗当嶋若者寄進す、太刀來國光（銀二百五十匁）
- 9、寛政十一年十二月拜殿建立

と成るが、これらの記録をそのまゝ仮に容認してその來歴を求めれば、丸山に八幡社を迎へたのは恐らく宝曆年間以前に属し、天明元年の再興に当り現在の土地に鎮座しましたと考へられる。その論拠として右の諸事を熟考し、現地に就いて考証すれば恐らく誤なきものと思はしめる。とすれば、一つ不審の生ずるのは拜殿左前の一字一石宝塔、正徳五年在銘の六角碑であるが、これと八幡社は恐らく当初より関係なく、経塚のある地へ再興鎮座されたものであらう。

八幡社の御神体を竊かに萩より迎へた運命が、更にめぐり廻つて神寶來國光の太刀が何時の頃とはなく此の社から姿を没したが、私はその在り場所を偶然の機会で知ることが出来た。紫福村の某社に今も神寶として祕藏さるゝ國光の刀こそまことに大島のものであらう。

島の人々は自分達は一体誰れの子孫であるか、それが知りたいと頻りに云つてゐた。過去の記録の失せた現在、それは求めて得がたきこと空の星の如く、僅かに仰ぎ望んで思を遠くに馳するばかりではあるが、私の眼で見て最も重要と思はれるものは「法大

師さま（弘法なるべし）を祀る前の五基の五輪塔、大歳神前の二基、疫神社前の三基の五輪塔であった。その形式に足利時代の風格を持てるは看過し難き所であり、従つてこれに纏はる伝説を聞き出すことに依つて島の歴史の大半は明らかに出来るであらう。夕陽が西一面に漲つて明日の晴天を想はしめる。波止場をめぐりて帰る漁船が点々と続く。島の漁人は朝出て晩帰る。地方のそれは晩出て朝帰る。島の人々は考へるだに恐ろしい大海原の怒りをいつも／＼忘れないのであらう。そこに神を崇め佛をたよる心が生れてくる。

鱒の大きな網代を持つた此の島人は幸にも電気を燈火とする恩沢を持つてゐた。どの家にも暗いながらに電燈がついた。そして本年度最後の盆踊にゆくべく娘達は粧をはじめてゐる。ほのかに灯のゆらぐ衣更の影が静かに海の上の流れに流れてゐる。村の楽しみ、娘の嬉こびは一年を通じて、この月の夜のざわめきであらう。有るか無きかの燈火の蔭で夜の潮の香をきながらいと殿御の囁をきく。娘は闇夜が大好きであつた。遅まじしい若者も、遅まじさの中に、優しさの中に、優しさをこめてゐた。そして夜の更けるのも知らなかつた。

宿の窓越しにそれらの楽しい幾組かの集ひの囁きを聞きながら、大島の一晩は私にゆつくり休養を与へてくれた。

(昭和10・9・10)

大井村古墳とその出土器

考古学と鉄道工事、道路工事、耕地開拓整理、山林開発等は最も仲の良い間柄である。我が考古学が常に斯うした近代的人口過

刺に依る労作に鞭撻されて、その識見を広めた例は枚挙に遑がない。大井村から見出された古墳遺物も正にその実証の一つである。小串線美禰線が合致した正明市駅から更に延長されて、この大井村にも鉄道が敷かれ、駅が設けられた時、我々の側から言へば、極めて貴重な遺跡が一箇所破壊されてしまつた。その破壊が同時に大井村の一端をさらけ出したものではあつた、それが即ち大井村の「円光寺古墳」と呼ばれるものである。

昭和四年九月六日、鉄道線路用地として同地の水津元助氏宅に基礎工事が施された時、偶然にも長さ十二尺ばかりの組立式石棺が見出され、棺底には平石を敷き、その上に丸い石を置いてあつた。その棺内の東北から、以下問題にしようとする金銅製環頭太刀の柄頭三箇、その他金銅耳環二箇、刀剣柄部純金製裝飾二組分、水晶玉二箇、瑪瑙曲玉一箇、碧玉曲玉一箇、碧玉管玉一箇、鉄鏃若干、祝部土器片等が見出された。この古墳は既に久しき以前上部の封土がとり去られてゐたと見え、発掘の当時は普通の古墳に見られる如き顕著な封土は持つてゐなかつたと云はれる。しかし現在でも心して見るならば、この古墳のあつた地点が附近の田圃より稍高くなつてゐるのを知るであらう。いつの頃とも知らぬ間に封土が少しづゝ取り去られてしまつたものかもしれない。

昭和七年の初夏、初めて大井村を訪ね、右の遺物を大井尋常高等小学校にて見た時、これ等の遺物が余ほど高級者の所有品に属することを知つた。これに刺戟を得て爾來同村を訪問し、他の遺蹟を求むること數十回に達したが、その間八幡社境内に彌生式遺蹟を見出し、此處で豊富な遺物を採集することが出来た。この事実と円光寺古墳並に他の二、三の墳蹟を綜合して考へるに、大井

村には石器時代以降、古墳時代に亘る遺物の存在が明らかであり、その考古学的地位の忽せに出来ないことを物語つてゐる。

阿武郡に關する限りの古典を見るに、概ね今の阿武郡を中心とする地域を支配したと考へらるゝ阿武国造の初見は、書紀には景行紀四年の条に「日向髪長大田根、生日向襲津彦皇子、是阿武君之始祖也」とあるの外、旧事本紀に依れば卷十の国造本紀に阿武国造として「纏向日代朝（景天皇）御世、神魂命十世孫味波波命定賜国造」と見え、書紀と旧事本紀の所伝に異なる所はあるが、両伝共にその始祖の出現を景行朝に求めてゐることは一致する。

皇子を派遣土着せしめて、即ち「別君」を以て或る地方の政治的中心たらしめたことは、草創の歴史に於て屢々見る所であり、阿武の例も亦その一つである。西日本の古代史を按ずるに、特に神代より神武天皇までの説話を除外すれば、崇神朝以前に史伝史実を求め得る地方は殆んどない。考古学上幾多の遺跡遺物を抱蔵する九州に於てさへ、神武天皇御東征以後崇神天皇までの事蹟は殆んど何れにも求め難い、古事記然り、書紀然り、風土記に於ても亦同様である。この事實はまた我が郷土に於ても同様であつた。崇神朝以降数代の皇室は、それ自からを中心とする東奔西走の時代であり、新日本建設の時代でもあつた。まづろはぬものどものために、斯くも御親征を屢々ならしめた例は、我が史実に決して多くは見られない。況んや皇室の枝葉である「別君」が率先して辺土の政治、經濟、文化の中心と成られんがために、先づそれ自身皇室の人柱と成られねばならなかつた。斯くの如き時代を皇威の發展時代とは云ふが、同時に新日本建設の時代であるとも云ふことが出来る。大井村も亦この時期に於て中央文化と交渉を

保つ事が出来たと考へ得る。

大井村には今一つ顕著な古墳が駅前突当り右寄りの丘陵に在つて、俚人これを穴観音と称してゐるが、前者は平地へ造られた竪穴式たるに反し、これは丘陵を利用した横穴式である。穴観音古墳は古く盗掘され、その遺物を全然求めることは出来ないが、營造規模の雄大なるより見れば、これも貴人の奥津城と見なければならぬ。

円光寺古墳出土品のうち環頭太刀柄頭以外は他の多くの古墳にも屢々見る所であつて敢て珍としない。従つて茲には柄頭をのみ中心として考へよう。我国に於けるこの種の類品には次の四つの別がある。一、素環式（単に環のみのもの）、二、龍頭環式（環中に龍を入れたもの）、三、鳳頭環式（環中に鳳凰を入れたもの）、四、獸首環式（環中に獸首を入れたもの）、この内二には更に單龍式と雙龍式とがあり、四には往々獅咬式のものを見る。円光寺古墳例は三つとも單龍式に屬してゐる（萩中学校々友雜誌第二十三号参照）。

中略。斯くの如き精巧なる表現を保持せる武器裝飾品の我が郷土に行はれてゐた古代を想ふならば、何人と雖も驚嘆せざるものはないであらう。それがたとひ郷土に於て製作されたものでないとしても、斯くの如きものに嗜好を有するに至つた我が祖先の美的認識に対してだけでも敬意を表したくなるであらう。

然らば大井村円光寺古墳出土の單龍環頭はいつの時代に屬するものなりや、と云ふに、前述の如き動物を裝飾とせる柄頭そのもの、源は、仮にスキート、サイベリヤ系のものなりとしても、こ

れが支那に入つて環の裝飾に加へられたのが、六朝初期とすれば、当然我国への伝来はその以後に求められなければならない。これに関連して考ふべきは和泉国仁徳天皇御陵即ち大仙陵より鳳首を配する環頭太刀柄頭が出土すること、而して鳳首も龍首も概ね同時代に行はれたることの明らかな事実よりすれば、大井村出土品も亦応神仁徳朝の前後、恐らくはそれより以後の時代に比定するの適當なるを知らう。

さてこの柄頭を有せし者は如何なる人であつたらうか。これに私が高級者の所有と推定したこと、相俟つて当然考究すべき所であり、更に一步を進めて阿武国造に一言触れるところがあつたが、恐らくその国造の所持品と認むべきではあるまいか。もとより想像そのものではあるが、この地方の出土極めて稀なること、而も一墳より三箇も出土してゐること、これに伴ふ諸種の遺物が当時の一般人の到底所有し得なかつたものであることなどを考察して右の如く推定するも必ずしも不当に非ざるものと考へる。もとよりこれを直ちに紀の伝ふる景行朝の、先に述べた阿武国造に比定せんとするものではなく、それ以後の時代の阿武国造のものであつたと見るものである。

若し右の推察が許されるとすれば、私は郷土史研究の立場から、この遺蹟を永久に保存すべき方法を講じ、その遺物の散逸せざる様、安全且つ最善の保存方法を以て、永く郷土史の教材たらしめんことを衷心より希望せざるを得ない。(昭和九年十二月記)

見島村デコンボ出土品

見島村の遺跡遺物に就ては「考古学雑誌」第十四卷第三号に於て

え、同書には詳細なる報告をされてゐる。依つて墳の構造その他一般については同書を参照されたい。吾人はこのデコンボの一を昨昭和八年の夏、同村に於て発掘されし時、出土した遺物についてのみ一言したい。

昭和八年七月十一日に発掘された古墳から、直刃断片一口分(稍不足)、祝部土器完形三個の外破片少々、及び○帯など青銅製帯金具が出土してゐる。○帯の鉸具には、日本及び朝鮮各地出土品の大部分は獸、鳥、草等の裝飾が半肉彫、又は透彫にて施されてゐるに反し、当村出土の鉸具、鉈尾及び○には裝飾も施されてゐないのは、また鉸具の游動金具及びその台とも見るべき環の二者が各地出土品に比して、縦に長く横に短かいことも亦その特徴とすべきであらう。(中略)

これを要するにデコンボ出土○帯は我国に於ける発見例も極めて少なく、且つ比較的完全に保存されてゐることは郷土史研究上詢に喜ぶべきであつて、この遺物も亦出土の見島村に於て長く教材として保存さるゝことを冀はざるを得ない。(昭和九年十二月記)

キリシタン遺跡遺物の新發見

茲に提出する資料は輝元公より誅伐せられた熊谷、天野等のキリシタン信者と直接の關係がないかもしれない。否、尠くとも墓碑は何等關係のないことは、その在銘の年号の示す通りであるが、遺物の方は或は關係があるかもしれない、唯その有無を立証すべき積極的証憑が見当らないだけである。

第二図は萩市御弓町の長寿寺所蔵の人形にして、向つて左は寺伝

三輪善之助氏の略報があり、また山口高等学校の「山高郷土史研究会報告書」に於ても匹田直氏他四氏が「見島文化の研究」と題して、当島の位置、地勢、土器包含地、群集古墳、デコンボ發見の人骨、金石文、懸佛、傘石等について詳細なる報告を試みられ、其の全般を知ることが出来るが、私も亦本年八月公務出張の折、新に知り得た二、三の資料を手に入れることが出来たから附記することにした。

現在までに知り得た土器出土の箇所は大宇本村の字葉師畑の小学校農業実習地及び同字浦、小浜に在る宮崎山の二ヶ所であるが、三輪氏渡島の頃はまだ前者については、知られてゐなかつたらしい。「見島文化の研究」には「土器包含地」としてこの地点が挙げられ「小学校々庭に散布を見る点よりすれば、該地の包含地であつた事は確実である」と見え、此処より出土した土器の大きさ、色調等にも言及されてゐる。五人の踏査した時も亦土器片をこの地点より採集し、南面する断面に於て約五寸の包含層の存在を認めたのであつたが、包含状態は彌生式が祝部と混在して点々と見られる程度に過ぎない。この包含層に於て一つ注目すべきことは、石器又は石片が一点も採集されてゐないし、又し得なかつたことである。今採集し得た土器並びに保存されてゐる土器について、その特徴を見るにその殆んど全部が手捏の焼成稍堅き部類のものであつて、一般に赭褐色を呈してゐる。見島出土遺物のうちに特に私の興味を惹いたものは「デコンボ」と呼ぶ古墳出土品であつた。「デコンボ」と呼ぶ群集古墳は横浦と称する海浜の殆んど全体に在つて、海添ひに百數十基ありと称せられ、未発掘のものも相当あるらしく、前記諸氏もこれに注意する所多かつたと見

に依ると、三代將軍家の像と云はる、嵯峨人形で、高さ三一、五センチ(約七寸一分)美麗な繪具と金箔を以て彩色した木彫坐像である。これを熟視するに、当寺の住職は気がついてゐなかつたが、吾人は冠に陰刻された十字を見出したので、他にも何かこんな人形はないかと尋ねた所、こんな人形もあるとて出されたのが

第二図



、第二図
向つて右
の黒色の
高さ三一
、五サン
チ(約四
寸五分)
小立像で
あつた。
一見して
これは木
彫丸刻の
「マリヤ
」觀音た
ること疑
ひなく、
従つて前
者も亦キ
リシタン
遺物なる

こと誤なしと推察し、茲に提示して紹介せんと欲したのである。

観音像の著しく不手際なるは素人の製作なるを思はしめるが、將軍像は恐らく購入品に加工したものであらう。而して將軍像に斯くの如き工夫を凝したものは寡聞にして吾人の知らざる所であるが、これ甚だ工夫の存する所であらう。当時將軍家の肖像と云へば、如何なるものと雖も尊敬するであらうし、又其所有者が毎日礼拝するとも、決して怪しまれる事はなかつたであらう。

右の遺物と共に次の如き残存物の新発見を附言したい。それは同寺本堂の背後墓地にある特異な二つの墓碑である。(萩中学校友会雜誌第三十四号参照)これは共に玄武岩質で、約三十度の傾斜を以て南面してゐる。本堂に近い方の一つは、その表面中央に左旋万字があり、其右側に「寛文六丙午年」、左側に正月十五日と陰刻され、二はやはり中央に左旋万字、右側に「寛文己酉曆」、左側に「七月廿三天」と陰刻されて居る。碑の表面は共に不正四角形で、一は横軸九四センチ、縦軸八〇センチ。二は横軸一〇四センチ、縦軸六五センチである。(附記第二の墓碑は其後積み重ねた土石の為に埋められ、目下は見る事が出来ない。九華誌)

此の両碑は不思議にも同寺本堂の正北、即ち本堂の正背面に當り、本堂の方に向ひ、本堂と両碑が一直線上に在るばかりでなく、両碑の根元には夫々巨大な銀杏の木があることである。斯くの如き事実は、尠くとも吾人には偶然の一致と考へられない。本堂の背面、銀杏、一直線、同石質、同傾斜、同種彫刻等、其処に隠された何らかの意義があるのではあるまいか。

由来万字は佛教徒の好んで用ふる「幸福」の表象であり、我國

。されば一木一石の配置にも周到の配慮が必要であり、財政的にも出来る限り出費を惜むことは出来ない。毛利氏の築城は政治的軍事的財政的に草創時代であり、特に関ヶ原役以後の対徳川氏との關係を顧みれば、一挙手一投足にも慎重の態度を失ふことは出来なかつた。徳川氏の実行了た諸大名統禦策は深遠なる計画に基づくものであるが、とりわけ留意した点は諸侯をして財政的に困却せしむることであり、江戸城とか伏見城の修築その他大小雑多の助役を命じ、毛利氏の如きもそれが為め萩築造に専念たり得なかつたことも、決して一再にとゞまらなかつた。築城余談として是非とも一言すべきは所謂「盗石事件」或は天主教事件とも云ふべきことが築城中に起り、藩内に一大問題を惹起したことである。熊谷直実の後裔と伝へらるる、熊谷豊前守元直と、その女婿天野五郎右衛門元信とが築城の役割を命ぜられたのは慶長九年六月以降であり、同年十一月十六日には熊谷元直は歴史的宿怨のある益田元祥と共に築城の総宰に任ぜられた。同年十一月十八日には天野元信は井原彈正と共に二の丸東門の取入、御船入の南喰達の石垣、北の浜辺の石垣を造営すべき命を受け、日夜その工事を続けられてゐたが翌十年三月に至り、俄然「盗石事件」が勃発した。即ち天野元信は自己の丁場たる東門入口の松の木垣りへ各所より搬入した「五郎太石」を積んで置いたのであつたが、先日來若干宛何者かの為めに盗みとられてゐた。しかるに三月十四日たまゝ犯人三名を現場で逮捕し得たことから問題が表面化し、而も犯人の一名は益田元祥の、他の二名は元祥の子益田修理亮景祥の徭夫であつたので、天野は熊谷の後援を得て強硬なる抗議を提出し、更に訴訟問題と成るに至つた。その間益田父子は徭夫を斬首して

に於てこそ佛教と密接な關係を持つてゐるが、由来する所極めて古く、地中海に発達したエーゲ海文明にその明徴があり、又印度に存することも周知の事実である。而して洋の東西を問はず「幸福」のシンボルたるは古今を通じて一致する所であり、両碑にこれを見るのは、恐らくキリスト教信者を拜むるに當つて、このシンボルを以てカムフラージュしたものであらう。

吾人は両碑の発見以來萩市に現存する多数の墓地に就いて、墓碑の形式を調査し、特に「延宝」在銘以前の殆んど全部を實測し、許多の資料を蒐め見るを得たが、右の両碑に該當するもの、又は類似するものは遂に見出すことが出来なかつた。これ兩碑を以て萩地方に行はれし墓碑形式の異端なりと断言して憚らない所である。

さきにキリシタン遺物として二つの人形を提出し、今茲に兩碑を見出すに於て、或は兩者に何らかの關係あるに非ずやとの疑念の湧出を禁ぜざるものであるが、この長壽寺は実に又熊谷豊前守元直の菩提寺でもある。同寺には元直の過去帳及び位牌も所有し、熊谷との關係の浅からざるを立証してゐる。(彼の戒名は蓮西居士、或は月窓浄心とも云ふ)思ふて此処に至れば、將來三者の關係を証するものが現はれるかもしれないと考へしめる。

萩築城餘談

イ 盗石事件と天主教事件

城郭の生命は堅固第一であらねばならぬ。こは外敵防禦のみならず、天変地異に際しても、能ふ限り損害を受けないことである

誠意を披歴したが、天野は「首は石垣に成らぬ」と一蹴し、あくまで徭夫が盗搬した石の返還を求め、為めに家中歴々の仲裁も功を奏しなかつた。この事の為め石垣工事は二、三ヶ月遅延し、遂に輝元公の激怒を買ひ、たまゝ熊谷天野等が天主教信者であつた為め、当時の外人宣教師等はこれを天主教への圧迫なりとしてゐるが、兎に角十年七月二日熊谷以下数名が誅伐を加へられて事件は落着いたのであつた。この事件の關係場所は後述の如く、潮入御門を境とする南北の石垣のことである。

ロ 石垣施紋と瓦当

築城に關する史実に就て或る程度までしか覗知し得ないのは、当時の秘密主義に帰因するが、しかし全部を秘密主義で処理したとも考へられない。これ史料の缺乏を意味し、どうしても他の方面から補足せざるを得ない。明治初年に解雇されて以後萩城の現状は別記の通りで、僅かに石垣と、濠塀の残骸と、そして屋根瓦の破片としか残されてゐない。しかしながらこれ等の残物に創建の面影を的確に物語る史料を見得たことは、実に考古学的研究法の賜であつた。その一つは未だ必ずしも全部の明徴を得ないが、左の通り石垣に陰刻された施紋と文字である。

1.  堀内公会堂の向(北)側、
縦横共二寸五分 南面の石
2.  縦横共三寸 堀内公会堂北面の石

- 3、 ○ 縦横共二寸五分 堀内公会堂東端の角の向側(南面)の石
- 4、 △ 縦三寸五分横三寸 萩中学校剣道場東面の石
- 5、 □ 縦横共三寸 萩中学校正門前、西面せる石
- 6、 □ 縦三寸七分横三寸一分 全前
- 7、 # 縦横共四寸 全前
- 8、 ○ 縦三寸横七寸 萩中学校剣道場北向の南面の石
- 9、 ○ 縦四寸五分横三寸五分 全前
- 10、 ○ 縦四寸横二寸五分 全前
- 11、 ○ 縦横共五寸 萩城二の丸東門矢倉の石
- 12、 「是より南 益田仕口」 全前東面の石
- 13、 「是より南 益田仕口」 全前向側の石(西面)



調査すれば、他にも見出し得る可能性が認められる。1より11までは恐らく各家の家紋の省略なるべしと思はれるが、未だ確言するまでには至つてゐない。12と13については「萩古実未定の覚」に「東の升形の内西北の隅の下の石に是より南益田と有之文字を切付、往昔石垣普請の節益田熊谷争論大事に及候事」と記し、既に注目されてゐるのであるが、事実は東西の二ヶ所に右の如く明瞭に記され、そしてこの銘文の存在が盗石事件のあつた場所を理解せしむる上に、有力な手懸を与へたのであつた。これ等の施紋及び次述の瓦当と瓦に於ける筈書等に一〇の施紋あるを通過してそれが一に三星の毛利氏家紋の省略なるべしと推察され、且つ毛利氏の旗幟にも一〇施紋を数多見られることを考へ合すならば、恐らく一〇は毛利本家及び一族の家紋として通用してゐたと解すべきであらう。果して然りとすれば尠くとも毛利氏の広島時代から既に用ひられてゐたと思はるゝことは、彼の城地からも同じ施紋ある瓦の出土することによつて証明し得られる。右の如き石垣に於ける施紋を精密に調査すれば、そしてその施紋が果して各家紋又はその略紋とすれば、その分布によつて町割分担区域を或る程度まで確かめることが出来るであらう。

今一つ遺物より見たる史料の補遺とも云うべきは建築物に使用した屋根瓦である。吾人は主として二の丸及びそれより内部並に詰丸の瓦を採集して確めたのであるが、幸にしてこれらの実物を通じて的確なる証憑を挙げ得たのであつた。この方面については数年前より山本勉彌氏が熱心に研究され、近く所論を発表されるであらうから、是も総て省略する。

ハ 萩城の解卦

文久三年六月十八日の瀬戸崎橋の解除は萩城解卦の最初であるが、この事件はその翌月二十九日の諸建物山口移建と併せ考ふべく、これこそ単なる破壊ではなく、新しき発展への解卦であつた。しかしながら萩城そのものから見れば、形態の上に於ける解卦であつたことは否定出来ない。フランス大革命に打毀のあつた如く、御一新出現にも旧物打破が行はれた。明治四年三月十二日三ヶ所の門は解除され、明治六年十月廿八日は萩城の払下令が内務省より下達され、同七年三月には入札されて了つた。

ニ 萩城址の現状

文久三年の敬親公山口御移徒は政治軍事産業の移転であり、防長否維新日本の指導人物の移転でもあつた。これが為めに萩残住者は意気衰へ祖先以来の地価は下落し、恰も平安遷都後の平城京も斯くの如くであつたらうと推察せしむるものがあつた。爾來七十年、往時の盛観を回顧するものより見れば、萩城の現状はあまりにも痛々しかつた。

三の郭に於ける北、中及平安古の三惣門は全く旧態を失ひ、辛うじてその位置が判明するにとどまり、土壘障壁の類も多くは類廃し、僅かに屋敷跡の石垣が旧形を語る程度である。現存の諸建物のうち旧態を比較的多くとゞめるものは口羽氏の表門、二の丸南門前の長屋、中の惣門前の角にある二階矢倉、及び旧益田親施氏宅前の長屋の四ヶ所のみである。

二の郭に於ける中濠は埋められて畑地となり、嘗て濠に内接して居た地上数間の高さの石垣に依つて旧濠を想見し得るに過ぎない。旧東門矢倉より北方、石垣に沿ふて僅かに残存する土塀は遺構の片鱗にして、正に保存の必要を感じしめる。現今の西の浜と

尊嚴なる我國躰の下、能く三百年の長きに亘り、徳川氏が政權を擅したるは国史上の奇蹟であつた。この奇蹟たるや一言にして表せば、諸侯制御策が巧妙を極めたのに因る。然しながら制御策が巧なればなるほど、他方に於て微妙なる反対の動きがあり、これが諸種の原因を誘発し、諸種の結果と合して遂に最早や従来の制御策のみならず、如何なる彌縫策を以てしても、挽回し得ざるに至らしめる。即ち内壊作用としては土地経済崩壊して、貨幣経済確立へ進展し、遂に財政上の破綻が庶民の擡頭を齎したこと。今一つは思想上に於ける皇室中心主義の活潑な発展である。而して後者に於てはその計画より実地に移り、攘夷となり討幕となり、これが外壊作用たる外交問題と連結し、既成勢力はこの新興勢力と対立すべくも非ずして、維新政治が出現し、この御一新は封建的根柢たる城郭の廃棄をすら実現するの止むなきに至つたのであつた。殊に防長二州は天下に率先してその範を示し、他藩をしてこれに倣はしむるの必要があつた。

文久三年四月十六日藩主敬親公が山口の中河原の邸に移徙されたのは、刻々に変化する時世に遅れざらんとすれば、萩はあまりにも僻遠であつたからである。この事は創建当時より解卦に至るまで、一脈の憂悶としてこの城郭に存したことは、更に思ひを新にしなければならぬ点であらう。これより曩き三月三日敬親公が山口湯治と公称して赴山して後、四月六日に出した移鎮親論は躍進日本を指導しつゝあつた毛利氏の当然の行動であつた。とはいへ萩城が放棄されて了つたのではない。従来の表玄関が裏門と成つたに過ぎぬ。菊ヶ浜西の浜に防備を施されたのは、これを証して余りあらう。

呼ばる、砂浜は慶安の地図には記されてゐない。即ち二の丸西の天倉から二の濠西北端の矢倉に至る西側は直ちに海に接して「深海荒津、舟掛無之」と記されてゐる。思ふに築城後橋本川は西流して海に入るや、海流は北流する為め、上流より押し流された砂は現今の如く西の浜に堆積して現状の如き沖積層を建設したものであらう。斯かる事例は日本海岸に頗る多い。

本丸に於ける天主閣址は五重樓の礎石完存し、これを貴重なる天主閣の写真と併せ考ふれば、往昔の壯觀を眼前に見ることが出来る。今や天主曲輪は公園化され、旧建物は一も無く、加ふるに明治廿五年児玉愛二郎氏が志都岐神社に献じた桜樹一千本、今や成長して春毎に桜の名所と化して了つた。

詰丸は指月山上に在る為め、石垣の外土塀の残存も稍多い。しかし日曜休暇等にはこゝへ登山する児童生徒のうち、心なき者がこれを破壊しつゝあるは、吾人の調査に際しても屢々目撃したる所、まことに遺憾の限りである。

第四章

吉田 祥 朔

一、県社春日神社の創建

一 萩の開府以前の文化開明の上に、古社寺の研究が最も重要な一地步を占めるものなるは、元より明白の事実である。

さて私の調査に依ると、明治四十一年の頃、萩市内(旧一町三村)の撰社末社乃至無格社の県社郷社等に合祀せられたもの四十一社に及び、今残るところ旧新合せて十四社である。寺院の方も、明治改正の際には、百十五箇寺の多き上つてゐたのであるが、その後廃合及び他へ移転したものの合計五十八箇寺に達し、現存のもの

阿武郡牛牧庄見久新田之内春日宮大般若経田之事

合坪者善和名之内志所ヒラタ一町

右彼経田者為高除春日宮仁為御寄進上者本新何之領主も不可有綺者也然者天長地久之御祈禱任先例不可有相違状如件

文明十一年己亥三月五日

三和 矩 祐

山田 兼 康

春日宮別当安養寺

一 かくの如く右寄進状の文明十一年の年紀でも、本社は星霜殆んど五百年を経た古社であることが知られるが、恐らくそれよりも遙か以前の創建であらう。これにつき私は先年大照院所蔵の言和和尚語録中に収めてある同和尚実録を一読したところ、その一節に

前二州大守羽林次将大江秀就朝臣継家督而新築沙麓山天樹院薦拔先考俾師為開山始祖(中略)鎮守安春日長州萩之津古昔春日領也以故移春日之靈廟也

とあるを見た。即ちこれは毛利秀就卿の時、寛永年間に旧堀内天樹院が出来て円遵言如がその開山となつたが、この時寺内鎮守に春日神を安祀した。その故は古昔萩の津が春日領であつたがためといふのである。私はこの萩の津が嘗つて春日の社領であつたといふ近世初期の古伝を、單なる一口碑として看過すべきでないと思惟するもので、因つて奈良春日神社の志料を一通り渉獵して稷た所の結果を左に要録して参考に資する。一さて春日神社文書第一(昭和三年刊)第二(昭和九年刊)の二巻を通観するに、椿莊に關する文書が四通収めてあつて、いづれも同一の莊園を指すもので

の五十七箇寺である。そしてこれ等多数の社寺中には、往々由来の明確を缺ぐものもあつて、殊に開府以前の古社寺に於いて最も然りとす。茲に県社春日神社についていさゝか私の所見を記して見る。

一 春日神社は、往時萩城下の總鎮守として藩家の崇敬浅からざりしものであつたが、この社初め江向の古春日に在つたものを、慶長年中毛利輝元卿が萩城経営の際、今の堀内の地に移したものである。而して上にいふ古春日とは、今の江向徳隣寺東方に當る地域で、明治年間には稻荷神社(俗に今宮)のあつた所である。この古春日に在つた時代にも、本社は既に大社であつたと伝へられ、社伝に依ると大同二年川島莊の国守といふ長者が奈良から勧請してこの莊の鎮守として奉祀したとあるが、固より確証はない。然れども往古より川島莊にあつた一古社であることは疑ふべくもない。その証は、もと本郡大島八幡宮所蔵の大般若經の奥書に

為父母往生兼為現当円満修治也

建久三年七月日 入道西澄

とあつて、更にその奥に

抑此経者從吉敷莊奉覽渡當莊春日宮安置

勸進入道康西沙彌

と記してある。この奥書に拠ると、此経巻は建久三年書写の後暫らく周防の吉敷莊にあつたものを、この春日社に納め、その後いつの頃にか大島に渡したものだと思はれる。されば建久の年号は本社の事に何等の關係も無いが、この大般若經に対する経田寄進状がもと本社の祠宮吉屋氏に蔵せられてゐた。その寄進状とは左の如きものであつた。

ある。この中の二通は、ともに寄進状で年記不詳且つ残缺であるが、他の二通の内、一は正応二年七月二日椿莊御成敗状、一は正安二年十月七日東北院裁許状の各案文である。而してこの二文書の内容は、茲に特に詳説の必要を認めぬのであるが、たゞ問題となるものは、この椿莊の所在である。そこで先づ清水正健氏の莊園志料(昭和八年刊)を案するに、椿莊の名は筑前国に一所あるが、これは宇佐大鏡、石清水八幡宮寺縁事抄等に載つてゐるもので、八幡宮領である。今一つは伊勢にあつて椿園と見え、これは神宝鈔(群書類從神祇部卷九)に載つてゐて、伊勢大廟に屬する莊園である。以上の外に、地名辭書に依ると椿の古地名は大和(海柘榴市)阿波下総陸前羽前等の諸国に存するが、いづれも莊園若くは神領と認むべき史実がないのである。然らば春日領の椿莊とは畢竟何所を指して云つたものが。是に於いて私は往古の長門椿郷の地こそ即ちその椿莊であると想定するのであるが、たゞ椿郷の地が同名の莊を稱した記録はこれまで見当らぬ。然かしその嘗つて牛牧莊となり川島莊ともいつたことは確かであるから、上代にこの郷の少なくともその一部だけでも春日領に歸して、自然それを椿莊と呼んだこともあつたであらう。随つて前掲の言和和尚実録に、萩津が往昔春日領であつたといふ古伝を、この春日文書に見る椿莊の記録と対照して、今のところ他に反証の現はれぬ限り大体この古伝の事実であるを認め得られると思ふ。然らばその年代はといふに、これも私は平安朝の藤原氏全盛期に於いて、この郷の地が春日領の一つに入つたものと推定するのである。

一 さて以上の考察から、私は現今の県社春日神社がこの地古春日に初めて鎮座した年代も、それがたとへ大同の昔へまで溯らざ

るまでも、後の正応正安(いづれも鎌倉中期に属する)の頃よりは遠き上代にあつて、矢張りそれも藤原全盛期で、多少の前後はあつたにせよ社領の設置と粗ぼ同時代でないかと思ふのである。(昭和十六年九月十五日記)

一、県社椿八幡宮の創建附観音寺

前項で春日神社の創建年代について卑見を陳べたが、こゝでまた県社椿八幡宮の由来について一つ所見を記して見たいと思ふ。本宮も周知の如く、慶長十三年毛利輝元卿が萩城落成の直後始めて社参、爾来本宮を城下川外の総鎮守として藩主代々の崇敬他に異つてゐたものである。さてその縁起を尋ねると、本宮の伝では仁治四年に当国守護佐々木三郎盛綱が相模国鶴岡よりの勧請であるといひ、風土注進案には佐々木四郎高綱の当郡鎮守として仁治四年三月十五日鶴岡からの分靈としてある。然るにこの佐々木三郎盛綱同四郎高綱の当国守護職に補せられたことは、東鑑その外當時に出来た記録に見えて居らぬ。従つてこの二伝説は古来頗る議論のある所である。先づ近藤芳樹の説から挙げて見よう。

芳樹はその著地誌提要案に 高綱文治二年本國守護職に補せられ、七月十三日に下国せし由本國守護代記に見え、また建暦二年三月十一日高綱の願疏もあれば、決なく高綱の創建なるべし、と言つてゐる。この守護代記のことは後にこれをいふとして、先づ高綱願疏といふものを次に挙げる。

敬白奉納八幡宮神前願疏
右所奉願志意今度受主君之敕命比命於塵芥向戰場展冀鎮敵徒遙建殊絶之功全武運消凱陣伝佳名於後昆者諒希代名譽也因而宗近

系図(下にいふ中尾村佐々木氏所蔵)に元久二年死とあつて、元久二年は仁治四年に先つこと三十八年であるから、これ亦た年代の上に翻〇を生ずるのである。

以上吾等の先輩近藤両大人の所説を要録して、それに多少の管見を附して見たのであるが、いづれにせよ未だ定説を得るに至らぬ。なほこれにつき、私は先年本宮の前社司宮原牧太翁から次の如き意見を聞いたことがある。翁の考では本宮は本県吉敷郡中尾村の佐々木氏所蔵一本系図に見ゆる定綱の末子行綱の建立ではあらぬかとの事であつた。それはこの佐々木系図に拠ると、行綱初め鎌倉に居り、後に長門国伊佐に移つて伊佐氏を称し、さらに又た山口中尾に住んで文応元年の死とあるに繋けての考察である。さて行綱が長門守護職に補せられたことは知られぬが、要するに宮原翁のこの見も今のところたゞ一説として参考に過ぎぬものである。

かくの如く本宮の創建年代は確かなるところ全く不明であるが、それにしてもその古社なるは言ふまでもなく、本宮の名の記録に見ゆるものでは、貞和三年(距今五百九十五年)八月一日文書に、長門国阿武郡椿郷八幡宮とあるが最も古い。またその社格は元龜元年九月十九日大井郷八幡宮御祭礼諸郷頭出仕座配本帳事といふ吉見家中連署状に左座一番椿とあつて、本宮が惣社大井八幡宮の祭事出仕に諸郷八幡宮十七社の第一座を勤めたことが知られる、かくの如き古社にしてその創建年代の詳かでないのは甚だ遺憾とする所であるが、私見では必ずしも社伝の佐々木一家の勧請説に拘泥せず、たゞ鶴岡分靈の例の屢々世にあるを基調として、大体鎌倉幕府の全盛期にこの社の創建年代を置きたいと思ふので

太刀一腰令献者也仍願疏如件

建暦二年三月十一日 高綱華押別当發信

この疏の原本は、いま当社に残つてゐないが、それは兎も角、年記が建暦二年とあつて高綱通世以後のものであるから承け難いのである。即ち東鑑建仁三年条に四郎左衛門尉高綱入道着黒衣槍笠自高野来謁舎兄等と見ゆれば、それよりも数年後の建暦二年に彼れが戦場に向ふべきでない。随つてこれが本社建立の徴証にならぬ。たゞそれよりも余程後世に出来た長門国守護職次第(統群書類第九十卷)には佐々木四郎左衛門尉高綱自大将殿文治二年給之七月十三日下国号守護職とあつて、これには明かに高綱の本國守護に就任したことを記してゐるが、然かしこれを事実とするも、それは社伝の仁治四年より五十七年前の事であるから、年紀に於いて甚しき翻〇を生ずるのである。

次に近藤清石翁はその防長風土誌本宮の条に、長門守護代記(写本、前出の守護職次第と大体同本であるがその奥書に依つてこの書天文十八年三月大内家中勝間田左近衛將監盛治の作たるを知る)の佐々木四郎左衛門尉守綱自大将殿文治二年給之云々の記事につき、四郎左衛門尉の高綱なるは論なき所であるから、この守綱は多分高綱の誤にて、又た社伝の仁治は文治の誤であるとして、文治高綱建立説を支持すると共に、一方にはもし又た仁治の建立とすれば、それは東鑑建久四年十二月記事に、定綱本知行悉返給其上七箇国内各被加一所於隱岐国者不交他人之沙汰一円拜領地頭職至長門石見兩國者所被補守護職也とあるに憑つて、定綱(高綱の長兄)の建立であらうとして居られる。これは年記の上から推して一応妥当な見解とも見られようが、唯だ定綱は一本佐々木

ある。なほこゝに一つ注意すべきことは本宮境内に清(須賀)神社旧号祇園社(祭神須佐之男命)の鎮座することである。この社は本村の地主神で八幡宮よりも古くから此処に鎮座の神で建武觀応の文書に見えてゐる。もとの神殿は社後の祇園山の上にあつて山上から麓にかけてこの社の敷地であつたと伝へられ、後世それが自然と八幡宮の境内となつたと思はれるのである。因つてなほ思ふに、もとの清神社内にその相殿か若くは別格に武家の崇神たる八幡宮を配祀したもので、初めはこの清神社の方がこゝの本社であつたのが、後に至つて八幡宮が本社となつたものであらう。そこで神供作法はすべてこの社の古例を以て八幡宮を祀るとの事が伝へられてゐる。これで見ても清神社の創建の頗る遠くそれは恐らく王朝の古へにあつたと推せられるのである。

次にこの椿八幡宮の西に近く相望む靈椿山大照院の前身なる観音寺(後に観喜寺)についても一考して見たい。

観音寺は山号月輪山、草創の年紀は明かでないが、寺伝では桓武天皇の勅願寺ともいつてゐる。その本尊准〇観音像は三国伝来と唱へられるもので、今も本寺の奥の院といひ伝へる嶽観音(寺号清正院)に本尊として安置せられてゐる。而して観音寺は鎌倉末期に至つて大椿山歡喜寺と改称、(開山義翁和尚建武二年示寂)その本尊釈迦大像は所謂椿の大木で造つたといはれるもので、注進案に憑ると康永三年修覆の古銘があるといふから、少なくとも鎌倉時代を降らざる古像である。この佛像も今は嶽観音堂に安置され近時粉飾して古色を失つたが、彼の国宝金剛赤童子木像はこの釈迦像の脇立であつたとも言はれる。慶安四年毛利秀就卿が逝去、遺骸を本寺に葬り、南禅寺言如を勧請開山とし山号大椿を靈椿

に歡喜寺を大照院に改め臨濟禪宗の名刹として現時に及んでゐる以上はたゞ既存の記録を要約したに過ぎぬが、さてこの山号大椿といひ、郷名椿といふ如き椿名の由来については、俚伝に往昔この山に椿の大樹があつて毎夜光明を放つた。かゝる奇異の靈木であるから郷名を椿と名づけ、木の精を祇園社と祀つたとある。例の無稽の俗談中にも椿の大樹は蓋し実在であつたであらう。而してこの祇園社は即ち後の清神社で、この社もと本寺の南谷に在つたのを後に隣山の祇園山へ移したものとひ伝へてゐる。そこでこの社も元來觀音寺の鎮守として創建せられたのであるが、後世何かの理由でこれを現今の八幡宮地域へ移したものであるが、後述するのである。要するに觀音寺が王朝盛時の建立であつて、私は龍藏寺と共に原始萩の両巨刹と見るべきものと考へるのであるが、殊に今の椿村の辺が上代椿郷の中樞地であつて当時の山陰街道の通過する所でもあつたから、自然人煙も稠密して夙くこの寺院の創建ともなつたものであらうと思ふ。(昭和十六年十月廿六日記)

一、萩の梅林

今年も節既に立春に近づき軒端の梅も漸くふくらみかけた折しも、隣人から早咲の一枝を恵まれて瓶裡に挿み、静坐炉辺の春を楽しんで居ると、思は遠く故山の花下に飛ぶ。
故人八谷梅頭翁の作梅溪遊記の一節に、
萩城ノ郊外梅林ノ名ヲ得ルモノ三アリ河源ノ椿瀬鶯谷ノ笠屋玉江ノ梅溪コレ也其花候ヲ論ズレバ則チ梅溪最モ早ク笠屋コレニ次ギ椿瀬稍々晩ル蓋シ地勢ノ向背寒暖ニ因ル也
とある。この椿瀬笠屋玉江の三梅林はいづれもその地形が頗るよ

斛

く梅林に適合してゐて、今もその盛時を偲ばせるに十分であるが、この中笠屋は私のまだ一步も足を入れぬ所であるが、近藤芳樹の歌集を見ると「大屋の羅浮亭にて」と題して

宿の梅匂ふ月夜にまたとはん
ゆふかたかけてまさる梅か香
雪に訪ふところなりけり鶯の
ぬれて縫ふてふ梅のかさやに

とある。この羅浮亭は笠屋の内にあつて同地の旧家大賀(大厩)氏の別荘である。

次に川上の椿瀬は、私も二十余年前の秋長門峡よりの帰るさここを通過したが、その折は夕雨の中を倉鶴として意にも留めず過ぎ去つた。然かし古人の遊記に依るとこの地の梅林は一人の興味を惹くものがある。それにつき先づ恩師故中村実翁(旧萩学校教師)の詩に

愛ヌコノ山光ト水光ト
多般ノ佳趣自カラ仙郷
半肩担ヒ去ル一枝ノ雪
雙袖留メ帰ル万〇ノ香
腰下ノ残瓢ナホ歴々
樹頭ノ落日既ニ蒼々
龍藏寺畔途將サニ晚ントス
遙ニ聴ク鐘声ノ上方ヲ出ヅルヲ

とあるを想起するが、なほ山県篤藏翁の巴城三十六勝記にも椿瀬を

玉江笠屋並ビニ梅ヲ以テ聞ユ然レドモ地俗ニ趣少シ椿瀬則チ然

瑋

野

虹 山 拉

ラズ舟行村口ニ至リ棹ヲ捨テ岸ニ上リ左折山ニ入レバ忽チ暗香
藪郁ヲ聞ク溪ニ沿フテ百歩梅樹漸ク多ク万玉堆ヲ成ス碧流其間
ヲ奔リ〇然声アリ地深ク境幽ニシテ鶉犬聞エズ高士閑臥ノ地ト
謂フベシ
と称揚して居る。

次に又玉江の梅溪は、即ち同地前田氏の別〇、背に山を負ひ前に
清瀬を横へ、帯川はその一亭の名である。

私も少年の頃屢々その前方を通過して花時の盛を眺めたことであ
つたが近時如何の状であらう。前掲の梅頭翁の遊記に

癸亥(文久三年)臘月十三日天氣晴和ニシテ意春ノ如シ忽チ梅溪
ノ消息ヲ思ヒ瘦竹(内藤氏)弟ヲ〇シテ共ニ行ク(中略)独木橋ヲ
渡レバ溪頭ノ梅樹參差トシテ水ニ臨ム一徑ニ循ツテ山ニ入レバ
左右皆梅ナリ徐歩シテ登レバ岡〇平処老幹新梢交々林ヲナシテ
花候僅ニ二分ニ至ル気条直立スルアリ老枝屈曲スルアリ或ハ虹
霓ノ空ニ横ル如ク或ハ〇龍ノ地ニ蟠ルガ如シ奇状変態名状ス
ベカラズ

とある、以て当時園林の盛観を想ふべきである。因にいふこの帯
川亭には近藤芳樹翁も寓居したことがあつて、それはその手記に
依ると、慶応年間のことであつたが、その後明治元年の十二月に
も翁は山県篤藏と俱にこの梅溪に遊んだことであつて、その時の
和歌「しはすの十六日玉江の梅溪にて」として

梅が香もわれをしたしめいりになれにし袖のゆかりおもはゞ
の一首がある。

以上梅林の古事をいつた序でに、個人の庭梅について一二所見を
いふと、村田清風の平安古邸の西湖梅は多少とも世に知られてゐ

るから姑く措いて、私の少年時代に親しく見て、いま記憶に残るものゝ一は、中渡の故井関美清翁旧宅の古梅である。井関翁は夙に抄宗寮に学び、芳樹門下の高足であるが、その梅園の号もこの梅花に因むものである。

この梅は青白の大輪で芳香高く稀に見る古梅であつたが、後に屋敷とも他に譲渡せられて何処かに移植せられ所在を失つた。今一つは土原の三浦氏の宅にあつた故山県周南先生遺愛の梅一株である。これは私がまだ十五六歳の頃、友人の同家の令息を訪ねて、偶々その樹と書画帖とを示されたことを記憶してゐるが、この梅もその後三浦氏の萩退転と共に、或る農家の手に渡つて他へ移植せられたと聞いた。其は今も存するや否や。偶々古人を憧憬してその遺物に及ぶは人生の自然である。蔽たる甘〇は昔人もその伐採を戒めたが、時の変遷に幾多の史実を有する土地物件の、一朝にして永遠に没し去る例の尠くないのが遺憾である。

(昭和十八年一月廿九日記)

第五章 萩の橋

河野通毅

萩の松本、橋本の両橋は二つの関門である。其の他の小さい橋には唐樋の橋を「きつけり橋」といふ。昔はこゝに唐樋があつたといふ。(長門金〇)「慶安橋」といふのは慶安年間の架橋ではない。元祿十一年の架橋である。岩佐慶安といふ人の拝領地があつたからである。(古実未定之覚)八丁川島の東の行詰にあるのが「辨天橋」である。或る人は石橋の裏に辨天を彫つてある故に辨天橋といふと教へて呉れた。所が故実未定之覚にはそれは誤りで、此の辺に

園

棠

連貞といふ尼が居りし故その名が起つたので「レンテイ」橋の訛であるとお書いてある。大照院の庭の石橋は支那から来たので裏にはお経が彫つてあるといふ人がある。自分はわざわざ下に這入つて見たが何も彫つてはない。お城の極楽橋(実名は幸橋)は板橋で裏に作事奉行井上源左衛門の名が記してあつたと故実未定之覚にあるが、今は無いからわからぬ。春日神社から梨羽頼母の屋敷(旧明倫館の東隣)に行く通りに三年橋といふのがあつた。此の橋の上でつまづくと三年の内に死するといふ伝説があると故実未定之覚にあるが、幸の事には今はそんな橋がないから粗忽者も助かるわけである。橋本、松本両橋には辻番があつた、之は上山庄右衛門の町奉行の時に始る。(巴城古史録)吉見橋は吉見邸の歴史からいつて何とか明かにしておきたいと思ふ。

一、狐島の砲台

維新前に狐島に砲台のあつた事は知る人が少い。周発台を備へ岡市熊が機械方となつた、或る年演習をした久芳内記の屋入、郡司覚之進の屋入等があつた。周発台見合中より諸器械の取調を植崎源次郎等に仰付けた事がある。当時の記録の断片が妙元寺に蔵してある。

有馬喜三太の地図には狐島から笠山へ向け発砲するやう記載してある。可なり古い頃から設けられてある。笠山開墾中当時の砲弾を掘出したのが都野家に蔵せられてあるのを見た事がある。

一、三休と乳の水

日輪山南明寺に乳の水あり、その由来を尋ぬるに次の如し。寛永中川上立野の梅岳寺の住職三休和尚来りて観音に詣せんとす

する。大麥の騒ぎで大掃除所ではない、随分お金もかゝる、弊害もある。後には藩主も儉約令を出した手前、煤払の外出を止められた事もある。吉川家文書別集に吉川広家公が永興公へ宛た書状に

此方今すゝはき仕候て他宿に在之事候とある。本家末家同様であつた。此の煤払に藩主をお迎へする為めに建てられた茶席が煤払の茶席である。今に残つてゐるものもある。

一、弘法寺

山根華陽嘗て長州弘法寺記を作る。宝曆明和の頃の弘法寺の大観を窺ふに足るものがある。今次に其の一部分を訳載することにす

四面滔々たる水、舟すべくして徒行すべからず。其の南涯に橋して、人始めて渉ることを病まず。橋を過ぎて北に入ること若干武、医王堂あり、堂を出て、稍々折れて東すれば観音文珠の二閣あり屋椽参差として相望む、其の間各数十弓を容る。又東すること若干武、朱樓あり、是を辨天となす。蒼松百株鬱葱として其の南傍を〇る、東水に抵りて尽く、其間に表出するは乃ち大師祠堂なり、方丈厨庫其の次に〇列す、巨刹といふべきなりと。当時の弘法寺の結構壯麗なりしことがわかる。又弘法寺が一の島であつたのである。此の島は元來浮洲で、常に潮波に随つて上下してゐる、未だ嘗て水害がない、之は佛の冥助であるとは華陽の記する所である。毎年弘法大師の入空の日お祭があつて、之が大変賑やかである等とも記してある。華陽先生の養嗣山根濟洲

望

峯

笠山

〇沐の為め其の従弟天秀をして水を求めしめ、自ら堂宇に在りて之を待ち、恍として睡に就けり、夢に人あり告げて曰く、「水は堂左の巖下に在り、汝之を穿つにあらざれば求めて得べからず」と、和尚覚めて以爲らく、「我が水を求むるの心は即ち此夢を結びたるならん」と、又睡る。人復告ぐる事前の如し。是蓋し観音の託なりといふ。是に於て和尚人をして其の巖を穿たしむるに果して湧泉を得たり。是より僧俗皆水を得て今に至るまで永く其の徳に頼る。爾來此地を三休〇といひて以て記念となす。此の事藩庁に達し、大照公聞て之を奇とし、命じて本寺を以て城下三寺の一に充て(梅岳寺、海潮寺、享徳寺)且国宰梨羽就言を召し、法要を説かしめたり。和尚も亦茶菓を献せん事を請ひ、公之を允許せり。梨羽及堅田執政其の事を介し、和尚の貧にして公に供すべき〇〇なきを察し、公に白し之を貸賦せんとす、公乃ち其珍愛する所の一〇を以て和尚に下賜せり、其の恩亦想ふべし、其後山代の頑民屢々命に戻り租を輸せず、随て罰すれば随て背く、是に於て代官村上七兵衛佛徒の手を藉りて之を服従せしむるに若かざる事を建言せり、藩庁乃ち三休に命じて其の任に当らしむ。三休因て飛錫説教する事二箇年、民果して皆随歸し、復命に戻るものなきに至るといふ。(三休庵記に拠る)

一、煤拂の茶席

歳末の煤払の大掃除には藩主は御殿を出て老臣の家に行く例である。現今でも大掃除の時は細君に任しておき主人公は外出して友人の宅か何かでパチリノノ石垣を積む人がある。是は殿様風である。老臣の邸では藩主をお迎へする為めに家を新築する。普請を

遠

弘法寺に遊び、僧俊応に寄する詩あり、曰く
城東の弘法寺 詞客共に登臨す
白蓮の会を許すが為めなり 一時に聞く玉磬の音を
花は台上より落ち 水は檻前を〇りて深し
遠公茲に卓錫す 偏に憐む不染の心
華陽詞客と共に弘法寺に遊び、六景を分ちて賦した。華陽の分は次の通り

弘法精舎の六景を分題して西城の花を賦す
都門の春色繁華を聞はし
大道霞飛んで車馬斜なり
城上の東風花雨の如し
絃歌屋起す五侯の家

一、大島雑記

笠山は笠の形してゐるとは云へ、それは女の市女笠である。優しい美しい清らかな形してゐる。除蟲菊の花盛りであると知られる白い幾筋もの線、それを遙かに眺めながら、発動船は白波を蹴て大島に着いた。それはある五月の柔い土曜日であつた。春柔といふ語はかゝる日にふさわしい。島第一の物議で文久元年に生れたといふ古老を訪ねて、島の昔話を聞く。〇々として話は尽きない
(二) 兼常吉勝翁
「はあ、あなたが渋谷先生の甥御ですか、渋谷先生にはきついお世話になりましたよ、もう先生の事を知つてゐる人はあたくしこれいのものでせう、大概はくたばりくさつたですよ」老翁の語る渋谷

観

谷先生といふは扇洲兼常吉勝翁の事である。佐倉義民伝を思はせる家祿騒動―復祿請願運動―それは筆者が他日稿を改めて書く事もあらうと思ふが、その兼常扇洲翁が明治五六年の頃此の大島で小学校の先生をしてゐた。そんな事は大島の小学校の記録にも見えない話である。当時独身の兼常扇洲翁は沢卿の隠棲せられた事で、余りにも有名な土地の庄屋浜村氏の二階を借りて下宿してゐた。「景は松島歌ならお兼、器量お作にとどめをさす」と沢卿の歌はれた歌手お兼、美人お作も無論当時生存してゐた時代である。青春の扇洲翁はその歌を聞き、その容色を見たであらうと、思はず微笑まれるのである。翁は又猪の坂の山本伊勢松氏の二階も間借りして、程遠からぬ蔵海軒の地藏庵で生徒を教授してゐた。生徒といつても僅に十人計、先生は翁が唯一人であつた。

(三) 扇洲翁の功績

二年許扇洲翁が大島に居た間に経世済民を志した翁は早くも道路改修の一大土木事業を起して、美事不朽の功績を残すに至つた。今その功績を語る一基の石碑が残つてゐる。碑の全文を記す事が拙い説明に勝るであらう。

春耕秋収の農事に刻苦して農父牧童の曉行晩帰に必ず渉降すべき路なれども懸崖水〇として木を架し板を列らね歩を崖へ往々失脚し陥て死傷し随て農父牧童殆ど死に至るものあり副戸長久保氏大にこれを憂慮し道路修築せんことを官に請へり官其の耗費の金を下賜して盛挙を遂げしむ即ち明治五年の秋より経営を始め庶民子来して輿を輦し石を輪し今年の秋に至て大成す路程八丁有余幅員六尺の大道となれり、往の懸崖水〇は平々砥の如く農父牧童も晝夜に安歩して失脚の憂無く実に耕牧の便利を得た

り。此全く莫大の国恩にして庶民戮力図報の勞も亦大なり今これを録して以て不朽に垂る

- 明治六年仲秋建焉
- | | |
|--------------|--------|
| 地下中 | 乃美宜 |
| 十一等出仕萩部区长 | 白井 種輔 |
| 十三等出仕萩部租税課専属 | 安永 陽三 |
| 十四等出仕 | 高村 直一 |
| 等外出仕 | 海老名正理 |
| 同 | 久保治郎兵衛 |
| 副戸長 | 豊田好五郎 |
| 同 | 山本五左衛門 |
| 証人 | 浜村吉郎衛門 |

(四) 遠島流罪の人々

六島村は旧藩時代にはお囲ひ島と云つて、流罪の人々の刑務所であつた。大島も維新前遠島人が七十人許も居た事がある、こんな沢山遠島人が来ては彼等が団結して騒動を起すかも知れぬ、其時は漁民は敵はぬ、若しも遠島人が一致して脱走でもしてはと、老人一同大評議をした結果、早速萩から剣道の師範を招き、重立ちたる島民は撃剣の修行をした事もある。遠島人には漁獲はさせぬ、それは船で逃げる恐れがあるからである。大抵は百姓仕事の手伝をさせる。そこで農業の手間は是等の流罪人にさせるので、大

愛好都合であつた。人手の足らぬといふ事はなかつた。遠島人の中で有名なのは穴戸正之輔といふ山口米屋町の人である。此の人は洋行した事もある、廿四五歳位であつたが、遠島人は此の人に英語を習つてゐた。或る時京好といふ人が流されて来た。本名は何といつたか知らぬ、京都の人で名は好といふから京好と云つてゐた。或る夜小舟を盗んで脱走して奈古の鹿島に着き、それが奈古と思つて上陸して追手に見つかつて、鹿島の社殿に隠れて居るのを捕へられた事がある。「島下し」の最後は国司勘兵衛といふ人であつた。此の人の妹は赤川源兵衛の嫁になつた。島下しの中にも勿論立派な人物もあつた。例へば萩の河内山信道は剣術の先生であつた。後に会津戦争で打たれた。須佐の種宇一も剣術の先生であつた。遠島人の中にお鶴甚五郎兵衛の二人は評判の人であつた。お鶴は一寸美人であつたので庄屋から口説かれたが意に従はなかつた。所が間もなく此の二人は死刑にせられ、高札が立てられた。

(五) 伴天連と唐人船

大村崩れの伴天連も来てゐた。海岸に伴天連小屋を建て、二、三十人も住んで居た。伴天連は人間の生血を吸ふといつて誰も恐れて近づかなかつた。何を喰つてゐたか百姓も漁もしなかつたように思ふ。或る時唐人船が流されて来た。大島と大井との間を転々波に任して漂流してゐたが其の日の夕方になると大島に投錨した。所が夜中に錨の鎖が切れて船は見る間に海岸に打上げた。珍しい暴風雨の夜であつたのである。それ唐人が上陸したといふので夜中ながら島民は全部出て見張をする。萩から急報に依つて袴をはいたお役人が来た。何でも米国人と英国人とであつた。其の頃

は珍しいガラス瓶を口に当て、赤い血のやうな汁を飲んで、其のガラス瓶は海中に捨てゝゐた。後に思ふとそれは葡萄酒であつた。唐人は何れも取調べの後長崎に送られた。大島に伴天連小屋を設けた事や、唐人船漂着の事諸書に載せず、正史を補ふべきものである、後考を待つものである。

(六) 台場を作る

黒船警戒の爲め萩の西浜、菊浜に台場を建造したやうに大島にも台場が建造せられてゐた。何でも二間位のものであつた。大砲もあつた。台場は石垣で作られてゐた。遠見小屋も設けられ昼夜見張をした。大きな帆を揚げて萩へ合図をする事にした。相島にも遠見小屋が設けてあつた。

(七) 八幡宮

島内唯一の神社である八幡宮は古いものである。永正元年の創設といふから相当のものである。社前には前権中納言持豊護書とした八幡宮の扁額がある。文政年間此の島に東護山西福寺といふ寺があつたが、その西福寺の円智坊、賢智坊の二人が宇佐八幡宮から勧請したのが此の八まん宮であるのである。「謹奉上棟八幡宮殿一字千時文政六年閏十月十一日」といふ棟札があつた由である。社前のこま犬には「石大工防州三田尻小藤六兵衛藤原久光、長州阿武郡大島畔頭刀禰右衛門、願主長岡十郎右衛門、千時享和三癸亥八月吉日」他の一方には「長州阿武郡大島廿二代目庄屋願主久保八郎左衛門」としてある。之等は八まん宮の歴史を語る一材料である。

(八) 大島の甘藷

大島は元来平家の残党の住んだ処だといふ、国光、貞光、吉光、

長岡、豊田、刀禰、池部、之れを平家の七党といひ今も之れを姓に冠する者が多い、降て宝永の頃は約四十四戸の人家があつたが、後六十四軒となつた。天明元年島には大無頼が興来して草根木皮、海草魚介尽く喰ひつくして大麥の難儀を見た。茲に萩の唐樋に伊藤久右衛門といふ人があつた。之を見るに忍びずとして二貫五百目の甘藷を島に輸入した、島民は今に至りて其の余沢を蒙つてゐる。

(九) 藏海軒

島内第一の絶勝の地を占めてゐるのが藏海軒である。元祿三年の草創であるといふ。墓地を巡りて見るに文化文政の頃の墓は多いが余り古いものは一寸見当らぬ。其の後明治九年長府功山寺の藏海軒を引地した。時の開山は堅壘黄中和尙で、本尊は地藏菩薩慧春僧正一刀三礼の作といふ。遠く萩城を見渡し、風光頗るよい。

第六章

福本椿水

一、高杉晋作潜伏所

旧友金子久一君から書信があつた。松陰先生誕生地隣りの勤皇墓地の清浄作業が萩同志の奉仕によつて今進められつゝあるとのことであつた、金子君の赤誠熱情が郷土人士を動したかと思へば、乍今更欣快と感激の情に満ち満ちとして来る、自分も年来の念願交渉が果されたわけで、心からの感謝を捧げつゝこの筆を進めた所である。

世人が未だあまり関心を持つて居ない、この松陰先生誕生地のすぐ下側に高杉晋作の潜伏所がある、是非此際此所に碑石の一つ位は立てたい希望を年来有して居るからである。

物象

戦争となり、長藩は今や存亡の岐路に立ち到つたのみならず、日本そのもの、興廢浮沈の秋が来た。そこで藩主は六月四日晋作を山口に召出し、馬関防禦の事を謀る様にと命を下された所である、これよりが即ち晋作が回天の奇業偉勲を樹て、新生日本建設の〇明を与へた彼の大飛躍場面となつた所であつて、この松本潜居の二ヶ月間こそ、実に晋作が一生の大活躍の心魂練思時代であつたのみならず、長藩勤皇史の基をなすものであり、更に又明治新日本建設の発祥地と謂ふも敢て過言ではあるまい。

後に晋作が野山獄に投ぜられ、その幽囚中にこの潜居当時の事ども思ひ出して述懐の詩を作つて居る。

草庵近在漢山峰。溪水繞屋窓臨江。
如此好景無由見。思山思水坐獄中。
門掩荒蕪竹樹間。水明綠碧午方閑。
君来何意無吾識。笑指窓前數点山。
去年斷髮臥草庵。今歲得罪下野山。
野山獄暗昼如夜。朝暮俯仰只尺天。
今歲憑身被束縛。始知去年隱逸樂。

と晋作自らも「萩城東方松下村有山曰唐人山。乃予草庵所在也」と謂つて居る如く漢山は唐人山即ち俗に云ふ東光寺山を指したものであつて、溪水は静に音をたて、屋を繞つて流れて居る、松本橋本の二江が遠く日本海に注いで居るのが眼に入つて来る、南明寺山や面影山等数点の山々が城下の町を圍繞して指月山が浮んで居る様である、あの多恨多感な晋作が幽囚獄裡に於て「見るに由なく思山思水」と謂つて「始知去年隱逸樂」と結んだその心情を思へば実に斷腸の思ひがする、げにや吉田賢良は此の地を称して

故信國頼治先生が未だ生存されて居た時の話である、誕生地に登る桜並木の坂路の途中、右側にたらたらと下つて行くと一軒の荒屋が現存して居る、此所に松門生の熊野寅次郎が住んで居た、丁度誕生地の下であつて蜜柑畑の中にあつて前面は田圃となつて居る田圃より流れる小溪がある、此所が即ち高杉晋作の潜伏所であるといふことがあつた、これより少し東山手の出張つた山裾であるといふ場所である、然し何れにしても多少の相違はあつても此の場所に違ひはない。

晋作は文久三年正月三日伊藤俊輔等と共に南千住回向院なる松陰先生の遺骨を若林大夫山(今の世田ヶ谷神社)に改葬し其の後京師に上つて攘夷御親征の加茂行幸を拜し、三月十五日には十ヶ年間の御暇を賜はり翌日剃髪して名を東行と改め、種々国事に奔走して鷹司関白や姉小路卿等の間を往復周旋して居たのであるが事多くは志と違ひ遂に同月廿六日京師を發して帰国の途に上り、四月十日萩に歸つて此の松本東光寺山の一角に潜居するに至つたのである。

晋作はこの山を負ひ水に臨むの山裾の一角にあつて遙に指月の御城を眺めつゝ藩主の勤皇動勢に静に思を走せたことであらう、家後の誕生地に向つては先師松陰先生の忠誠の精神を思慕しつゝ、「吾師松陰の首を幕吏の手にかけ候事防長の恥辱此の上もない、いつかは此の仇を果し申すべく候」と悲憤の涙にくれたことであらう、而かも静に世の推移を觀望しつゝ、時来れよかしと待ち置けて居た様である、然るに嵐の如き内憂外患はひしひしと迫つて来る、四月十一日には石清水八幡の行幸があり、二十日には五月十日を以て攘夷期限となすの勅令があり、遂に同日を以て馬関の海峡

「真是深林処士廬」と云ひ、玉木文之進は「深居潜高跡」とも謂つて居る、実に高杉は此の地に於て維新回天偉業の奇略偉謀に深思精慮の二ヶ月を送つた所である。

(昭和十五、七、廿一)

一、松本の勤皇志士会所

松陰神社の前通りは勿論、其の附近は全く變つて一つも昔の俤はない、桑海の変よりもまだ甚しい感がある。肴屋藤井(俗称藤金)と木村との間を小溝に沿ふて奥に這人つた行き詰りが杉家であつて、その少し手前の右側に小門があり、それを入れれば右が松下村塾であつて、前面に少しの広場があり、これを通つて右に廻はり、夏蜜柑の枝下をくぐる様にして、松陰先生の神靈奉安の神庫(今の松陰神社の神殿)を礼拝したものである。杉民治翁が先達で四五の有志が列んで参拝者に一々御洗米を下さつたものである、この杉家の左側に阿座上(禁門之變戦死阿座上正藏旧宅)があつて、その手前に綿貫があつた。今の鳥居のあたりに大きな銀杏があつて、此所に杉家の畑より水が落ちて小溝となり本通に通ずる。此所を右折して小新道があり、新道にぬけることが出来た。これはいまでも新道から松陰神社への近道となつて居る様である。藤金の裏には里村があつた様に覚えて居る、これは藤金より奥の杉家迄の記憶である。更に前通りを思ひ出すと藤金の南隣りに山田といふ塗物師の「おみこし屋」があり、又其の南隣りに田中惣兵衛といふ正種油製造屋があつた、其の後が宿屋の阿武に變つた所である。更に南隣りの新道よりが松本小学校の跡であつて椿東小学校の前身であり、重見良材翁(甫仙及玉木門)が校長をされ

たこともある、松本の初等教育開始の場所であつていまは蜜柑畑になつて居る。

木村の側には北隣りに散髪屋があつて、其の隣りが増野久三郎といふ下駄屋兼醬油小売屋であつた。其の北隣りが奇人の大酒呑み田口屋小太兵衛（本姓藤井で染物屋）の宅であつて、これがいまの白石橋の跡である。

藤金の向側を見ると磯村といふ小間物行商人の宅があり、その跡が弘中となつた、その北隣りが有吉和吉といふ荒物商であり、更に其の北隣りに鈴木といふ宿屋が題名の問題の場所であるから後に詳述することにする。

この宿屋の竹垣の北側が一番高くなつて居て齋藤があり、白石橋への話となつて居た、更に白石橋を渡つて金魚屋と云つた河崎旅人宿があり、その隣りに文屋といふ家があつたが、これは北海道第一移住者として国を出て行つたものである。

この辺から本通を下ると、国本彌七といふ肴の仕出し屋があり、其の跡が溝部である、其他山本や厚東などが軒列びであつて、一寸した田舎の小町をなして居たものである。

現時の松陰神社拡張工事計画を聞き、四五十年前を回顧して古老の言を求めつゝ書き集めて見れば、実に感慨の深きものがある。かうした世の移り変りと思ひつゝふと自著の久坂玄瑞伝を閲読して居たら、次の一項がハタと強く印象を呼び起した所であつた。

正月十四日、翳、土州坂本龍馬携武市書翰來訪、托松洞、夜前街の逆旅に宿せしむ

正月十五日、晴龍馬來話、午後文武修行館に遣はず、是日佐世中谷、寺島、岡部、松洞など來る、（中略）夜与寺島訪薩人、

の大立物であるのみならず、其の携書の主人たる武市半平太は土州勤王党の樞軸人物である、それに薩州の密使田上も加つて居る、謂はゞ此の時に於て、薩、土、長三藩勤王有志の下相談が出来、連絡が付き、薩、長、土聯盟の密約が出来た所であらう。この維新回天鴻業の薩、長、土三藩聯合の根源地が村塾に於て密約せられ、而かもこの鈴木旅人館の一間が、かうした志士の密談会所であつたことを思ふ時に、この鈴木宿館の一室こそまさに明治維新創業の放火聖地であると謂はねばなるまい。この松陰先生の尊攘精神の復活地、この薩長土三藩聯合の密約地、この維新鴻業の策源地、これをこのまゝ蜜柑畑に葬つて置いては、実に先人の辛苦に對して相済まぬ事ではあるまいか、否維新回天史に對する郷土人の責務が立たぬわけである、これは自分の多年の希望である、敢て郷閩の同志に一文を送つて所論の正否批判を求むると共に一考を煩し、此の聖地に一つの建碑でもしたい所である。本記事中松下村塾附近の変遷に付ては長老三輪雪堂翁の口伝を書き集めたるものであつて翁の好意に對し深甚の感謝を捧ぐ。

（昭和十四年正月一日）

一、明安寺（松本）の遺跡

明安寺は山号を東谷山と云ひ、開祖を道甫といふ、この人はもと關東の浪人であつて、石州津和野に來り、学問の師範をして居たが、後に吉見広行に属して羽島作兵衛と改名し、吉見氏歿落後法門に入り剃髮して道甫と号した、始め福井村に留まり、承応年間に今の地に來つたといふことになつて居る、然し唯かうした寺伝のみでは今更検討するの必要はない。

夜半帰家薩人は田上藤七と申男にて有之。

これは江戸齋日乗と題して表紙に「此書十年後に至つて出でざれば禍を連及すること一形ならず依之堅他人の覽閱を禁するもの也、文久壬戌正月吉日」とある玄瑞日記の一節である、そして玄瑞が文久二年の正月に松下村塾即ち杉家に居たことは妻の文子の書き付けたものに「酉の十月十二日萩に帰り成の三月二十三日迄松本に居り度々下ノ関へ参る」とあるを見ても明かな所である。

そこでこの「夜前街の逆旅に宿せしむ」が問題である、前述の通り村塾の前街逆旅と云へば、これはどうしても鈴木旅人宿より外にあるわけではないのである。

この宿屋の主人は鈴木勘藏といつて夫婦の間に二人の子供があつた様である、宿屋の方は余り繁昌しないので、勘藏は越下し葉の田舎行商をやつて居た様である。宿屋の建物は余り大きくなく薄暗い間取りであつて、入口の右側道路端に竹垣があつて少しの庭があり、其の奥に一段高く齋藤側に客間があつて、これが一等座敷の様であつた、坂本龍馬の宿つたのもまさにこの一等客間であつたことであらう、かう思ふといまは蜜柑畑となつて居るあの場所が如何にも心を引き付けて、尽ざる感慨に低徊去り能はずである。

当時松下村塾の門生は何れも師松陰の遺志を継承して第二期活動たる勤王義軍への実行の一步を踏み出して実活動へと勇み進んで居た時である。従つて諸藩勤王同志との交渉連絡も相当にあつて他藩志士の往来も頻々であつた様である。現に薩州の田上藤七は來て居る、土州の坂本龍馬も村塾を訪ねて居る、此等の關係は久坂の日記を見れば、手に取る様である。龍馬といへば當時の土州

この明安寺こそ実に松陰先生の実学実践の踏み出し予定場所であり、又海防僧月性の護國法壇の一角であつたことを忘れてはならない。

かの大保十四年四月朔日の羽賀台大操練は確に長藩として、外警急務の時代的に自覚奮起した未曾有の一大デモンストラーションであつた。号して軍勢三万五千、馬四千余と称せられた程の大掛りのものであつた。それ以来といふものは門生を持つ程の兵学師家は何れも之に則つて、実演習を試んじたものであらう。松陰先生も嘉永二年十月に「操練当日之次第」なる予定書を調成して

操練当日朝七時半時松本市明安寺境内に相集り着到を調へ、人数相揃候上にて斥候を先んじ行軍の式にて羽賀台へ出張、尤路筋最寄に住居の面々其処々に出浮居各其隊伍へ相加り候事

と門生一同をその明安寺境内に非常呼召して実訓練を試みんと考へて居られた様である。これは即ち松陰先生の持論たる長短を取捨しその最も善き部分を類聚して之を日本流に活かして行く、無理に西洋陣法を排するの要はない、夷人の戦術でもその善いものはこれを採用する、必ずしも日本の古術に拘泥するの要はない、そして学問研究を実際の上に運営して実学として進むと云つた松陰先生の根本理念の具現化の第一歩であるとも謂ひ得る。實際松陰先生は講学の暇があれば、門生達を引き連れて東光寺山の麓で実訓練に当られ、時には大井の海浜にまで出掛けて、水陸実戦の模擬戦の練習までやつて居られる、か様なわけで明安寺は村塾の近所であり、本堂の前には桜樹があつて相当の広場もある、実に松陰先生の学問実践上の訓練に好き所であつた。

更に又松陰先生の盟友たりしかの海防僧月性上人が安政二年四月四日の明安寺に來り、七日間尊王護國の大講和を試みて居ることである、松下の老幼男女も定めし聴講して海防に攘夷に勤王に、何れも血を湧かしたことであらう、講筵の婦女子等が発憤して装身具をなげ出し、髪飾りの銀細工ものを鉄製にかへて、海防費に献金したといふ話を祖母より聞かされたことがある。

安政五年二月十九日附松陰先生より月性宛の書翰に「上人開講筵一かれ候由に付松下童子二十三十拜聴罷出候也」と通信せられ、更に二月廿九日附東行中の久坂に対しては「先日より月性法話に付塾中会を廢し童子皆赴ききかしま、昨日法話終る」と書信を發して居られる、自分の講義をやめて門人一同二三十人迄も聴講にやらせて居られる關係を見れば、松陰先生と月性との意気投合の心的關係は勿論、如何に當時月性の講話なるものが人心を把握して居たかといふことを知る事が出来る、最もこの二月の講話がはたして明安寺なりしや否やは確かむることが出来ない。

第七章

中 所 元 雄

一、女台場は百萬一心の記念塔

文久三年の夏、菊ヶ浜一帯へ、今女台場と言われて居る土壘を築造した際は、平素町方へは滅多に顔を見せぬ家老の奥方も又町家の女房娘も女達がさきかけて、土農工商神官も僧侶も貴賤老幼の別け隔て無く、百万一心の総動員で、夜を日に繼いでのレンモチをやつたものである。

遠く先大津地方からも加勢して、古市の住吉の孝行娘は特に御褒美に預り、宗頭の山本七右衛門は築造に要する杉杭二万本と竹七

千把を上納した。此等の杭が近年まで台場の彼方に残存したのを見てゐる老人が今幾人もある。築造の際は莫大なお物入りで、お客屋からの感状や、請取書が今諸所に遺つてゐるやうに、一般からの献金も相当にあつたことが想像される。

この土壘は元は單に台場と言はず御台場と敬稱してゐた。真九円いお台場が魚棚から浜へ出た所に一つあつたが、砂を採り去つてしまひ、今は見られない。此附近の出身で最近一寸掃蕩した仲子砲兵大佐は「あの餓頭型の高い台場は能くは判らぬが、指揮台であつたかも知れぬ」と語つてゐた、兎に角築壘變遷の好資料であつたが惜しいことである。

北條瀬兵衛が上方から萩へ送つた手紙の中に「萩も土壘構造で大分人心が和いだ由で何より結構じや」と唱つてゐるのから考へると、時勢切迫で萩の人心が余程緊張し切つてゐたことが窺はれ、この緊張が凝結して女台場を形造つたので、お台場は内憂外患の非常時に當つて萩士民総動員の記念塔である。

一、菊ヶ濱の名稱

菊ヶ浜の稱は壇の浦から此処まで落ちのびた平家の殘党が魚貝の業の傍、藁草や野菜を愛培して余生を送つてゐたが、天樹公御打入の際に、西と東の浦々へ、その居を移さしめられた。名稱はその程からとの説がある。

又ある記録に拠ると御倉元が元は海辺の御馬屋の処にあつて、其の御倉元の海辺を菊ヶ浜といふとあるが、其後御城から鶴江の洲口に到る白砂青松の一帶を菊ヶ浜と稱するやうになつたのである。又松に就ては左の記録がある。

宝永の頃筑前より三宅益庵といふ外科医が來り、御城番を勤めて、能く松を作つた、其後お暇乞をして、本国へ歸つた。それ以來その形に似せて作り初めた、之を益庵流といふ。

一、鶴江及西の濱お台場の据附砲

御用紙へ認められた大砲配置に関する記録があるが、惜むらくは菊ヶ浜の分が判明して居らぬ、然し乍ら鶴江、西の浜等には次の据附があつたことが知られる。

一、鶴江御台場据付の分

六百目玉筒一挺等の計八挺が記録してある。

一、西の浜御配附の分

二十四斤、六貫目、二十ポンド等の十筆。以下略

一、運舟破陣の戦法と軍艦建造餘

談

菊ヶ浜の海上では古くから運舟破陣の稽古が大仕掛で行はれたものだが、三田尻の森重曾門が招かれて文化九年九月四日、同十二年八月十七日には村田清風の意見で、合武三島流の水軍の大演習がこゝで行はれた。

曾門は浜崎御船手となり、萩藩士へ水戦法を伝授した。此時の秘傳書や「御船倉藏書門外不出」の印のある漢籍、森重都山編輯の三島流舟戦要法等が遺つてゐて、当時水軍の面影が偲ばれる。水軍は初めは手漕であつたが、両側の車輪を人力で回転する人車船となり、追々に蒸汽船に發達を辿つたものである。

山田亦分が兵制の改革を計り、海軍創設には北條源藏、山田七兵衛、桂右衛門、戸田龜之助、戸倉豊太、郡司千左衛門、粟屋翁介

等が随分功勞がある。丙申丸や庚申丸の建造には船大工の木島治郎左衛門、藤井勝之進、長尾小右衛門、筑前の久次郎其他の面々が懸命に作業して、罷り違へば切腹御詫の覚悟であつたが、上首尾で一同が御褒美に預つた。藤井勝之進の如きは晴れの進水式に船が動かぬので、一時柄面棒を振つたが、俄に萩町中からピンツケを買集めて滑らしたところ、こんどは滑り過ぎて鶴江の岩壁へ新船が突き当つた程好成绩で、勝之進は嬉しさの余り、その場で狂氣したと言ふことである。軍艦建造に就ては干城隊會議所判の「軍艦築金受取之証實七月」とあるものが手許に遺つてゐる。

一、犇雷車濱を暴れ回る

合場へ据付た大砲には不使用のものが多かったので、森重曾門が回転の出来る独輪車を發明して菊ヶ浜で試運転をした、然し砂へはまり込んで困るので、大八車を応用して砲車を造つた。これは余程具合が良好ではあるが、放發毎に暫時砲車が近所近辺を暴れ回つたもので、名稱が○雷車である。

終に飯田七郎右衛門の周発台となつて、年に一度菊ヶ浜で大機動演習をやつて来たが、何分雨の降る日は火繩の火が消えて困るので、管撃の西洋銃陣に改めた。処が初めは夷○の法とは何事であるかと、随分反対があつたが、郡司信彰の如きは夙に長崎へ出掛け、又馬関応接場で、英国砲將カラルに就て、直々洋法の伝授を受けたものである。

一、乃木大將手向の燈籠

国防婦人会の發起で地鎮式が行はれた女台場記念碑建設地のすぐ二間程の敷の裡に乃木將軍手向の石燈籠が苔蒸してゐる。これは

將軍が親戚大田家の墓前に供へたもので、令弟正誼（真人、玉木家）に養はれ前原騒動に戦死すの分と一対になつてゐる。墓前に類き台場に〇立して指月の残骸、鶴江台の絶壁、更に雲煙〇〇の朔北を願望する將軍の風貌が偲ばれる。因に將軍の父十郎希次の弟要蔵が大田家を嗣ぐ、御堀耕助、毛利左門等の父である。

一、奥御殿へ通話機

「我国で初めて蒸汽車の運転が菊ヶ浜で試みられたが、旧藩時代にはや奥御殿と御倉元の間に電話の型が架設されてあつた。蓋し長藩は反射炉や木戸公の新聞刊行等と共に天下に率先して文明開化の魁をやつたものだ」とは岡村將軍の令兄で、忠正公の御奥を勤めた錦見老人の一杯気焔であつた。

右の電話といふは短い竹筒へ薄紙を張り、木綿糸で連絡をとつた伝声器ですから、評すれば原始的であるが、当時はこれで事実相当の便利を得てゐたものである。太閤様の花見の宴へ落下した平賀源内のグライダーと好一對の尖端話である。

一、羽賀台大練兵と菊ヶ濱

一、出陣の烽火菊ヶ濱に揚る

天樹公御討入以來菊ヶ浜一帯は水陸兩陣の稽古場で外夷の辺境を窺ふに至るや、和洋兩式の操練が常に此処で行はれてゐた。特に天保十四年四月朔日異賊防禦の大練習即ち羽賀台の御狩には、宍戸親基の率ゐる三番備は菊ヶ浜に、毛利親倫の二番備も住吉境内から菊ヶ浜に、御狩の総勢三万五千、馬匹千三百と号した、その中堅隊が此処に陣捕したのである。乃ち暮六ツ時に鶴江台に大かがり火が揚り、之を請けて松本東光寺から破韓台までの沿道

には継かがり火が備へられ、町家は軒別掲燈、閉戸謹慎を期した。夜九ツ時に菊ヶ浜から先づ山海にこだまする大砲が放発され、諸寺院の鐘が三ツ切を報するや、これを相図に旗鼓堂々の御出陣で、殿備は暁八ツ時に及んだ、海風に〇〇たる大帳、鍵帳、かゞり火に映する馬騾、陣羽織実に壯嚴そのものである。それでなくとも幕府の睨みを受けてゐる毛利藩がその威圧に微動たもせず、遠図を抱いた古今未嘗有の壮挙を断行した、即ち尊王倒幕に出陣の狼火が此時菊ヶ浜に打揚げられたのである。

一、志士の墨蹟に就て

菊ヶ浜一帯に防寇の備を作してゐる女台場のすぐ麓には、維新鴻業の礎石となつた贈位藩士や国学者、儒者等、幾多の英骨が恰も台場守護の人柱のやうに永へに鎮まつてゐる。英雲公時代、射を以て騎班に列せられ門士志千人に及んだ岩崎章由や、家塾を設けて濟々多士を出した来島小覚等、無名の士も、この域に眠つてゐる。来島小覚は美、子制、壁堂、夢庵、雨蕉書屋と称し筆札に堪能である、儒家にして篤く佛教を信じ、口常に佛を称し、座臥蓮華の如意を手に、漢詩の他に屢々佛經を書写したものである、明治十六年十二月廿三日逝く。

この来島の筆蹟が明治、大正年頃の展覽会に、誤つて来島又兵衛の遺墨として取扱はれた為に今、壁堂や夢庵落款のものが又兵衛の書として秘藏されてゐるのがあるやうである。

因に公刊されてゐる遺墨帖や書籍の巻頭に岡部富太郎（号龍園）の筆蹟が佐久間佐兵衛（号龍園）に、檜崎八十雄が檜崎彌八郎になつてゐる様なこともある。萩関係だけでも左記の如きがよく間違ひ

郎兵衛もゐる

一、福原越後は翠〇と号し他に明治初年の筆で翠〇といふ人の書面が遺つてゐる

一、岡部富太郎（龍園）一佐久間佐兵衛（龍園）又何れも利濟といふ

一、高杉晋作、中村砥歎、吳孟明が何れも梅処と号す

一、小国剛蔵の父は融蔵と称す、剛蔵も亦、融蔵といふ、松島も剛蔵

一、月性（遠崎明円寺、海防僧）月照（清水成就院、西郷関係）月性の詩書には燕石に君田書きがあるやうに中村九郎の代筆がある、虎山淡窓門生時代の筆勢は晩年とは全く異つてゐる、偽筆も多い、月性も浅見安之丞も煙溪と号す

一、玉〇は玉木文之進の落款で、他に藤本鉄石の師、因州の児玉〇が玉〇と署して其の詩書も萩で散見する

一、靱負に浦と今田等がある（何れも贈位）

一、有隣一加藤、富永、俳人に有隣

一、翠園一錦小路頼徳卿も征東総督橋本実梁卿も

一、大谷〇助も宇都宮黙霖も雪溪と号す

一、青木周弼（既刊の諸書に諱は邦彦）一青木研蔵（諱は邦彦）最近に防長出身、東京医大の先生がたによつて周〇、研蔵の頭

彰会が起され伝記編纂に資料蒐集中である、書信往復の序に私は左の教示を願つた

『同会の資料蒐集に就いての小伝に「研蔵が邦彦」とあるも拙蔵の邦彦落款の筆蹟は紙裏に旧く誰かが藩医青木周〇筆と記してゐると防長人物志「防長志要」列伝体防長史「シーボルト伝」「大百科辞典」等に周〇が邦彦と出で又、筆勢が周〇と酷似し

易い、

一、春山花太郎（井上聞多）と花川春太郎（伊藤俊輔）又、春狂は品川彌二郎で伊藤は忠狂と称してゐた

一、玄機とあつても久坂玄機も栗山玄機も熊野玄機も（何れも藩医）

一、玄瑞も久坂玄瑞も小石玄瑞も（何れも医）

一、白水山人といふ人（明治初年頃の詩筆もあつて「家在紫〇山下海辺」の印を用ひてゐる）の書が時山直八（白水山人）や中村九郎（白水山人）と混雜してゐる

一、来島又兵衛——父も来島又兵衛

一、村田四郎左衛門（清風）祖父も村田四郎左衛門

一、「長〇」の印章は滝鶴台も滝茂兵衛も用ひる

一、「方外司馬」の印鑑は林百非も石川〇州も同印である

一、金吾に広沢兵輔と小野金吾とがある（何れも贈位がある）

一、中島松堂に中島市郎兵衛と中島名左衛門との二人があつて何れも維新の殊功者

一、天山——坂本天山、栗栖天山、藤本天山

一、久坂玄瑞の筆と称する江月齋落款の菊の絵があるが、内田〇溪（江月齋——吉川家臣）の筆らしい

一、高杉晋作も、その息も東一と称す

一、鈴木直通も真木保臣も和泉を称す

一、鈴木高柄、桜井魁園、長尾郁三郎何れも国学者で武雄といふ

一、前原一誠の変名が八十雄で檜崎八十雄もゐる、又前原も久坂玄瑞も雜賀（松下一）狂生の印を用ふも誠と称して紛れ易い

一、中村九郎は清旭で中村九郎兵衛は華嶽で別人である、宍戸九

てゐるので「邦彦は周○ではないか」と申送つたに對し、あちらから

「邦彦は周○ではない」と村田看雨翁もいはれてゐる故、取調の結果左の銘記を得た

一、天徳寺の靈名簿に「研藏の旧墓の在りし寺後○軒淡雲邦彦居士」明治三年九月八日、青木氏

二、広家佛壇内位牌「研藏女千代子の嫁入先」天徳寺靈名簿と同じ

三、明治初年出版の官員録に大典医三人を載す
從五位藤原朝臣経徳 高階

同 方成 伊東
同 邦彦 青木

己上」との返示を請けた。

萩関係志士、先賢の名称、雅号が異人同名の爲め、珍談奇話を生じた例も少くないので、序にもう少し挙げて、他多数は後に索覧表にでも纏めて見たいと思ふ。

一、高杉晋作も齋藤彌九郎(龍善)も天野御民も東洋と号す

一、松島剛蔵も玉本文之進も坂陶工も韓峰

一、大和国之助も榎崎清義も彌八郎

一、清水清太郎が二人ゐる

一、小五郎は桂も劍道師範の馬來小五郎も

一、悠々とあつても福田俠平でない悠々がある

一、○山は波田兼虎のみでなく「奉呈国相○山君」清風の詩書があるこの分は益田であらう

一、八木甚兵衛も村田清風も沙村と号す、因に文政、江戸時代の

章の源刀鬼汝は源日汝即ち源のときよし、で刀鬼与志と署したのもあつて此の時代のものには殊に其の意気が紙面に動いてゐる。山県有朋にしても「千束」又は「狂介」時代の墨蹟が感概が深い、高杉春風も春狂と称す。

凡て勤皇烈士の遺墨は和平の世酒飯茶の興に書いたものよりも、討幕の意気に燃えた活躍時のものが貴い、護国の鬼となつた烈士が満胸の心血を表はした遺墨に對する時は開卷、先づ靈感にうたれ、読下肉躍骨動を覚えて真に尊いものがある、即ち烈士の遺墨には生命が存つてゐる、これが徒に裝飾用に弄ばれては遺憾の極みである。

一、萩市聯合青年団発行の「正氣詩集」に「男子立志出郷関」の七絶が月性の作でなく特に目新しく駿河の勤皇家、村松文三の作としてある。

これは以前から村松の作との一説があるので、篤学な静字翁が村松の遺族(医師)と周防の月性草堂と長日月に亘り数次、文書を往復して交渉研究の結果、村松の作であらうと粗、断定発表されたに由るものである。

然るに翁が松陰全集編纂の事に当るや偶然にも杉相次郎家の篋底から月性自筆の詩稿数冊を発見した。これに拠れば男子立志の詩は月性若年の自作であることが明に考証され、特に五山であつたか、淡窓であつたか、先輩の加朱さへもあり、又松陰は表紙へ「此は月性上人自筆の詩稿で大切にすべきである」との意を認めてゐる。

この発見と同時に翁は私に「特にこれを見てもらつてをく」と、村松家と交渉の一件と共に該詩稿(三冊あつたやうに覺

清風に鴻齋主者の号がある

一、岡本栖雲も能登達太郎も成章と号す

一、古狂生は高杉も頼三樹も

一、藩医二階も名和緩も道一といふ

一、熊谷三四郎も五一で乃美雪水も五一居士と称す

一、渡辺内蔵太と長嶺内蔵太は同一人である

一、正臣に石川、藤村、阪等がある

一、松根一村山も古川も志士で和歌に達してゐる

一、致遠一前田陸山も有阪も

一、静齋一馬島甫仙も清風も馬関の伊藤も

一、信天翁は佐伯圭山で山中信天翁の絵もある

一、風月は江村彦之進も近藤芳樹も

一、孫植一世良利貞も益田孫植も

一、正義一河上彌市も有馬新七も島村万次郎も

一、飯山一白井小介も松林も

一、紅雪一福永淑人も長三洲も

一、男也一佐々木も福島も

一、信彰一郡司覺之進も福井太郎も

一、靖一栗栖も野村も、百非は○

一、宇右衛門一山田も中川も

一、長養堂は久坂玄機とのことであるが、別に長養堂と称する医がある

一、品川彌二郎の書には全く印章が用ひてないと伝ふるものがあるが幕末、活躍時代の書には「源刀鬼汝」「春狂堂」「水如心」等の捺印のものがある、その頃は東野々史とも号してゐる、印

ゆ)を示して、男子立志の詩は月性幼時の自作に間違ひないと、前説の取消を断言された。翁は松陰全集の編纂に多繋で、或はこの発表に及ばずして易○されたではないかと想ふ故、茲に私は其の際の翁の緊張したる談話を想起して将来、村松説に對する考証の一端に記してをく。右、月性の詩稿は其後、杉家から萩松陰神社宝庫へ納めた由である。

第八章

一、木間を語る

三井政一

若宮神社

木間部落に於ける崇敬の中心聖域であり、鎮守の神として朝夕奉○者がたえません。

北木間下組倉河内の老樹の茂つた神々しい小丘の上に鎮座まし、僻地には稀に見る宏壯なる結構でありまして、神殿釣屋神饌所が具備し、文政三年の唐獅子もありまして蔽かでありませ

沿革。もと区内滝河内にありましたことについては異論ありませんが、其後の沿革については、説によつて多少年歴の上に相違する所があります。

○三見八幡宮中原重伴氏書面によれば、

「若宮神社建立ノ頃ハ往昔年曆相分不申候ヘドモ明応四年(二一五五)ノ勸請ニテ享保四年(二二七九)只今ノ社地ニ再建其頃ヨリ八幡宮(本社)ノ御末社トシテ勸請ノ様ニ書中相考ヘラレ其他ノ事項不明ニテ記録伝説等無之候」

○若宮神社佐伯正文氏談によれば、「明治廿四年其當時ノ神司ナ

リシ中原タカカズ〇〇氏(二見八幡宮ヨリ若宮神社兼務)ノ書キ置カレタルモノニ「滝河内へ創立後四百年ニ相当シ現地再建設百七十五年ニ相当スルノ故ヲ以テ同年式年祭ヲ執行」セラレタル旨、記載シアリ。

右記録ヨリ逆算スレバ創立ハ明応元年(二一五二)ニテ、現位置へノ再建ハ享保二年(二三七七)ナリ。尙近年棟木ニ記サレタル文字ヲ発見シタルコトニヨリテ、神殿拜殿ノミ天明九年(二四四九)寛政元年相当(九月十日落成シタルコトガ分明トナリ、棟梁源左衛門(現阿島氏ノ先祖)ナルコトモ窺知スルコトヲ得タリ。

○風土注進案(当島宰判風土注進案八阿武郡山田村)によれば「前略將監ガ靈崇リヲナス此故ニ滝河内ニ社ヲ建立ス、古宮トイヒシハ是ナリ、今ハ淫祠トシテ解除ニナリシ、其後近ク享保ノ比トカ今ノ地ニ移シテ若宮ト云」とあり。

因みに古宮は天保年間淫祠として解除されたれども、今尙有田作二氏宅の上に其小祠をとどむ。

右の如く明応年間滝河内へ創立せられ、享保年間現位置へ再建になり、更に天明年間一部改築があつたものとして大差なからうと思はれます。

祭神。

阿武將監を祀るといふ説

○風土注進案によれば「里人伝へテ云若宮神社ハ將監ガ靈ヲ祀リタリ、將監ハ北條氏直ノ子也。

氏直ハ長門国守護代ニ下リテアリシガ任果テテ後モナホ此地ニ住居シ、終ニ阿武ヲ称号トス、ツヅイテ大藏モ此地ニ住ス。

「將監長府ヨリ此地ヲ指シテ馳セ来ル途中、阿武見峠(青景村ト赤村トノ界)ニ至ツテ鎧断ユ、更ニ滝坂(赤村ト三隅山中ノ境上ニアリ)ノ觀音堂ニテ乗ル所ノ白馬斃ル、因ツテコレヨリ歩シテ本村滝ノ河内ニ通レ、潜匿スルニ方リ里人ニ請ヒ秘シテ敵ニ語ルナカラシム、既ニシテ追手ノ衆尋ネ到ル、里人竟ニ実ヲ告ゲテ將監殺害ニ遭フ、ソノ怨靈ニ依リテ滝河内ノ民戸次第ニ零落シテソノ数ヲ減少シタリ」

三見八幡宮祭神を祀るといふ説

応神天皇神功皇后姫大神三休(田心姫命市杵島姫命瑞津姫命)

前記中原重伴氏書面参照

応神天皇仁徳天皇大中津姫之尊を祀るといふ説

大中津姫之尊とは神功皇后の御事ならんとの説あり。(木間

小学校郷土誌)

以上祭神について列記いたしました之について蛇足を加へて御叱正を仰ぎたいと存じます。

最初に掲げました阿武將監の伝説は全く根拠の無いものと思はれません、蓋し近古武家時代にあつた史実が多少潤飾せられたものでありませう。現在將監の子孫に当られる阿武省三氏の家にあります記録及び將監切腹の際使用の小刀と云はれるものなどありまして、重要な史料が現存されて居るのであります。阿武氏の談によれば、昔から若宮神社と阿武家との関係は相当深いものであつたらしいのでありまして、年々のお祭の時も阿武家から提灯があつて居たさうであります。(阿武氏の御母堂が省三氏に語られたること)尙興味深く思つて居ることは、現に若宮神社の拜殿正面高く掲げてあります額面の文字についてであります、此の額

大内家ニ附属シテ姓ハ多々良也。或ハ云將監ハ若宮神社ノ神職ナリ、自殺シテ其ノ靈村人ヲナヤマス、故ニ是ヲ祭リテ靈社トシテ崇敬スト。一年長府一宮ノ神事ニ〇〇〇ノ射手ノ役ニアタリ、撰バレテ府中ニ行ク、古例ニヨリテ前後ノ欄ヲ取りタルニ末ヲ得タリ、其ノ翌年モマタ尻欄ニ当レリ、神占ナレバセン術ナケレド、無念ノ事ニ思ヒテ乗之、三年目トイフ年マタ尻ノ欄ニ当リタリ、或云射手ノ衆荷担シテ目前ニ私アリタルヲ恨ムト、終ニ止事ヲ得ズ、私ニ衆ヲ越シ、第一番ヲカケタリ。神事畢テ衆中將監ガオコノ振舞ヲ責ム、將監理ニ伏シテ馬ニ鞭打ツツ跡ヲクラマス、後行方ヲ知ラズ、然ルニ將監西木間村ノ奥、滝ノ河内トイフ所ノ帆柱トイフ山ニ逃レ隠ル、今モ一反計ノ平地アリ、是將監ガ屋敷地ナリト云、ソノ上辺ニモ平地アリ、衆士跡ヲ尋ネテ爰ニ来リ、此間ノ年月不詳、滑某トイフ農夫ニ尋問ヘドモ偽リテ云ハズ、強テ責ラレテ終ニ在所ヲアカス、忽住家ニ到リテ將監ヲサシ殺ス。

或云討死シタリトモ、切腹シタリトモ、首ヲ流ニ濯ヒテ歸ル、此時首ヲカリニ置タル石ヲ首置石トモ碁盤石トモ云。又楡立ノ石トイフモアリトゾ、後ニ滑某ニ將監ガ靈崇ヲナス、此故ニ滝ノ河内ニ社ヲ建立ス、古宮トイヒシハ是ナリ、今ハ淫祠トシテ解除ニナリシ。

其後近ク享保ノ比トカ、今ノ地ニ移シテ若宮ト云、抑々阿武將監ガ嗣子ニ阿武大戴(正名不詳)アリ、柿並某ノ家祖也ト云フ事ヲキキシ事アリ。中略、古老ノ物語ノ片ハシヲ辭耳ナガラ書付畢ス」

○現存古老の語るところによれば

面にある字は御家流と覺しき達筆でありまして、木板に彫り込んだ字形の上に金箔が貼つてある様であります、此の額の字と現在阿武家の神棚に奉祀してあります「若宮」といふ書とが字形といひ銘といひ全く符合するのであります。是等の事から考へまして若宮神社と阿武家との間に關係があつたといふ断定をするのであります。

さて人情の自然から考へまして將監の死後、其の近所に祠を建て、是を祀るといふことは当然のことでありませう。之が即ち古宮の起源であらうと思はれます、かくて時々の祭も行はれた事と推察致すのであります。其後此祠は取りあへず三見八幡宮を勧請合祀したものでないでせうか、茲で若宮といふ社名について一応考へてみたいと存じます、吉田祥朔先生の書かれたものに、

「按ズルニ神社ニ若宮ノ稱ヲ附スル場合ニアリテ一ハ新ニ神社ヲ勧請シテコレヲ祭ルニ稱スル名ニテ本宮ニ対スル新宮ノ義ナリ若宮八幡宮ノ類コレナリ」ハ本宮ニ対シテ其御子神ヲ祀レル神社ノ稱ニテ例ヘバ石清水八幡宮ニテ若宮ト稱スルハ仁徳天皇ヲ祀レルガ如シ本宮応神天皇ナレバナリ而シテ此二者何レモ八幡宮ニ多ク其例ヲ見ル云々」とあります。

是等のことによつても分る如く、既に三見八幡宮を勧請したものとすれば、是は新宮である故に若宮八幡宮とすれば徹底したのであります、実は以前から阿武將監を祀つてある關係上、八幡宮の名稱を遠慮して若宮神社となつたものではないかと思はれます。其後亦享保年間現位置へ再建になつたのであります、その理由は社殿の腐朽といふこともありましたが、主たる原因は滝河内は余りにかたよつて不便であるといふ地勢上の問題であつ

たらうと思はれます。此の頃は既に木間一円唯一の鎮守として祭
礼も一段と賑やかになつた事と思はれます、従つて木間の略々中
央で、しかも小丘の理想的な神域である現在の所へ移転したもの
と思はれます、即ち古宮に対する新宮即ち若宮となつたものかも
分りません。(慶長十年毛利公より三見八幡宮へ社領六段二畝畑
一段三畝屋敷地二段の御墨付が下つた位で、昔から三見山田両村
の産土神であつた八幡宮の御神徳と木間住人の崇敬の赤誠とが一
致して元の位置よりずつと三見村に近い方に神社が寄つたのであ
りますから、三見八幡宮としても好都合であつたかも知りませ
ん。)

ところが何れにせよ、若宮といへば其御子神を祀る意味もあると
いふ訳で、更に仁徳天皇祭神説が生れたものと思はれます、果し
て何時の頃から若宮神社の名称が用ゐられたものか明瞭でありま
せんが、「若宮」と彫られた額の裏面にも天保三年云々とあれば
天保年間には明瞭に若宮神社を称へられて居たことは間違ありま
せん。(実際には明応後古くから用ゐられたものでありませう。)

○注進案に里人の伝として阿武將監のみ祀る如く記してあるのは、
別に祭神のあることをよく調査せず漏したものでありませう。

○木板額面 一面

行書体の達筆で、中央に「若宮」と左の落款には「從二位清原宣
武書」とあり、裏面には「天保三年九月十五日阿武九右衛門若
宮の縁故により賜ふ、清原宣武染筆」とあります。

○木喰上人作木像 二軀

上人作中の傑作と云はれる隨身。

約七十年前程前に其家(今の西村与介氏方)と附近六軒とが火災に
罹り、遺物凡てを焼失したため、今存在いたしません。

三、現在此部落に主殿の血統と称する西村姓が三軒ありますが、
此の主殿頭といふ人物については不詳

四、島原役より遁れ来たものとは、当時の萩の状況から考へ
て不可能なことであり、誤伝としか思はれません。

五、現在の「殿河内」部落といふ地名の起源はこれから起きたもの
かも知りませんが、然し「殿河内」といふ地名は農村には相当沢
山ありますので速断は出来ませぬ。

六、蓋し墳のある辺は主殿頭の居宅のあつた所かも知りませぬ。
木間の民俗

以下のものは木間の故老が嘗て書き置かれたもの(筆者不詳)
をなるべく生かして少し私が加筆したものであります、文中不
要と覺しき箇所もあれど、一応全部を書き並べておきました。

一月

一三五五日 此の間は所謂お正月の嬉しい気分、他家に嫁した
者や、奉公に出て居る者の里がへり、親族知友の間に往来が盛で
、田島に出て働く者はない、三ヶ日間の朝な朝なの難煮を祝ふこ
とも他郷と同じ、遊戯も格別変つたこともなく、将棋、カルタ、
トランプなどをすることも少く、子供のいろはカルタ位のもので
ある。

オカチンを喰べ、酒を飲み、明炬裏に大火を焚いて話しをしたり
、寝たりするのが待ちわびられるお正月である。

七日 午後仕事を休み七草を祝ふ。

十一日 十一日正月といふて、牛のお正月をする、牛に餅を喰は

序に上人の日記中にある萩附近に関係あることを誌します。
寛政九巳歳

八月十五日一ツ橋北河内村彌兵衛

十六日より同村巳の九月七日立葉師堂

九月七日より十六日立木間若宮八幡奉納

九月十六日廿五日立野戸呂村大師堂

廿五日萩の城下十一月八日迄千鉢佛

「註」野戸呂村(今木間区内)大師堂で作られた観音像一鉢は今
尚難座区の山泉卯介氏が保管して居られます。

西村主殿頭に関する伝説

防長風土注進案山田村の条に「空穂ノ故」と題して「殿河内ノ農
家ニ庄左衛門トイフ者アリ、コレガ元祖ハ西村主殿頭ト云ヒシ者
(生国及姓不詳)ナリシガ、九州島原ノ合戦ニ銚子ヲ通レテ東木間
ニ身ヲ隠ス、終ニ此地ニ居ヲ定メ、田地ヲ開作シテ郷主トナル、
故ニ地名ヲ主殿河内ト号ク、(今殿河内トイフモ文字ヲ略シテ云
也)今モ西村統テ五家アリ、庄右衛門ガ家ノ外面ノ畠ノ中ニ主殿ガ
古墳ナリトテ、石祠ノ崩レタルニ無名ノ佛石アリ、此ガ家ニ其時
ヨリ持伝ヘタル空穂一箇鉢ノ矢魚尾ノ根心アリ(此間ニ原本図ヲ
挿入ス)又重藤ノ弓モ近キ比マデハアリシガ、地ノ獵人ノ借リテ
カハサズ、今ハ損亡シタリト云フ、家ノ紋ハ丸ノ内ニ九枚笹ナリ
」とあります。

右につき調査致しました結果

一、西村主殿頭の墳といふのは畑の中にありまして、粗末な小石
祠で銘などありません。

二、主殿の持つて居た剣と矢とを伝へてあつたのでありますが、

せ、其他何彼と氣をつけてやる、家によると此の日苗代のあつた
田へ連れ出して、走らかしたりするものもある。午後は仕事を休
む。

十四日 「トヘ」の日である、此の日夕刻から夜にかけて行はれ
る年中行事は最も面白いもの、一つである。

例へば牛馬に居る手綱とか、ムクシ(幼牛の未だ鼻の穴をあけ
ないとき口辺にかけるつなぎもの)とか、或は男の子の居るう
ちへは竹馬とか、又は新しく家でも建てる家へは、地づきの
道具とかいふ様に、先方の家で一番重要な物を作り、予じめ定
めて置いた家へ持つて行つて「トヘ」といふて、其の品を
家の中へ入れておく。一方貰つた方では、三宝又はお膳へオカ
チンとか、お酒とか、或は金包みなどをのせて出しておく。そ
れをソツと貰つてかへるのである、主に子供のよくすること
である。

二十日 太子講二十日正月と云ふて皆仕事を休む、職人は此日を
太子講といひ、集会して今後の日役賃を定めたりなどする。

寒に入ると餅搗きが始まる、モチ米、粉米、黍、粟など沢山つく
ので、一日ではすまない家もある。

一月から二月へかけての休日を選んで、各部落の初集会有る、
主に新しい年の部落事業などを相談するのである。

二月

一日 仕事を休む。

節分 大豆をいりながら、サカキの葉をちぎつて入れる、(是は
毒虫の口焼きと云ふ)煎り終ると舂に入れて神様にお供へし、下
ろしてまく、鬼は外へ三度、福は内へ三度、座敷台所牛馬の所へ

もまく、此の日は鬼の来ない様にとの意味で、大きな「イギ」を門口に立て、小さいのを各所に配つておく。

地神祭 麦が豊作である様に、当屋に集つて通夜をする。是は各小部落別にある、七日釜ヶ迫に始まり、順々に各部落にあつて、十六日野戸呂で終る、丁度十日かゝる。

お日もどき お寺からお経をよみに来られる。

十五日 涅槃の日は松を門口で焚き墓参をする。

三月

節句 ひなを飾り菱餅をつくる。

四月

二十一日二十三日(新曆)若宮神社の祭りがある(春祭)、前日の夜度は舞の奉納があつて、多くは青壮年の男子が舞子になる、明け方までも続け、見物人も徹夜して居るものが可成ある。翌一日の晴には早くから御神幸があつて、木間七部落を御輿がめぐられ、午後五時頃には大抵お宮へ遷御になる、午後になると老若男女一人残らず参拝し、「オ上り」を拝む者が多い。

五月

五日 端午 鯉のぼりを立て、菖蒲、かや、よもぎを一緒に括り屋根に上げる。

麦うらし 他家に嫁した子などが一二夜泊りて実家に帰つてくる、全部植付けをしない未だ麦田に麦が残つて居る時に来るのであるから、中休みとでも言ふ筈のものであるが、是を麦うらしと呼んでゐる。

泥落し 植付を全部終ると、泥落しといつて、親類の者などを招き慰勞会をする、そして豊作である様に地神祭をする。

十二月

大ぜつき 貸借関係の清算をする。

萩城下の文化が流れこんだことがよく分りますが、唯時代の交遷につれて、街の方では絶滅せんとしてゐる様な古い行事が此の田舎地方で保存せられ、人間生活に潤ひを与へて呉れることは真に嬉しい事であると感ぜまして、書いたわけであります。

第九章

三好 浩 太郎

一、瀧鶴台誕生地

長州藩中興の英君で在られた毛利重就卿の侍講として献替の功績高く、其の夫人たけ女の赤い毬と白い毬の反省訓話を以ても、全国的に知られて居る瀧鶴台先生の誕生地は全く不明になつて居る多年郷土史学の宿題となつて居たのである。

「鶴台先生遺稿」と題するものの中に瀧鶴先生が自ら「先考鶴台先生行状」を執筆して居る。其の一文を検べても工師引頭氏の長子、宝永六年生と在るのみにて、詳しい生涯は知られない。私は是を探索すべく苦心努力しつゝあつたが、或る古老から「約五十年前に津守町に引頭氏と言ふ建具師が居た」と聞いた事があつた。其から間もなく久々振りに懇親な某氏を訪れた時に、この事を話すと、某氏は偶然にも、延享元歳子十一月「津守町間帖」及び「絵図軒帖」を取出して検べるやうに提供された。前者の表紙には尾崎善右衛門役中と書いてあつた。多分、町庄屋であつたと考へる。この古びた帖を視ると小道具丁東側(横山村木店置場附近)に引頭九左衛門が住んで居た事が判つた。間口三間五寸、奥行十一間の家であつた事も記してある。考察すると此処が瀧鶴台先生

〔附言〕地神祭は地鎮祭か

七月

十三日から十六日まで盆会をする、佛様に花を供へ、墓所を掃除し、親族友人等が集り佛様を拜み、久々の話しをしたりする、新盆の家へは踊りに行く、受けた家では酒や御飯を出して御馳走をする、又節季と同じく取引きをする。

風鎮祭 此時舞を舞ふ所あり。

八月

廿四日地藏まつり 小豆飯を焚きクロメを煮て、地藏様を拜み、参つた人に山盛り一杯づつ接待する。

九月

九日 粟飯を焚き神前に供へる。

十月

廿一廿二日(新曆)若宮様の秋祭である、廿一日の晩に徹夜舞ふのは春祭の時と同じ、翌日御神幸も同じ、午後になると初嫁達(今年初めて入嫁した者全部を指す)が高島田裾模様のでたちで参詣する、是を「衣粧見せ」といふて当日は其他の人も競つて美服をまとい参拝する、「オ上り」がすむと花馬がかける、馬場が狭いので三頭位である、この秋祭りが一番賑やかなお祭りである。

十一月

霜月まつり 客まつりとも云ふ、年内で一番御馳走を沢山つくり、親族等へも広く案内して二日間にはわたり祭をする、此の時も舞を舞ふ所あり。

廿八日 端物はかりといふて、此の日は神社へお米を上げる。又御開山様の御入滅になつた日であるから午後には休む。

の誕生地なのである。工師の家と言つても姓を許されて居るのであるから、藩医滝養正の家に匹敵して余り遜色はなかつたと考へる。明倫館祭酒小倉尙齋に師事した鶴台も十九歳には周防、右田の山県周南に師事して、右田毛利家に仕官するに至つた。享保十八年、右田侯が本藩主に封ぜらるゝや鶴台も萩に帰り、鶴江台の東麓、香川津荒神社に隣接して、蔵島神社参道に沿へる石段に近き処に居住し、始めて鶴台の雅号を撰んだ。あの「彌八上申」と言ふ藩の財政改革の建白書もこの家居に成つたのである。因みに當時「三老上申」も提出されたのである。彼の長子も此処に〇々の声をあげたと推測する。安永二年正月廿四日、六十五歳にて逝去した鶴台の晩年は此処ではなく、江向地方であつたと伝承して居る。何れ其の頃の萩古図か「江向間帖」を発見したら有力な資料になるだらう。引頭家の菩提所は常教寺だが過去帳を検べて見たいと思つて居る。瀧鶴台先生夫人たけ女の出生地は、周防佐波郡右田村上右田字唐自である。右田嶽の麓に記念碑が建て、ある。右田毛利家の家臣世良氏より出でし女性だが、実家が火災に罹つて系図書類などは焼失してしまつた。其の裔孫は徳山燃料廠に勤務する世良鷹一氏である。あの毬の訓話は右田毛利家に仕官して居た時の逸話である。故安藤紀一先生彰徳碑建設成る。謹しみてこの拙篇を靈前に捧ぐ。(昭和十五年十月三十日、長州萩、鶴台荘に於て)。

一、大楽源太郎誕生地

吉田松陰、梅田雲浜等と深き交誼を有した勤皇志士大楽源太郎は惜しくも晩節を全うしなかつたが、明治二年、薩刀令に憤慨し

た徒党は明治新政の曙光を望まんとする時、真に遺憾の極みであつた。久留米市、真言宗遍照寺には大墓碑が建立されて冥福を懇ろにされて居る。

大楽源太郎の誕生地は萩市浦小畑山本理髮店の在る位置である。遺族は京都市に居住し海軍大佐、大楽幸一氏である。私は鶴江神明社に在る高田豊翁から大楽源太郎の佛を承つた事がある。この誕生地に石標でも建て、大いに顕彰したいのである。

一、鶴江渡船場鑑札

姥倉運河開通以前の鶴江渡船場は如何なりしか。萩古図などを検べると、妙元寺祕蔵の小形な絵図などは特に参考になるように思ふ、即ち御船倉の側から斜めに現在の渡船場に至る水路が一般にして、其後に旧雁島橋側から対岸の元寺田造船所に至るものも在つたのである。私は鶴江神明社所蔵資料を検べた時に、享保二年戊十二月廿八日交附の幅二寸五分長さ五寸の木札に、夜渡し鑑札と認められ舟倉と刻まれた焼印を捺し、社家青山某外二名と記した渡船証明を発見したが、二百卅年前のものにて珍重されて居る。なほ青山某は椿八幡社大官司にして其の墓地は太夫塚と古老に呼ばれ、椿八幡宮附近に青山藏人藤原直賢（元祿九丙子十一月廿日神去）等と刻んだ合葬の石碑が現存し、特異なものとして注目されて居る。

一、鎮静會議所址

長州藩が兩派に分れて鬭争の時、慶応元年一月十四日深夜、香川半助、冷泉五郎、国貞直人等七十余名は、瓦町三笠屋に密会し、兼重讓蔵の建築に拠りて毛利將監と共に藩主に謁し、内乱が徒

博士鑑定としてポプラス、モリニフェラと言はれた。因みに、唐糠は萩市に於ては明倫小学校構内聖賢堂側、天樹院廟に植えられてある。土原藤田直人氏宅にも、往昔唐糠老樹があつた由伝へられて居る。

ロ、夏橙の和名

理学博士 早田文蔵氏は、大正八年「台湾植物図譜」第八巻二九頁に始めて夏橙の学名を査定して、シトラス、ナツダイダイと云ふ新種とされた。而して、夏橙はザボンと虎頭柑の雜種と述べられたのである。大正十四年六月、理学博士 牧野富太郎氏著「日本植物総覧」六六六頁には、ダイダイの新亜種となつて居る。柑橘分類学の世界的大家、農学博士田中長三郎氏は、早田博士の新種記載を採用し「柑橘の研究」に引用して居る。和名は必然的にナツダイダイでなくてはならぬが、ナツミカンとかハギミカンと呼ぶ人々のあるのは誤謬だと考へる。蜜柑は夏橙の如き大形な柑果に適はしくないのである。是はもう私が昭和八年頃から提唱して居る。

ハ、苗代の柳枝の話

先日、或る農家の者と話した時に苗代に高倉神社（大井村）から授けられた護符を添へた柳の小枝を立てると言ふ事を知つて、萩地方にもこんな習慣が実在して居るのかと面白く考へた。尙、この神事に水試しと言ふ行事があつて柳の小枝を授ける。而して曾て読んだ万葉集の古歌を泌々と鑑賞した。

上代の御幣は柳の枝を削つてから、垂らしたものを使つて居たが、是をイナホとも言つた。柳の小枝を其のまゝ苗代などに立てる事もあつたのである。万葉集研究に就てもこんな民俗的検討を

らに藩力を衰頹せしむる所以を力説したが、諸方の有志は、是を聞きて、三笠屋會議に協力し、其より弘法寺、東光寺へ屯集した者二百余名、是を長防史上、鎮静會議員と称し、再三の上疏文は遂に藩政府を動かして萩城に大会議が開かれ、二月二十日、政府員の大更迭を断行し、二十二日、藩主は群臣と共に祖靈祭に藩論統一を奏上し、三日間に亘る大祝賀宴が開かれたが、是より、百万一心の気魄を以つて長防の勤皇事業は大活躍を演ずるに至つた。萩市はこの日をば、新曆に換算し毎年三月十九日を藩論統一記念日と制定する事になつた。私は、この三笠屋址を考証して居たが、瓦町飯田酒店に當る位置と断定する事にした。この隣接地に、有名な旧家で後に屈指の実業家になつた故宗像分之助翁の宅があつた。

一、郷土採集の二、三

イ、唐糠

椿東小学校理科室の後方に珍らしいポプラの一種がある。是は故厚東毅一翁が植付けられたものにして其の際、唐糠（トウテイ）に似て居ると言う話があつたとか、唐糠は和名をハコヤナギと言つて居るが、「詩經」に記されて居るものにして、漢学に親んだ人々には懐旧の情をそゝるものである。この葉を書籍の中に挿入すると蟲が害はないと言はれて居る。然し椿東小学校構内のは唐糠ではない。北米原産にして日本では余り見知られぬらしく、牧野理学博士は九月三日、私の送附した標本を鑑定してウラジロオホバハコヤナギと言ふ新しい和名を附せられた。而して、学名は、ポプラス、グランデデンタタと言ふ。田中市郎氏は中井

しないと正解は得られぬ。

ニ、赤飯、鈴、注連繩の意義

吉慶を象徴する贈物として赤飯を配る習慣は全国的なもののやうであるが、「オコワ」と萩地方では呼んで居る。概ね南天の葉を一枚添へる事になつて居る。この「オコワ」の材料は、小豆と餅米と塩であるが、何故これが吉慶の象徴となるかに就て確かな解釈を発表したものはないやうに思ふ。

私は、偶然に「朝鮮」と言ふ雜誌にて七、八年前に松島^{ジュン}氏がサンスクリット語から考察して、小豆と塩の語源を究明した結果、幸福と歡喜に近づく意義と發表して居るのを読み、裨益された事があつた。因みに鈴はスースと梵語にて発音し、「清らかな、澄み徹る、清浄ならしめる、尊敬する」と解すると云ふ。

松島氏は従来、佛典の解釈のみに使つて居た梵語をも日本皇典の解義に允用し、独創的な一生面を拓いたが、民俗研究にも追進すれば驚喜すべき暗示を啓き得るや必然である。注連繩の解義も梵語からこの限られた範圍には幸福と平和があると云ふ象徴であつて、我が大和民族が如何に幸福と平和を太古時代から愛好した純真素朴な民族であつたかを悟り得る一資料ともなる。日本語の起源と言ふ問題がこの場合に聯想されるが、ドクトル、オブ、フキロソフキ、北里蘭氏著「日本語の根本的研究」を権威あるものと確信する。

ホ、巨人伝説

巨人伝説は各地に遺されて居るが萩にも次のものがある。吉田松陰先生誕生地の後方に在る団子巖に辨慶の足跡と呼ぶ凹み知られて居る。更に香川津の池の窪と呼ぶ台地には、巨人の

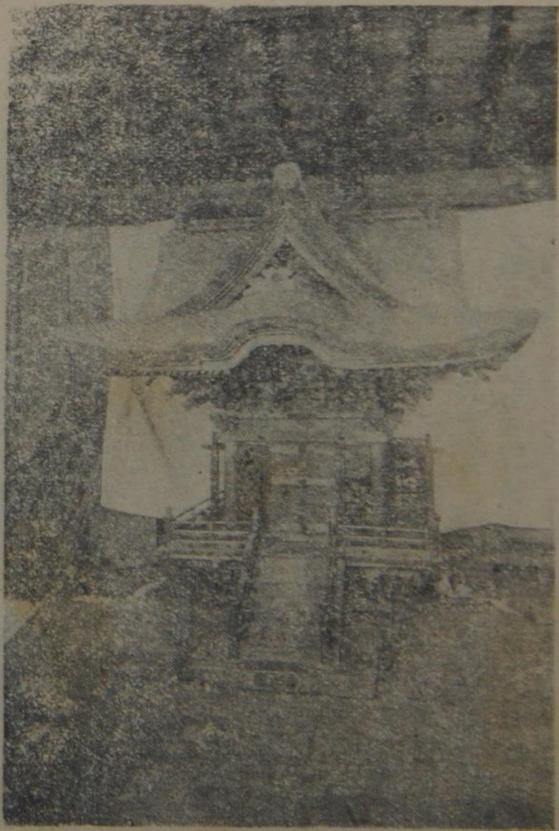
足跡と言はれる約一反歩余の畑があつて、太古時代に巨人が笠山に腰掛けて脱糞する時の足跡であつたと伝えられて居る。樗町大屋地方にも矢張り巨人伝説が知られて居る由。

一、長州萩の右近橋

郷土史を通じて熾烈なる愛郷心の啓蒙は、真に郷土教育に於て肝要な事であらねばならぬ。さゝやかな史実が其の郷土人に無限の誇を抱かせる場合も多い。

古老に伝承せられる俚話、習俗が意外にも貴重な資料であつたりする。吾人を育くんだ懐しの長州萩よ！吾人は茲に一資料を探索して発表し、予報的に知らして置く次第である。萩駅から徒歩にて十数分で日輪山南明寺の麓に達する。そこには西小山と言ふ小丘があつて眺望が佳い。此処には古昔から社家として知られた玉置家が代々居住し、神祇に奉仕して居た。現在は萩市河添玉置馨氏が当主で由緒正しき古風な系図巻物が厳かに受け継がれて居る、其の系図は長さ約六間位はある由。私が調べたのは略譜である。吉野朝時代に玉置佐渡和泉守義徳は官軍に属し、後に佐渡氏と変名し、近衛房嗣に身を寄せて時機を待った。応安七年の秋から天下の権勢は悉く足利氏に帰伏し、義徳は身を僭めて雲客に従つた。義徳の妹房子は有栖川宮栄仁王の内侍であつた。義徳の長男は玉置大和守義照にして、従五位下を賜はつて居た。玉置家の遠祖は源経基より出でし故、家紋は笹籠膽である。この裔孫が安芸の毛利家の客分として長門国に入つたのである。而して南明寺西小山に居住し、祖先から伝つた神祇を恭しく祀り間口九尺、奥

第三 図



於て、天の樞軸は即ち北斗である、故に北辰帝座の星は高天原と言ふのであると言ふやうな事を述べて居る。加之平田篤胤も北極紫微宮が即ち高天原なりと言つて居る、日本神道にて高天原を印

を熟知して居たと言ふ。

嚴島神社宮司、児玉氏から玉置家に嫁いだ曾祖母があると言は

櫃

象づける北辰帝座の星は、図示しなくては判定し難いけれども、上部が剣の形を呈し、七つの星に囲まれた中央に太陽の象徴があるが、玉置家のは太陽の下に月が添へてあつて、其の神祇は黄金製と伝えられ、妄りに仰視すれば目が潰れると言ふ伝説が遺されて居る。南明寺西小山の丘辺に建てられた祠堂は明治十二年迄は現存して居たが、社家から軍職を志した玉置嘉吉氏は是を廢社にする事になつて、宝物なども俗間に置いて尊崇を損ふよりはと考へて悉く焼却してしまつたのである。この什物の中に重要な古文書も認められたと伝えられて居るが、有栖川家の菊に花菱の紋章を印した唐〇や、毛利元就卿の神誓書、毛利重就卿の描かれた六才の馬の書幅、毛利家から賞賜として遣はされた梅の三つ組の木盃などは現在して居る。祠堂の側には毎年藩主の代拝を迎へる部屋も設備されて居た。祠堂の前に神の老樹が知られて居たが、現在は栗とモッコクの老樹が遺つて居る。

第四 図

西小山の高丘に曾て毛利重就卿の茶屋が建てられやうとして石垣まで築かれたが、萩城を眼下に視るのは面白くないと玉江に変更された由である。玉置家邸址は、燈畑になつて居るが、旧庭の址に約三百年の樹齡と推定される右近の橋(第四図)が遺存して居るが、其から相当の距離を隔て、左近の桜が当主の祖父玉置嘉吉氏の青年時代までは遺存して居たが、現在は大石が其の枯れた後の標として置いてある。因みに嘉吉氏は軍籍に入るや、彰と改名したのであるが、陸軍歩兵少佐に昇進して退職した。

農学博士小野武夫氏が曾て「日本村落史考」に於て、長州萩の千年百姓として紹介された萩市沖原、国守市藏翁は玉置家の伝説



れて居るが安芸国には名高い神道学者に玉置某と言ふのもあつたのである。元來玉置氏は社家である。護良親王の御墓所のある奈良県吉野郡十津川村に、玉置山があつて、玉置神社が知られて居る。系譜学から玉置家の発祥地である。而して平資盛が亡命して玉置神社の神主となり、其の子孫が玉置の姓を称し、この社家が六坊に分れ、其の子孫が悉く玉置姓を名乗り、特に十津川村字折立には多数に現存する由、然し長州の玉置家は社家として神祇伯白川家に属したが清和源氏であるのはいかなる理由なるか。

秘蔵されて居る玉置家系譜と毛利家古記録や其他吉野朝の古文書を照合して考究すれば、前記の検討も正確になり得るが、是は他日に譲つて、今日は吉野朝史に絡まれる伝説として注目すべき資料であることを諸彦に申上げて置く次第である。本年九月は恰も後醍醐天皇御六百年奉讃紀念であるから、拙稿執筆も意義深きものがある。(昭和十四年十月五日)

第十一章

堀田 断 蔵

萩の庶民教育と家塾

明治維新前後に於ける萩の庶民教育は他地方と同じく、家塾寺子屋等にて随意に修学することになつて居て、藩立明倫館へは一般に入学することは許されなかつたものである、そして旧藩萩の家塾寺小屋は何人でも任意に設けることが出来て庶民教育に役立つたものである。試みにその郷校、家塾、寺小屋の主なるものを挙げてみると次の如きものである。

一、萩郷校
朋来舎、萩浜崎町に在りて慶応三年の開設、湯島秀蔵等藩主の許可を得て設立す

一、家塾

名称	所在	開設	塾主
学時習齋	江向	天保十二年	岡本成章
田総塾	平安古	弘化二年	田総稔一
羽仁塾	油屋町	安政元年	羽仁五郎吉
土屋塾	塩屋町	同二年	土屋矢之助

高橋塾	吉田町	文久元年	高橋貫介
晚成堂	戎町	同元年	菅六郎
学古堂	江向	三年	小野石齋
養春軒	土原	同三年	大田程輔
博習舎	今魚店	同三年	馬島春海
研精塾	堀内	文久慶応頃	飯田小右衛門
吉田塾	南古萩	元治元年	津田清吉
借陰塾	川島	慶応元年	作間五助
養秀塾	江向	同三年	中尾実
	平安古	明治元年	蒲生康亮
	北古萩	同四年	吉田信一
	唐樋	同四年	来島小覚
	同	同	吉田淳
	榑東村	天保十年	村上秀榎
	同	安政二年	妻木彌二郎
	同	万延元年	新山皆謙
	同	明治元年	高橋栄水
	同	同三年	穴戸知祐
	同	同四年	尾川真辰
	榑村	同	工藤準一
	同	文政十年	東条源三郎
	同	天保三年	大西喜太郎
	同	嘉永元年	田中与三左衛門
			渋谷江三郎
			同 吉 勝

名称	所在	開設	手習師匠名
一、寺小屋		同	
特術齋	上五間町	享保三年	木村藤太
西立舎	細工町	文政元年	村橋新左衛門
鳥跡堂	川島	同六年	関与一右衛門
広生堂	戎町	天保元年	松本俊造
	細工町	同三年	海老名孫一
	東浜崎	弘化元年	伊藤淳七
不尽舎	戎町	同二年	熊野養左衛門
三省塾	北古萩	同三年	永井幸輔
心正堂	川島	嘉永三年	波根義堅
	同	明治元年	荒川秋亮
	同	同	山県揆一
	同	同	林昌輔
	榑村	同四年	津田勘七
	同	同	桑原治兵衛
	同	同	木村芳作
	山田村	慶応元年	中所右門
	同	同二年	原田秀実
	同	同四年	伊藤太兵衛
	同	明治二年	佐貫文平
	同	同	児玉琢輔
玉江塾	同	同三年	英得三

第十一章

同 四年 原田正祐
小川五郎

萩俳諧史の一資料

巻頭附句の竹奥舎其音の句からとつて仮に「二見の春」と名づけた架蔵の俳諧史料一巻は寛政十二年及翌十三年(改元して享和)の両年度に於て前記竹奥舎其音を始め宛も当時萩に来杖滞在在の長府の○秀俳人一字庵菊舎を中心に荷風・桂露・蝶吹等多くの萩在住の俳人達の雅遊を詳細に記録したものである。従て萩俳諧史を考へ特に田上菊舎の伝記を叙する場合には逸することの出来ない貴重な史料とも云へるのである。私は先にこの俳諧書の紹介を「防長俳書解題」(萩文化六ノ五)でして置いたのであるがこの度「萩俳諧史」の著者山本勉彌翁から重ねて求められたので稍詳しく内容を紹介し愚考を附して萩俳諧史の欠を補うこととしたのである。唯残念なことは二十数年前長府図書館保管の菊舎関係資料(植村精吾氏蒐集)等によつて整理作製した一字庵菊舎年譜及びその手控帳が今手許にないので菊舎の動静に就いて詳しく考証判断が下せないことである。これはやがて折を見て発表するであろう「田上菊舎の研究」に譲ることにした。

さてこの記録によつてみると「竹奥・一字の両師をまねきかわらぬ春の雅遊」を開いたのは寛政十二申正月十五日でこの時の参会者は前述の其音・菊舎の他に荷風・蝶吹・冬牙があり探題に作品と名を列ねた人々にはこの五人の他に○竹・風和・桃葉・花井・藤巴・文路・喜光・知友・如川・花静等がある。今こゝろみにその作風を紹介すると

月花の蔭にひらくや初懐哉 桂露
 仰く二見の春はかわらす 其音
 いつからか一季／＼とめられて 菊舎
 端手な模様の小袖数々 荷風
 京てさへ上ミと下モとの事かあり 蝶吹
 晴れては嘘のやうな白雨 冬牙 (以下略)

探題

凍とけやはつた酒かひとつ過ぎ 荷風
 さなくともいさむころや春の駒 桂露
 春風や障子明けても憎からし 蝶吹
 さゝ浪のゆすつた跡や海苔の色 菊舎
 風吹てけふは隣の柳かな ○竹
 星ならてたつ藪人の一夜哉 風和
 遊ぶ鳥のあるに山路の餘寒哉 桃葉
 若草や牛の鼻いきまた知らす 其音

一般に美濃派に属する低徊趣味的な俳諧であるがさすがに一字庵菊舎の作品のみは新鮮味があつて一際光つておる。
 この会を初会にして正月には十六日・廿五日・更に続いて廿六日と雅会を開いておる。顔触れは大体同じであるが廿五日の探題作者には秀草の名が新しく加つておる。爾來雅筵を持つこと次表の通りである。

二月七日・八日・廿二日・廿三日 (四回)
 三月六日・七日・八日・十八日 (四回)
 四月二日・十三日・廿二日 (三回)

荷風の筆になる次の詞書でも明らかである。
 一字庵師か萩に滞杖ありしはきのふやけふとおもひしか消光に
 関なく今年三とせの春秋を重ね又高雅の招きもさりかたきとて
 其旅立の粧ひはむべながら重ぬる教示の恩といひ一かたならぬ
 別情尽せすも此別は兼ての病も快く再び浮雲流水と檜笠の旅姿
 を見送り／＼祝して

都にも○床しまん深見草 荷風

これに附句して菊舎は「笠に涼しき恵み平等」と応じておる。又同年閏四月末四日の記事に

一字庵主御帰杖の後もおり／＼風雅に遊はせ給ふ風竹御園をう
 かゝひ牽りて

と其音が詞書して「丁度よふ降て静な○月かな」の句を作つておるので既にこの時には菊舎は萩を去つていたこと明らかである。唯多少疑問として残る点は記録四月廿二日の記事に続いて同三日の記事があつてしかもそれには菊舎が参加しておることである。若し是を記事錯倒と見れば問題はないがこの記録全篇の構成記述から見ても速断できない処があり、この同三日は次の閏四月末四日から考察して閏四月三日とするのが妥当であり、さすれば一字庵菊舎は送別会を終つても何か特別な事情で直に帰郷はしないで更に十日余り萩に滞在して閏四月上旬頃に長府へ帰杖したと思われるのである。記して後考を俟つことにする。
 そして前に挙げた荷風の詞書に「一字庵師か萩に滞杖ありしはきのふやけふとおもひしか消光に関なく今年三とせの春秋を重ね」と記しておることから考へると菊舎の萩へ来た年代はこれまた寛政十年であると云へるわけである。

閏四月三日・廿四日 (二回)
 九月廿九日 (一回)
 十一月十日・廿二日・廿六日 (三回)
 十二月四日・十九日 (二回)

即ち寛政十二年度には合計廿三回の雅筵が開かれ作者としては更に志計・江静・秀芳・掬翠・松齊・楽之・里遊・春路・知江・月齊・志逸等の名が見えている。

寛政十三年度の初会は正月廿七日逍遙館で催されたがこの年には既に菊舎も萩を去つて帰郷しておつて中心がなくなつた為か前年度程屢々句会も行われず花見月中五日に第二回目を開催した後はまた少時途絶へて「しはらく御休会あらせ給ふ○竹御園に召さるゝは葉月も初の九日」のことであつた。ついで十月四日・改元して享和元年十月廿二日・十一月二日・廿二日に行われ、納会を十二月十四日に開いたのであつてこの年は僅に計八回の雅会を持つたに過ぎないのである。作者として新に名を出したのは意白・静花・如一・南可・止丘・冬齊・梅裡・滝糸・波松・娘水・止水・柳蝶・吟路・春草等である、かくてこの兩年度に雅会を開くこと合せて三十一回作者としてこれに参加した萩の俳人は約四十名の多きにのぼるのである。

次にこの史料で注意すべきは一字庵菊舎の動静である。山本勉彌氏の「萩俳諧史」(二〇頁参照)に菊舎の来萩に就て「又或年萩に來り聽雨の別荘摘々亭に春を迎へて居る。是は享和元年と思はれる」とあるがこれは誤であつて菊舎は享和元年の前年即ち寛政十二年四月下旬には既に萩を出立して長府に歸つておるのである。この記録四月廿二日の会は即ち菊舎送別の会合であつたことは先づ

萩に於ける菊舎の位置は萩俳壇の有力な指導者でありその名前は高くその人柄も多くの人達から慕われていたのである。桂路が菊舎を送る辭に

一字庵師此地に杖を留められしより時につけ折にふれての留杖を願ひ三とせ間の教誡其恩沢は言の葉にも筆紙にも尽せぬ数々なるに今年卯の花月帰郷の旅立有るにわけて別情のやるかたなくも楽に又のおとつれを約し首途の一章を壽きわりなく袂を分つとて

薰り待んかわらす風の便りには

その他

いとま乞して又まねく扇かな 喜光

降晴れて首途勇むや蟬の声 花静

と饒別の句を送られておるのをみると菊舎の活動が沈滞していた当時の萩俳壇を大きくゆすぶつていたことが判るのである、最後にこの記録に残された菊舎の作品を若干抜粋しておこう。

さゝ波のゆすつた跡や海苔の色

三日月の出て寝に戻る雲雀哉

鶯や町へもちよつと声をふれ

二里ばかり来て夜の明ける桜哉

たま／＼に留守すれは猶日永哉

皆とけてから名の知れる若葉かな

船待はたいくつなからほとゝぎす

(三〇・七・十九稿)

既刊萩文化叢書補遺録

山本勉彌

第十二章 萩の陶磁器

一、大井伊藤窯

窯の位置

本窯は萩市大井字領家に在り、窯のあつた所は県道と、それより七重部落に登る新道との分岐点より約三丁上の左側で、現時安藤助七所有の段々畑である。

開窯期と廃窯期

八十二歳であるが、元氣な伊藤善四郎の語るところに拠ると、此窯の開かれたのは、自分が十八、九歳の頃、即ち明治廿四年頃で、窯の破損を機とし、事業を廃止したのは明治廿九年頃、経営期間は先づ五ヶ年である。

窯の關係者

窯の經營者は大井川の対岸、坂本の伊藤文造で、陶土が直ぐ側にあるのを利用し、此処に窯と職場を築いた。初め三年半ほどの前期は島根県浜田の竹山他一人の職人を雇つて仕事をやらせ、其後約二ヶ年間は小畑の職人と交代させた。文造は善四郎の父で五十九歳で歿して居る、自分は直接製作には従事せなかつたが、善四郎は後には〇〇をあやつつて仕事の加勢をした。

製作品

本窯の前期と後期とは、陶工の出身地を異にする為め、その製品には多少の相違があると思はれる。殊に後期の陶工は小畑より来て居るが、余の推量では、中小畑国本窯閉鎖の直前に當るので、その陶工は同窯關係者であると思ふ、従つてその製品は国本窯末期のものに類すると思はれる。然し本窯の周囲に陶片の捨て場と

を採収し、更に其後二回友人と共に陶片蒐集に出向いた。此皿山のことは附近の人は知つて居るが、一般の人には未知で、陶磁界に紹介するのは勿論余が始めてである。

窯の位置と窯址周囲の状況

窯の所在は領家に在る大井川右岸の県道の直上にある光明山(俗称皿山)で、峻坂を登り、傾斜が稍々緩になつた所である、土地の小字が光明寺と云ふのは、往昔光明寺が此処にあつたからである。この辺り段々畑に開墾せられ夏糧が植えてある、地主の言に依れば、開墾以前は窯の残骸が尙存在して居たそうだ。窯址より見て、右上方の山頂は嘉永五年経筒を発掘した所である。窯址附近には宝曆より寛政に至るまでの墓石が散在してゐる。窯址より見て、左上方の山頂には五輪塔の頭部のやうな古い墓石と思はれるものや、古墳の蓋石ではないかと思はれるものがある。

窯の名称

萩中津江にある規模の雄大な窯を余は始め中津江窯と仮称したが、別項記載の理由で、幾程もなく古畑窯と改めた。こんな手懸もあるで、この窯の命名には慎重を期した、其結果寺地跡にあるので、その小字をとつて光明寺窯光明寺焼と称することにした。然し今後根拠となる好資料が発見せらるれば、復たその名称を変更するに吝かでない。

窯址遺園の所有者

窯址である遺園を所有して居るのは、領家の安藤卯三郎である、氏は約四十年前領家の伊藤長植より同所を譲り受け、開墾して夏糧を植えたのである。

本窯の由来及び開始と廃止の時期本窯址発掘の陶片の種類は次に

思はれる所も発見されず、従つて採収陶片の数も少なく、前期後期の製品を区別することが六ヶ敷い。因つて伊藤家に残存する諸器物を参考し、一括して次の様に製品を分つ。

- 一、萩地固有の胎土に白釉の厚くかゝつたもの、少しく嵌あり
- 二、萩地固有の胎土に暗青色の釉がかゝつたもの、嵌がない
- 三、白磁の比較的上等品で、ゴス画のあるもの
- 四、白磁の粗製日用品
- 五、深川焼に似たる粗製品(善四郎の言に依る)
- 六、褐色、暗褐色等の胎土に薄き上釉をかけたる壺、こぼし類(善四郎の言に依れば並み焼)
- 七、軟かな胎土に白釉がかゝり、其上に青色釉を流したる手洗鉢、植木鉢の類
- 八、摺鉢、甕類

一、大井光明寺窯

窯址発見の発端

昭和三十年二月廿日余は大井伊藤窯調査の爲めに領家に行つた、其際県道の上方に聳つてゐる小山を皿山と呼ぶと云ふことを聞き、此山は窯址と關係があると直感したが、時間の都合上その日は其儘帰つた。三月廿三日伊藤善四郎翁の次男、貢氏は余の問ひ合せ事項をもちまして来訪せられたので、皿山のことを聞いたところ、其通りで陶片が散在することであつた。三日経て翁の長男佳男氏が態々来られ、皿山の陶片十個とハマ二個を持参せられた。その御親切が非常に嬉しく、翌廿七日は三見へ行く予定であつたのを変更して大井へ行き、窯址所有者の許諾を得多數の陶片

記す通りで、萩諸窯の内では古畑窯の陶片に相似点が一番多い、又ハマに就て見れば、寡聞の余ではあるが、大津郡深川の窯屋窯のものに最もよく似て居る。

萩焼の開祖李勺光は藩公の意を受け、諸所に古窯を再興したのであり、古畑窯はその内の一つである、これ等のことを考へ合すと、この窯も古畑窯と同じく勺光の呼吸がかゝり、その後を腕利きの弟子が経営したと思はれる、此窯に関する記録と云ふものが一つもないのであるから、この弟子は誰であるか全くわからない。然し次のことが推量し得られる。前著に李勺光の五人の弟子の名が挙げられてあり、その内山崎は川上村惣之瀬に、藏崎五郎左衛門と藏崎勘兵衛は深川三之瀬に、師の開いた窯を継承したと余は解してゐる。さうすると松本の助左衛門と松本の助右衛門の二名が残るのであるから、この内の一人が本窯を継承したと思はれる窯の開始と廃止の時期はやはり古畑窯と同じと考へれば、開始は元和の初年。大道土を用ひてないことを考へれば、廃止は享保より以前となる。

製作品

本窯の胎土は悉く萩固有のものであるから、各項に於て胎土の説明は略す。

- 一、白釉のかゝるもの
- 二、一に属すべきものであるが、釉に少し宛の変化があり、帯茶、帯灰、乳色、帯桃色を呈するもの。薄桃色のもの比較的多く、中には桃色が相当濃いものがある、こは他窯の陶片には余り見られぬものである。
- 三、枇杷釉のかゝるもの。帯緑、鮮緑、黄色、褐色等を呈す。

附記、二と三に属する陶片の内に、二本乃至三本の白色平行線が見ゆるものがある、陶工はこれを「指あと」と云ふ、この白線が薄紫を呈するのが一つ見つかった。

- 四、黒釉の少しくかゝるもの。是には嵌がない。
- 五、黄釉、暗褐釉のかゝるもの。是にも嵌がない。
- 六、海鼠のかゝるもの。
- 七、青海鼠のかゝるもの。
- 八、諸種の釉が密に混じて茶色、茶褐色、灰色等を呈するもの。是にも嵌がない。この種の徳利などに鉄砂で粗面を描いたものがあり、蜂ヶ坂窯のものと同じである。
- 九、小壺の表面に普通壺類の内面に見られる暗褐釉が厚くかゝり、内面(裏面)には白釉又は枇杷釉のかゝるもの。
- 十、坂窯二代と称せられるものによく似て、薄い白釉層が剝離せるもの。
- 十一、青〇様の青釉が厚くかゝり、少しく嵌のあるもの。
- 十二、壺、甕、摺鉢類

一、指月焼波多野窯

窯は萩市堀内猫ノ丁(指月公園道路)に在り、平地へ新たに築いたのである。

開窯期 昭和廿六年五月
経営者 波多野栄三

波多野栄三は昭和廿四年以来、石丸権造等と共同して扇芝庵波多

野窯を経営して居たるも、同窯を石丸に譲渡して本窯を開いた。指月焼と称するは田中山口県知事の命名に因る。

第五図に示す通り、目下指月印三種を用ゆ。これで指月焼と称するものを作つたのは、指月窯、兼田窯、岡田窯と合せて四窯となり、その印章を判別するのが、稍々紛はしくなる。

一、扇芝庵中野窯

窯の位置は松本橋北詰を上ること二丁、扇芝庵波多野窯のあつた所である。

暫時休業して居た扇芝庵窯を、石丸権造より譲り受け、開窯したのが昭和廿八年十一月である。

経営者中野寛林は九州唐津の人、父兄と共に陶業に従事し、父の陶工名を継ぐ。長兄は父の窯を継承して唐津に居る。

普通萩焼、稍々青味を帯ぶるものが多い。

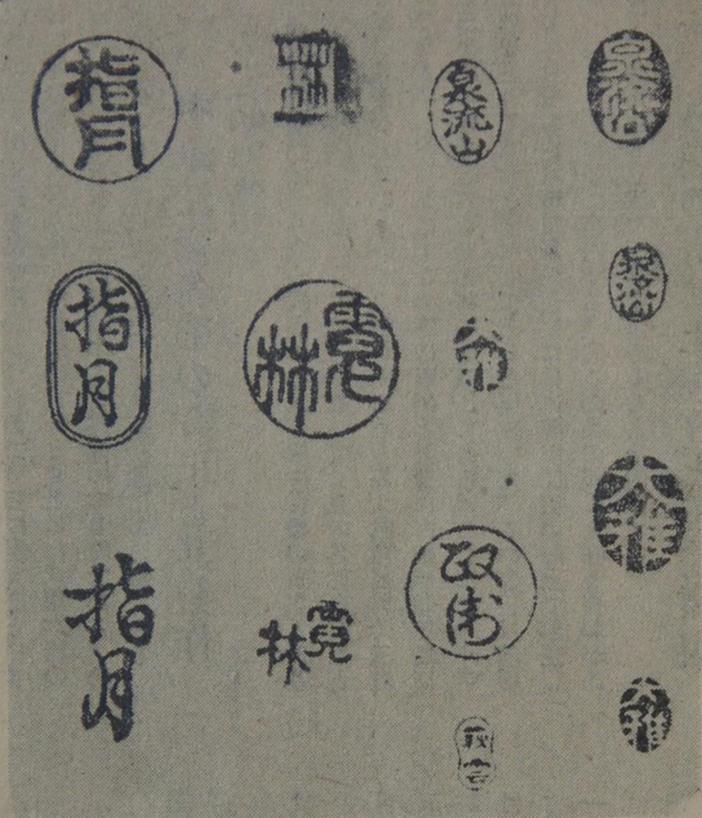
第五図に示す通り、目下〇林の印二種を用ゆ。

一、萩諸窯の窯印
前著「萩の陶磁器」に載せた窯印の他、其後気付たものを第五図に示す。本図初行と第二行上の二つは泉流山吉賀窯に近來用ゆるも

の。第二行下の二つ政衛と萩雲は政右衛門、萩晴雲山の略字で、晴雲山岡田窯に用ゆるもの。第三行上の林は中倉林窯の印で、昭和三十年二月窯址で実安從郎氏が採取した陶片にあるものである。附記するが、窯の印章ではないが、林窯によく見る木の葉形の皿

前著には坂窯の窯印として、随円形楷書の瓶土齋の印を載せたが、其後径四分四角形篆書のものを見た。又坂窯の道具(サヤ)の底面に、太き線の輪の中に坂とある陰刻印(径八分)が近頃発見された。尚附記するが坂窯と密接な関係のある林窯のサヤにも同じもの、あ

第五図



に白線を以て「は」と書き込んだものがある。尚三輪窯にも白線で「三」と書いたものがある。第三行下の二つは中野窯のもの、第四行の三つは指月焼波多野窯のものである。

第六図



の、あ
ること
がわか
つた。
こは坂
窯の九
代助八
が文化
十三年
八月に
篁で坂
氏と書
いた書
跡に酷
似して
居る。
恐らく
其時代
のもの
であら
う。こ

の二種の印の拓本をとつて見たが、共に不明亮で判読し難いので、掲載を見合せた。

一、古林泥平と藤田長貞の筆蹟

前者にこの二人の筆蹟を載せ得なかつたので、茲に記すことにする。林泥平は深川に移り住んだ後には古林と改名した。第六図のものは深川塔の尾末永庄一氏藏柿本人麿塑像にある銘である。其の腰窯の長貞のものは萩市桜江児山家藏張良像にある銘である。

一、中津江窯名稱の訂正と其製作品追録

前著「萩の陶磁器」に、其窯の規模の雄大と陶片種類の豊富とに基づき、大なる地区の名稱なる中津江を取つて、窯の名稱としたところが、其後この窯のものと、明かに認めらるゝ四角長筒の三島手花瓶を入手した。而してこの箱の両側と上蓋に古畑焼花三島切溜と三ヶ所に番号の五十五と共に墨書してある。これにより小字の古畑をとりて窯名とすべきであると気付いた。この訂正は前著より七ヶ月後の廿六年四月発刊した日本美術工芸の誌上で訂正したが、念の爲めに茲に再記する。尙この品の他にも好き資料があるので、此窯にも立派な三島手のあることを附記する。

一、林窯の寄せ土陶片と三輪窯製作品追録

本年三月林窯の跡にて採集せる陶片の内に、織部焼などに見られる寄せ土の陶片を発見す。又三輪窯跡にて発掘せる陶片により、全窯の製作品に左のものを加ふ。

其 瓦

一寸四分の帯状部があり、そこに十五條程の平行線がある。その前半には平行線に直角に五個の角形陥没を有する線が、六、七分の間隔を置いて印せられ、その後半には平行線に斜に同様のものが印せられてある。この帯状部の前端には一條の隆起部があり、この隆起部と帯状部との間には細狭の溝がある。帯状部の後部にも隆起部が二條あり、この二隆起の間は広く、稍々深い溝を作つて居る。この前端部の総縦巾は二寸三分である。此前端部より低い後部へ移つる直面の高さは一寸より一寸一分であり、此処には何等の紋様もない。次で薄い後部下面には前記垂直面から五、七分隔たつて、縦に長さ二寸前後の釘彫り線が稍々不規則にあり、此線の終る所より、〇〇目の紋様がある。

一、大井發掘の古瓦追録

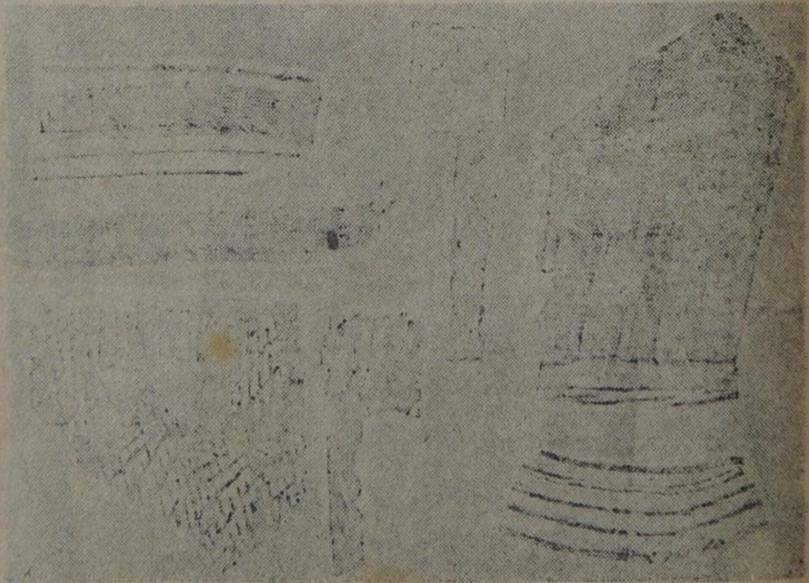
茲に図示した古瓦の発掘は己に十年前であるが、余はその報告を怠つて居たので、此好機に追録することにする。第八図一は昭和十一年八月廿三日大井小字大寺にある大応寺禮園を山本博氏達と

一、胎土堅く茶褐色にして、黒と暗褐の釉が交りかゝるもの、嵌なし。

第十三章 萩の瓦 一、萩に於ける奈良朝初期の平瓦 々々

昭和廿七年一月廿七日萩市立第一中学校二年生岸田貞彦君は萩市椿東区下上野の光安寺の小丘西端で(前年奈良朝後期瓦当出土地)以前発掘のものとは全く型式の異つた平瓦々当を採掘した。此は後部半分は缺けて居り、尙発掘の際横に二つに割れた。その右方のものは別書拓本の通りで、説明すると次の通りである。色は帶青薄褐色。で質は堅い、前面は厚さが二寸、この間に平行線的に五線の太い隆起(五重の重弧線)と四線の窪い溝とがあり、溝の窪さは略隆起の高さと同じである。二破片を継ぎ合せて見ると、布目のある上面へ著るしく弧形を画いて居る、即ち数字で表はすと、五隆起線の上の第一線の差し渡し(弓の弦に相当する所)は一尺一寸、弧形をなす所(弓の竹の所)は一尺二寸二分である。又此瓦は上面の中が短かく、下面の中が長い、之を数字で表はすと、前記の通り第一線のさし渡し一尺一寸に對し、第三線の一尺二寸二分、最後の第五線さし渡しは一尺三寸五分(左端破損の爲め稍不確定)である(拓本では隆起部が狭く、溝が広くなつて居るが、此は隆起部の尖端のみが拓写されて居る結果である)此瓦は前端部が厚く、鍵の手になつて居る、因つて厚薄等各所に就て説明する。厚い此前端部下面(即ち〇の下面)には拓本に見られる様に約

第七 図

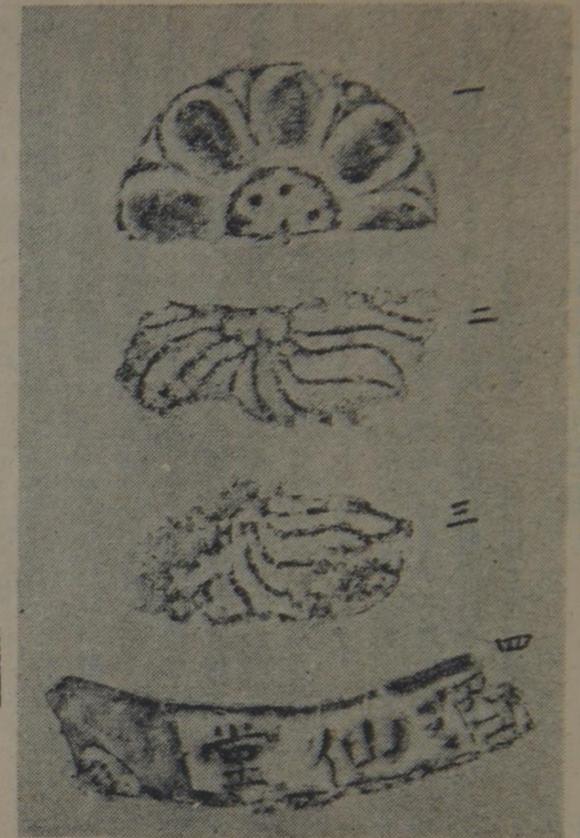


共に発掘した時、同図三と共に獲たものである。直径は四寸五分、蓮瓣は八葉、中央の房中に七個の蓮子を有し、墨色は水洗によりて

脱色し易く、質は軟かである。この種瓦当は大寺よりは唯一のものであり、當時は萩中学校の歴史標文室に保管せられて居た。第八図二は阿武川改修土堤で、近所の兒童が採収したものを同年九月十日余が拓写したものである。本図三と同じく平瓦々当の断片で、その全貌を示すものではないが、幾分参考にはなる。(拙著

萩の瓦三頁参照) 尙第九図一の瓦当は同図二のものと共に、昭和三十年七月九日萩中央公民館で開かれた出土品展に萩高等学校から出品されたもので、山本博氏が大寺で採取した平瓦々当である。此種のもは光安寺址ではまだ発見されて居ない。

第八図



一、瓦当「酒仙堂」

萩城内眼鏡橋より約一丁南、濠沿ひに桂家の宅址があり、今は兼田三郎氏が住んでゐる。その屋根の一部に瓦当模様として酒仙堂とある平瓦々当(第八図四)がある。何か由緒があると思はれるので、少しく調べて見た。桂家はもと千百十三石余を拝領してゐた毛利藩寄組の士であるが、其邸宅附近は明治維新の変動をうけて、全く変貌して終つた。弘化元年の生れである桂雅輔氏は大の

酒豪で種々の奇行が伝へられてゐる、例へば余財のあるに任せ當時珍らしかつた人力車で町内を乗り廻はし、車上でも飲める様に、ゴム管を徳利に差し込む工夫をして居た。酒仙堂の瓦は氏が特に注文して、居室酒仙堂の軒に葺かせたものである。氏は大正七年四月十四日に歿した。海軍中佐桂頼三氏は氏の嫡男である

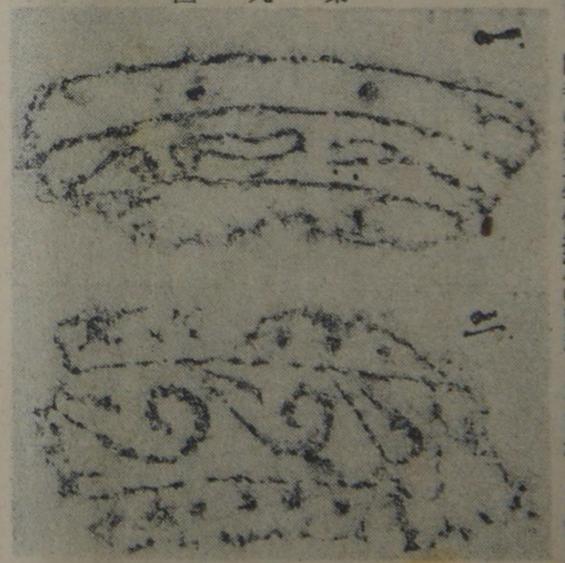
第十四章

萩附近の史實

一、安楽寺平瓦々当

第九図二は大津郡深川板持にあつた安楽寺のもので、やはり山本博氏が入手したものである。同寺の巴瓦二種は前書に記載し、同寺の建立年代推定の資料としたが、この平瓦々当も

第九図



右推定の略誤を証する一資材であるから、大萩とは関係がなすが、前書の補遺と

して掲げた。

一、萩出土の石器追録

新附の大井のものを加へ、前号記載のもの、他、其後出土したものは左の通りである。

種類	発見場所	発見年月日	発見者
磨製石斧	大井八幡社境内	昭和十年四月以前	山本博
石鏃	全前	全前	全人
石鏃	全前	全前	全人
砥石	全前	全前	全人
石鏃	全前	全前	全人
叩石	全前	全前	全人
磨製石斧	大井八幡社西方の斜面	昭和二五、四、九	佐伯宏
石槌	大井八幡社西方の畑	昭和二五、八、二七	全人
全	大井八幡社西方の路傍	全前	鈴木康彦
全	中津江古畑台	全二六年	村田益男
全	中津江古畑台金子畑	昭和二七、一、二七	鬼村元
全	鬼村畑	全前	全人
全	全前	全前	全人
全	金子畑	全前	全人
全	藤村畑	全前	岸田貞彦
磨製石斧	上野神崎東一附近路傍	昭和二七、二、一〇	岸田貞彦
全	中津江古畑台中原畑	昭和二七、四、一〇	全人
石鏃	金子畑	昭和二七、四、一〇	鬼村元
石斧	椎原東光寺附近	昭和二七、四月	村田益男

一、長壽寺の十三重塔

磨製石斧(片刃)	大井市場	昭和二七、八月	小野忠照
筒鏃	大井宮の馬場	昭和二七、八、二六	古谷良道
叩石	大井字川尻(羽賀林道)	昭和二八年	福岡章
石鏃	中津江古畑台河崎畑	昭和二八、六、二四	鬼村元
全	鬼村畑	昭和二九、八、一四	全人
全	全前	昭和二九、一二、七	全人
全	全前	全前	全人
全(透明石英質)	全前	昭和三〇、四、一一	全人
磨製石斧	上野字石洗	昭和二四年	浜村光正
全	全前	昭和二六年	全人

萩御弓町長壽寺は、別項山本博氏の文中にある通り、キリシタン遺物を有し、彼の五郎太石事件の爲め、誅戮を蒙つた熊谷豊前守の位牌を有する寺である。同寺本門を遺入つて左側に高約二丈の立派な十三重塔がある。塔の最下の四角石の四面には、梵字が一字宛刻してあり、この内、前面梵字の上点の中に「十」字がある。又頂上第十三の塔石前面にも「十」字の刻印がある。石燈炬は塔の後方に二個あり、共に前面には功德主とあり、向つて左のもの、後面には浅くて不明であるも刻字がある。塔の前方中央に梵香石あり、その前面には熊谷と刻してある。梵香石の両側前後に四個の花立石があり、悉く前面に治右エ門、内側に熊谷治右エ門と刻してある。

この塔は多越天満宮正門前、石の鳥居の西側にある熊谷唯直家の先祖、熊谷直実十八代の孫、熊谷亦左衛門直利(号浄味)、法名法

山淨味入道大禪定門の墓である。同家系図の小解に拠ると、淨味
在世中、大津郡に在職して居た榎本遠州は向津具二尊の海中にあ
りし塔を取り上げ、庭に据置きし所、夜々怪事多き故、当所大浜
に之を捨た。則ち熊谷家では之を貰ひ受け、今長寿寺境内にある
ものなり、是を楊貴妃の塚と号す。

楊貴妃塚の荒唐無稽の伝説は向津具方面に種々あり、立役者は榎
本遠州守の代りに、其父榎本伊豆守として居る。(前書向津具記
行及向津具史考参照) 茲に見逃すことの出来ない事実がある。そ
れは淨味の子、直景の第二子熊谷三郎兵衛直視は、系図の小解に
よると、慶安騒動の後、由井正雪に加担した故を以て、江戸増上
寺広小路にて切腹とあり、家もそれが為め一時断絶して居る。長
門市の郷土史家山崎徳三郎氏は、嘗て余に次のことを語つた。「
慶安騒動の関係者金井半兵衛は萩、須佐に來たり、湯本にも隠れ
居たり。須佐の劍士某とも関係ありしならむ」今この系図を見れ
ば勿論それ等のことはあり得ると思はれる。

余は向津具史考の中で、塔の伝説に関する推量説を述べた。その
前半はそれでよろしいが、後半は熊谷豊前守一族の亡霊を弔ふ為
めの所作であらうとしたのは、如何にも豊前守事件に因るやうに
解されるので、この部を訂正することにす。唯道氏の話による
と、「我家はもと熊谷町に在つた。キリシタン事件で断絶した熊
谷は堀内と上野とにあつたが、我家は一時断絶したが、幸ひ先祖
の勲功に依りて再興を許され、今日に及んだ。何様熊谷一族は芸
州以来の大功臣であり、他の藩士統禦の上からも、罪は罪として
、その子孫を優遇する必要がある。家老榎本等は苦慮したこ
と、思はれる。余の推量ではあるが、瀬戸内海には花崗岩が大量

萩に於ける文運興隆時代の俳を大井に残すものである。

一、亨徳寺の織部燈籠

切支丹関係の遺物として織部燈籠が、萩の五ヶ所にあることを前
書に書いたが、其後また一つを知り得たので追記することにす。
それは北古萩亨徳寺の庭園にあるものである。もと瓦町の豪商
宗像分之助家にあつたが、全家が火災に罹つた後、菩提寺である
亨徳寺が譲り受けたものである。

一、東光寺歴代の住職

東光寺歴代の住職中には、達筆の学僧が多く、その詩文書類の残
存するものが多い。依つて参考の爲めその略歴を記す。

本寺開山慧極道明和尚

元祿五年九月廿八日晋山 同九年三月退寺 住山五年 享保六
年八月廿四日遷化

二代 雪門元亨和尚

元祿九年三月晋山 同十四年三月退寺 住山六年 享保十年三
月廿一日遷化

從元祿十四年四月至同十六年九月之間 (二年六ヶ月間)

龍統宗範之二禪師看院

從元祿十六年十月至宝永二年(二ヶ年間) 寂音禪師之看院

三代 喝宗元綱和尚

宝永二年十月晋山 享保元年九月念日於当山遷化 住山十二年

四代 龍巖元寂和尚

享保元年十月晋山 同八年七月退寺 住山八年 同九年八月十

に産出する所があるので、其処で十三重塔を作り、それを一応二
尊の海中に沈め、色々の理由を付け、幕府に対しても鉢裁よく、
熊谷家復興と同時に熊谷家長老の墓とし、藩府の意のあるところ
を暗々裡に示したと思はれる。此塔建立に就ては豊前守誅戮の件
も、間接の理由ではあらうが、慶安事件の方が主なる理由である
と思ふ。

一、和智東郊巖壁の書

大井の弘誓寺は沢柳隱栖の所として有名であるが、直ぐ近くに阿
字雄の滝一名弘誓寺滝があり、又遙かに海洋を見晴らして風光明
媚、従来文人墨客の悠遊した所である。現に阿字雄家には東郊の
類書の他、朝鮮国学士清川、山県墨僊の類書などが残つてゐる。
瀑布を少し離れた所に、流れに沿ひ大巖壁が屹立して居る。それ
に字の大きさが四、五寸もある次の詩書が五行に刻せられてある。

日上林○入画図 疊成素練掛崎○

請看石上題詩処 字々与流飛作珠

題弘誓寺瀑布奉呈普大禪師

宝曆壬午閏孟夏

東郊○卿

普大禪師は弘誓寺七世の住職である。壬午は十二年で東郊六十歳
、歿年前三年である。和智東郊名は○卿、通称九郎左衛門、東郊
はその号である。幼より学を好み、天資俊邁、山県周南門下に彬
々として輩出した秀才の一人である。江戸藩邸の留守居役になる
など、藩公より殊遇を享けた。この壁書は余が本春調査判読した
大応寺山門の草場居敬の額と共に、明倫館設立によりて開華した

六日遷化

五代 月村元帰和尚

享保八年七月晋山 同十一年三月退寺 住山四年 同十六年三
月廿二日遷化

六代 龍統元棟和尚

享保十一年八月晋山 元文二年十月退寺 住山十二年 延享三
年九月十六日遷化

七代 仰巖元尊和尚

元文二年十月晋山 延享元年五月廿日遷化

八代 普詣元虚和尚

延享元年八月晋山 宝曆六年七月退寺 住山十三年 宝曆十二
年六月一日遷化

九代 鶴洲浄玄和尚

宝曆六年七月晋山 明和五年十一月退寺 住山十三年 安永四
年正月廿三日遷化

十代 無着浄性和尚

明和五年十一月晋山 安永六年七月退寺 住山十年 安永八年
三月廿九日遷化

十一代 月枝浄瑚和尚

安永六年八月晋山 同九月廿三日於当山遷化 住山二ヶ月

十二代 石車衍輓和尚

安永七年閏七月晋山 天明四年三月廿三日於当山遷化 住山七
年

十三代 翠山衍榮和尚

天明五年三月晋山 寛政九年二月退寺 住山十三年 享和二年十月廿六日遷化

十四代 祖海衍和尙
寛政九年二月晋山 同十二年閏四月六日於当山遷化 住山十四年
十五代 大愚衍操和尙
寛政十三年四月晋山 文化十四年三月退寺 住山十七年 文政七年九月十八日因寂告世寿八十七

十六代 正燈衍紹和尙
文化十四年四月晋山 文政七年四月十七日於当山遷化 住山八年
十七代 雲頂如鵬和尙
文政八年二月晋山 文政十三年八月十一日於当山遷化 住山六年

十八代 敬之如頤和尙
天保二年霜月十五日晋山 同十一年八月退寺 住山十年 同十四年十月廿五日遷化

十九代 梅天真春和尙
天保十一年八月晋山 同十三年十二月十八日於当山遷化 住山三年

二十代 大機真和尙
天保十四年二月晋山 安政二年三月退寺 住山十三年 明治四年九月七日遷化

二十一代 佛肝通玄和尙
安政二年三月十九日晋山 慶応三年三月九日退寺 住山十三年 明治三年十月廿六日遷化

二十二代 霖龍如沢和尙

慶応三年三月十日晋山 明治四年九月退寺 住山五年 明治十六年十二月廿九日遷化

二十三代 快宗通編和尙
明治四年九月晋山 同十一年二月退寺 同二十三年一月廿八日遷化 住山八年

二十四代 松嶺通貞和尙
明治十一年十一月晋山 大正三年三月退寺 住山三十七年 昭和五年七月卅一日遷化八十四歳

二十五代 黙要弘説和尙
大正三年三月廿八日晋山 昭和八年六月七日退寺 住山十九年 昭和十六年五月十日遷化

二十六代 真道仁榮和尙
昭和八年六月七日晋山 同十五年十二月廿八日遷化 住山七年

二十七代 円成弘正和尙
昭和十六年七月入寺晋山 同廿六年十月十九日遷化 住山十一年

二十八代 現住 秀次仁明和尙
昭和廿六年十二月十日晋山

第十五章

萩碑文鐘銘集 佐々木俊信墓誌

君が姓は國重、諱は俊信、字は逸平、周の鹿野の人なり。龍原と号し、又鹿野山人と称し、其居を逍遙園と謂ふ。其先は武田氏を称し、源四郎信正なる者に及び芸の國重の里に住す、因つて里を

孩 磯 岸

以て氏とす。始め藩の祖興元公に仕へ、天樹公芸より長に移るに及んで、信正従ひ来りて本州の人となるなり。四世の孫又右衛門恒の次子に三郎兵衛政恒なる者あり、泰巖公特に祿若干を賜ふ。其孫七郎右衛門恒久は廻ち君の父なり、居を周の鹿野に移す。六男あり、君は其第五子なり。○提の時痘を病み、遂に手足の疾を作し、竟に不良に至る。稍々長ずるに及んで撃劍馳馬不能なるを患ひ、慨然として憤を発して書を読む。而して邑に師友無し。明和二年遂に○宮に來遊し、鹿門先生を師とす。年甫めて十六、鼓篋相切○して夙夜怠らず、學日に進み、學中に斐然たり。遂に擢んでられて都講となり、声隆々として興る。安永四年英雲公策命を学士及び諸生其他文学ある者に下す、某七人対策の封以てこれをたてまつる。君が策公賞するに○を以てす、又細席に召され書を講ず。同八年たま〜大翁病み、君館を辭して歸る。孝養日あり、幾許もなくして翁が病遂に癒ゆ。この時に当り学中卓立の人に乏し。明年特命あり、復た學に入る。君乃ち後進を誘掖し、館下彬々として人材輩出す。君暇あれば則ち経を尊貴の家に講ず、或は士大夫就て会業をなすこと少からず。選ばれて助講となる。公復た士大夫及び子弟若くば諸生に对策詩文を命じ、學職をしてその科を論定し、其學術を試みしむ。毎歲仲秋以て常典となる。君が对策詩文年として登科せざるものなし。天明八年公その勤學教授の功あるを以て、毎歲米若干石を賜ひてこれを賞す。嘗て清水侯君を招いて時務を諮詢し、且つ書を講じ、詩を賦せしめ、金若干を賜ふ。又長府侯君に來つて校を督するを請ふも、辭して是れに應ぜず寛政七年佐々木子孝幼にして世業を儒官に継ぐも、然れども未だ公事に従ふ能はざるを以て、親戚相共に謀り、君にそ

の公務を撰し、家事を幹理するを請ふ。君の意に非ずと雖、強て其請に従ふ、蓋し故あるなり。因つて佐々木を冒し、遂に館を辭す。子孝は父事し、君も亦教育輔成猶ほ生む所の如し。撰すること数年、既にして子孝年十八、藩制十九にして役す、則ち撰限方に滿んとす、君反職に當つてこれを休せんとす。子孝懇ろに君の留撰を請ひ、君固辭するを得ず、復た撰すること故の如し。同九年講師となる。來り業を請ふ者益々多く履恒に戸に盈つと云ふ。公亦数々召して書を講せしむと云ふ。去歲巳未の夏脚弱を病み、行を得る能はず、病○日に甚しく。在○年を○ゆ、業治効を奏し、稍々故に復せんとす。痢を患ひ癖に在る二旬余、終に起たず、実に九月十四日なり、享年五十有一、福源山徳隣寺に葬る。法諱は篤叟、逍遙園を以て法号となす。配無し、君人と為り寛洪にして沈毅、人に接して崖岸をなさず。若し人非理相加ふれば、則ち権貴と雖毫も假借せず、○々として言を斥く。或は疑難発する毎に難を排し、紛を解き敢て折るゝ無きは、皆歎服す。博聞強記、經史百家窺はざるなし。著はす所文集あり、又法句韻句睡餘録等あり、是皆一時の戲作たるなり。詩は淡にして華ならず、文は則ち節にして○ならず。その書に於けるや、手は人に如かずと雖、人に加ふる一等。其他學ぶ所人の及ぶ所に非らざるなり。惜しい哉天數年を假さば則ち以て鳴国の盛を足すをや。子孝其状を具し、墓碑の事を屬す。余不文にして君を軽重せん、然りと雖余君と交ること数十年、兄弟も○ならず、則ち義として辭すべからず。たゞ状の云ふ所、且つ余の知る所を誌す。銘に曰く

夙に桑梓を辭し、○に居つて只樂む。經籍に潛水し、思を文辭に馳す。仁に於て義に於て、徳立つて名隨ふ。富貴何ぞ慕はん

羸 眞 跡 侃 帝 洋 帝 洋

良貴台に在り

寛政十二年庚申秋

明倫館祭酒 繁沢規世 撰

附記、本文は前者刊行後に、江向徳隣寺墓地にあるのを気付たもので、繁沢祭酒の選文碑は今のところ、他には見当たらない。

(九華記)

一、光雲粟屋君墓碑

光雲君姓は粟屋、諱は正憲、字は舍人、其先は関東の人峽源の庶族なり。本藩の祖先時親侯に従つて芸州吉田に來居し、遂に芸州人となる。洞春公の時に当り、備前守諱は元秀あり君の祖たり。君が父は諱正房、王人松井城直の女を娶り、享保庚子十二月九日君を巴城江向の里に生む。正房君泰桓侯の射師となり、兼て行人の事を行ひて東都に在り。享保己酉閏九月廿九日麻阜藩邸の官舎に卒す。舍人君嗣ぐ時、甫めて十歳なり。父の業を継ぎ、射を講じて怠らず。先考死歿の故を以て、侯金若干を賜ふ。觀光侯立ち、射を正憲に學ぶ。其秘法を授くるを以て、公章朝服及太刀金若干を賜ひ、出遊には必ず陪從を命ず。享保甲寅弓矢を賜ふ。寛延戊辰の冬、公東郊松本に出遊し、正憲をして蓮池の浮鴨を射さしむ、其中間六十歩許り、乃ち射て之に中つ。因つて金を賜ひて之を褒む。宝曆壬申隆徳世子も亦射を正憲に學ぶ。明和庚寅君が弟子蓋し千余人。英雲侯命じて毎年金若干を賜ひ、以て其教育の勞を賞す。明和辛卯容徳公世子たるの時、亦射を正憲に學び、秘法を授くるを以て、公章朝服及太刀白銀若干を賜ふ。嗣立するに及んでは、時服及太刀白銀若干を賜ひ、又毎年所賜の金若干を増す

。今侯世子たるの時より射を正憲に學ぶ。天明庚戌君歳既に七十有一、例に依つて老を請ふ。侯之を許し、嫡子正倫をして嗣となさしむ。而して嫡君を東都に召して世子及諸公子をして射を學ばしむ。寛政壬子内衛に抜擢し、甲寅歳若干を増す。六月晦日病人で東都麻阜邸舎に卒す。行年七十有五歳、諡して光雲俊山宗哲と曰ふ。麻阜龍土街法○寺先考の○に合葬す。其後碑を巴城江向里徳隣寺に立つ。君人と為り、沈勇威儀を修せず、而して人之を敬畏す。壯年○髮斑白、力を射に用ゆるの故か。その學ぶや孜々として厭かず、その教ふるや循々として倦まず。是を以て弟子遂に三千に至る。その堂に升る者百十有四人、室に入る者十有五人、凡そ五世に歴任すること六十有六年、その役に東都に在ること十有六年、射を三侯一世子其諸公子に教ゆ。且つ射法を以て能く鬼を治するの他、病を護る、この故に上下皆寄頼す、然らば則ち射も亦仁の術なるか。平岡氏を娶つて正倫字は彈藏を生む。彈藏君足立光遠の女を娶つて正邑字は外衛を生む。彈藏君先考の状を見、余に銘墓のことを請ふ。余辭すれども不敏にして聽かれず。乃ち行狀を承け、終始を略叙し、敢て以て銘辭に係く。其辭に曰く
講射不厭、六十六年、教射不倦、弟子三千、百發百中、神乎惟仙、治鬼護病、仁術其然。

(藍田小田村先生集に拠る)

一、黄梅院鐘之銘

益田紹国居士前に○鐘を寄せ、黄梅夜半の月こゝに○たり。令孫無庵禪丈繼で○樓を○へ、紫陽の岩畔、霜光ますく昌んなり。万歳。万歳。徳韻八流。

鳥 齋
皎 構

承応元龍集壬辰九月良辰、塔王比丘宗鶴誌

右鐘樓并に小書院両所は益田家より建立、只今に到るも破損の節は益田家より修覆有之候事(毛利家関係の写本「御正統」に拠る)

一、龍藏寺五輪頭供養碑

こは龍藏寺山門内の境内にあり次の文を台石に刻す。
此五輪の頭は何人の塚墳たるを知らず、山中に埋在すること幾百年。時に文久三年癸亥の秋九月廿一日不思議に此石を掘り出す、其故有るを欲す、之を卜するに七百年前、大將家人の塚墳なり。且つ隣地にして当寺に当り縁あり、これに憑り新台石を製造し、当山の地中に安置し、施食会を修し、祠堂金を納め、以て永世伸供養をなし、不退転ならしむ。聊か茲にこれを記すものなり

施主三丘

附記、三丘を号とするもの木梨恒充あるも文久三年より九年前に死せり。この施主三丘は龍藏寺附近に住せし篤志者ならんか(九華生誌)

一、花江亭記念石の碑文

是はもと当庵露地の下駄摺石なり大正十五年五月三十日東宮殿下台臨の時これに立たして庵の内外を見をなはせ給ひき御靴の触れし畏さ甘○にも優れば後も忘れじとてこゝに安置す

大正十五年十二月七日 自在庵保存会

一、大井八幡社境内の歌碑

外国を打平けて武士の
み代万代と建し石ふみ

從四位勲二等 新山春太郎

第十六章

萩俳諧史

一 亜声坊の歿年

前著萩俳諧史には聴松庵二世亜声坊の歿年は不明と記したが、烏強が主腦となり作り上げた「翁塚集」の序によれば、亜声坊は文化辰の春より病におかされ、この集冊の序詞のみを果さずして黄泉の旅に赴き給へるにぞ、各々遺志を継ぎ翌巳の冬しぐれ月十二日祖翁の忌日をもて大会(芭蕉翁句碑建碑式)を遂げ侍りぬとあるに拠り、亜声坊は文化五年春発病し、其年の内には病歿せること明かなり。唯その月日の詳かならざるは遺憾なるも、先づ大体の見當がつきたるを以て、今日は満足せざるを得ず。

一、聴松庵致一房と菖蒲庵古溪

標題兩宗匠の略歴は尙不十分なるも、吉田祥朔氏の御通報に因り、大分明かとなつたので追記する。

致一房は古竹山人の一号あり、萩平安古に住す。天明九年の小祥忌に門人柳糸園春路、師の追善集「今年の千鳥」を撰して刊行す。尙致一房は天明六年の刊本、「再和老師追善集」の序文を書く。又天明六年一月には大道村上田堂山(俳号不夕)に蕉門廿五箇条の伝授をなす。

古溪は井関氏、名は高令、通称三郎右衛門、本姓は右田氏にて周陽吉敷の人、藩士井関氏を繼ぐ、○爾房の別号あり。明治の初期東京に移り、年七十余にて其地に歿す。遺稿に「久邇南方里」(上京途中の句集)あり。其子美清は芳樹門下にて和歌をよくす。

菖

一、安戸娘中坊の享年

萩東田町中助一家には首蒲庵二世娘中坊桃戎の次の懸板がある
天保八酉自祝 咲満て雲も酔たるさくら哉七十有五歳 娘中坊
余は前著に、尹哉が書いた「秋の筐」に「八旬に終りを取り」とある
により享年八十歳と記したるも、歿年は天保十一年九月なれば、
これに拠り享年は七十九歳が正しいと思ふので訂正する。

一、信貞と惟貞の句

前著には毛利藩御抱への安部俳諧師歴世の作句は出来る丈け載せ
たのであるが、信貞と惟貞のは記し得なかつた。漸く次の二句を
得たので追録する。

江戸にて吉広公御逝去に際し

武蔵野に枯れしは萩のなげき哉

高樓やあかぬ千里の春の色

信貞

惟貞

一、著名なる萩俳諧師の略歴作句

イ、宙々坊夕庵

姓名は井上織江九十六石六斗拝領の藩士で福井村に住す。夕庵は
宙々坊或は酔月叟と称し。○葉と号す。片山幽草なども師事し、
当時萩俳界の長老である。享年歿年明かでないが、文久三年には
八十一歳である。

月一つ外にもなし夜の雪

宙々坊

宮崎神靈にたむけ侍るとて

此神の幣と拝ん枯尾花

○葉

ロ、伊藤○一

姓名は伊藤権左衛門宗義、大井村馬場に住せる酒造家にて、観瀾

亭と称し、○一と号す。文久二年十月には夕庵、幽草を迎へて俳
席を設く。

月一つものうき秋と笑ひけり ○一

大井観瀾亭にて

珍らしき其養応や口切茶

心の合ふた友を得し冬

幽草
○一

ハ、耳洗

耳洗姓名不詳、滴水亭と号す。明治八年頃英得齋を主顧とする萩
彌栄連に名をつらぬ。明治六年に左の感吟あり、面白ければ記す
改曆癸酉のとし三月初の四日我も

開化の端にいらんよてもとゞりを

はらふ折に

咲ときは次第もあるに落椿 滴水亭耳洗

ニ、香衣女

前著書に香衣を来萩せる俳諧行脚として取扱ひたるも、彌栄連明
治八年々頭の俳句に左のものを載せあるにより、同女は元来萩の
人なるも、明治廿一年頃是他郷に転住し居たるものなるを知る。

手まり場にして絵馬堂の人数かな 香衣女

ホ、小田○庵

○庵名は東一、翠竹庵又は豊国居と称し、東田町に住す、来萩し
た長沼素兄を歡待して居る。明治廿九年三月二十日台湾で病歿し
た享年四十五。

とゞめたき心を降るか春の雨

○庵

汲置の水にも入梅の曇りかな

全

ヘ、久保菊女

姓名は久保三千代、号は菊女、前年大阪に住したる時、船場に居
りし蘆田秋双(青木月兎の従弟)に俳句を学び、後花本聴秋の指導
を受けたこともある。帰郷後大樹会を作りて後進の啓発に努む、
昭和十年七月頃同会の句稿を防長日報に連載す。

目下中風静養中、年齢七十四。

水平線巨船出するや雲の峰

菊女

追悼

夢ならぬ夢のあと追ふ花の雨

菊女

ト、松村水月

姓名は松村徳次郎、唐樋町に住し、不折庵と称し、水月と号す。
花の本聴秋の指導を受けたることあり。昭和十三年一月頃、萩鶯
吟会を作りて主催し、会の句稿を長州新聞に連載す。昭和三十年
九月廿六日歿。享年七十六。

山腹に寺を抱いて山笑ふ

水月

夜桜や水に灯のある土手つゞき

全

一、來萩した俳諧行脚の略歴と作句

イ、里村玄陳の句

來萩せりとの説ある玄陳の左の短冊が、萩某家に伝はりしものを
、最近見るを得た。

元三 としての明て春たちかくす霞哉 玄陳

ロ、康々庵文蘇坊

余は近頃蕉雨園棋声の東武紀行「旅の花」を見直したところ、文蘇

坊は二回も萩に来たことがわかつた。棋声は享和元年二月はじめ
に萩を立ち、花洛難波を経て江戸に到り、白寿坊の教示を受け、
帰途美濃春条の文蘇坊を訪ひ、諸友と共に歌仙を巻いた。その中
の前書中に「予もその国へは再遊して慈しみに預り」云々とあり、
棋声の前書にも「過し経廻の度ごとに我が草扉にも頭陀を預かり」
云々とあるによりて明かである、唯だその時日が判明しない。文
蘇坊は大野是什坊門下で白寿坊に次ぐ著明な宗匠であり康々庵と
称した、その短冊は萩にも残つて居る。

おこたりし木魚を誘ふ水鶏かな 文蘇坊

ハ、高木百茶坊

前著末尾に百茶坊の旅記「桜のゆるし」の一部を載せたので、今
更茲に書くのも重複の嫌はあるが、前著の本欄には未確定として
入れてないので、念の爲めに書き添える。百茶坊は田中五竹坊の
高弟で、正風俳諧を宣布するため、諸国を周遊し、萩へは天明六
年仲秋に來り、滞留四十余日、萩の俳界に大なる足跡を残した。

正直に下戸の見て居るさくら哉 百茶坊

ニ、岡崎風廬坊

別項に記した棋声に贈つた風廬坊の餞章を見ると、この二人の間
には、親しき交誼が結ばれて居ることがわかる。棋声は此度が初
旅であるから(旅の花序文参照)、交際をするには風廬坊が萩に行
つたことになる。此傍証として風廬坊の書いた「俳諧一枚起請」を
も別項に記した。これは寛政十二年秋、旅先の百雀園(何処であ
るか判明せないが文書は萩で発見したものである)で認めたも
のである。余の推量であるが、この時に萩に來て棋声の邸に頭陀
を預けて親交を結び、坊の勸説に動かされて東武旅行を決心した

ものと思はれる。因つて余は風蘆坊が筑紫に行く前即ち寛政十二年秋、萩に来たことゝするが、誤りではないと思ふ。

神鏡に影もおり／＼落葉かな 風蘆坊
ホ、宝晋齋宝井湖十

別項湖十の「胡枝記行」によりて明かなやうに、文政三年六月十六日藩公の命によりて萩に来り、一ヶ月程滞留した、此行門人後の老風堂永機を同伴して居る。湖十は蕉門十哲の筆頭を占める宝井其角の道統を承け、江戸に在邸して居た諸藩主の愛顧を受け、殊に長藩齊熙公父子の殊遇を蒙つた。従つて在江戸藩士も江戸趣味、洒落風の影響をうけたことと思はれる。前著に萩では芭蕉の正風を支考の創めた美濃派より享け、他の派の者よりうけたことは殆んどないと書いたが、文政天保の時代思潮に従つたとは云へ、この時は例外である。

経ひとつ春の日の野にあまりけり 湖十
へ、熊谷夜城

以哉派二十五世熊谷夜城は明治廿五年五月に古萩園を継承した増山清和に文合開き祝章を贈つて居るのはその前書により明かである。当時来萩されたか、或はそれ以前より懇意になつて居たかである。有吉宜哉遺品の中に、薄い稽古用の短冊に下記の句をなぐり書にしたものがある。これは遠方から送つて来たものとは、どうしても考へられない。萩へ来られた宗匠に随行でもして来た時の稽古書きでもあらうか。然しながらこれは兎に角来萩の一証拠と思はれるので、其年月は判明せぬが、来萩行脚の内に加へる。

牛も角ほそめ心地や夕時雨 夜城
ト、長屋其馨

に其心ざしを察し侍れば頻りに床しき旅装なるにぞそこに一二の地名を挙げて西肥の客舎より文に添えて益旅情を勵し侍るならし見洩らすなうくひの滝不破の春 在西肥みの 風蘆坊

一、風蘆坊筆俳諧一枚起請

俳諧一枚起請

わが朝中頃の宗匠達の沙汰し申さるゝ口合の俳諧にも非らず又文字穿鑿のみして向上に高ぶる俳諧にもあらず正風の俳諧は造化の自然に催されて俗談平語を以て意のよく明かにする外に別の子細候はず但し切に二段三段の差別附合に七処八処など申事の有は其序に臨みその時にしたがひ其故を論じて其意を明らかに照らして道理に違背せぬよふにと思ふ中に籠り候也只発句附合のみならず世上をあつかふにも斯のごとく有るべし此外に穿鑿する事を存せば却て祖翁の教に違ひ正風の意にはづれ候べし正風の俳諧を信ぜん人は造化の自然に催されて自己の按排を交へず法式の故を能知して法式の名に惑はず今日の世法に違はずして唯一向に平生なるべし

正風俳諧の教へ此一紙に記し申候外にはいさゝかも別事あたはずして常の教を希へる輩に正風のおしえを知らしめんが為に師説を述卒ぬ
右は帰童老師の述作にして真蹟は濃陽に在りことし筑紫行の杖を百雀園にとゞめて需に応し風蘆坊写し侍りぬ
寛政庚申とし重秋吉辰

一、寶晋齋湖十「胡枝記行」一節

(文政三年五月江戸発)六月十六日萩の御城下に着して賜ける旅宿

以哉派二十七世紅梅園長屋其馨も来萩したと考へられる。大正六年六十三歳で歿した竹重草琴の遺品中には九名程の来萩行脚の短冊があり、其馨のものは五枚もある。また聞きではあるが、本春来萩された清斗翁は、其馨は船で萩に行つたことがあると、語られたことである。その年月は判明せないが、草琴の享年没年より略ぼ見当がつく。

一、三見八幡社境内の句碑

困や鐘の音ちかく又遠し 紅梅園
前著萩地方の句碑に次の一項を加へる。
当社一千五十年祭の尊きを仰ぎて
幾千代の光りや月の男山 有秋

一、大照院にある夕庵の句碑について

前著に記した大照院梅林に存在する夕庵の句碑は宙々庵井上夕庵のものに相違なく、○義士としたのは其号の○葉士の誤りであつた。

一、宗岡棋聲に遣はしたる岡崎風蘆坊の餞章

饞章浪花の旅窓へ文通に送られしより爰に遣す
万里の山川も春色に和らぐを待得て旅行と聞えし長州萩蕉雨園のあるじや花洛難波の花はもとより門外のおん神は更にして東都の栄えもみまほしく我が故園の方角へも杖を寄せられんなど遙か

梧

に凡三十余日なる長途の疲れを今宵の一睡に忘るゝ思ひなれば蚤も蚊も寝覚もしらず此夜より

六月十九日の夜旅舎にいとまあるまゝに夕湯浴などして西の方菊ヶ浜に納涼せんとあれこれいざなひつけ置れぬる人々に案内をたのみやがて磯ばたに狭薙を設け淡茶一瓶を携へしばらく憩ふ此浜は向ひに二三里を隔て島四つ五つありみな平らに見へてすこからぬ島々なり御城の山は左にいや高く新樹生茂り巖石峙西海に聳立たり又右に越ヶ浜といへる湊のありけり白々と家居の立つゞくさま僅に二町を隔かなたに神明の山御燈かゞやきおのづから唯一の光り普くいと尊しこなたはしらぬ火のつくしに続くいざり火忠文朝臣の一句眼前に波を焼くおもひ所々にうかび奇景あかで教へがたし汐の満来るも忘れて

波の追ふ眼のぬるしすゞみ哉
と口すさみなどしてある (中略)

六月廿四日齋藤別当幽理入門幽湖と更るに
川狩や先手はじめの出世魚
旅舎に付添ふ人の中に和水といへる老人「夏山の薫りを仰ぐ麓かな」と一句を贈りたるに對して

掬ぶ清水の道つけし人 (中略)
文月四日旅の荷物とりほどきて硯ひとつ探しもとむれども見へずこや身に添ての太刀うちものともおもふものをかく持ちまらぬこそ風雅の不覚ものとして名や立んと俄かにねぎごとし奉りて洗ふ日に近き硯ぞ忘れ水
と申あげ奉れば硯にさまゝ文房とりあつめ玉ひていたゞきける

星にかすものにもたりる恵みかな
文月六日頃萊山子(これは根来主馬どの也)旅舎に訪るゝに、「初見する時、便るべき陰こそすゞし左右」といへる句に前文を添て贈らるゝに初秋立月の頃なりしに

鳥居なしみし松の下露
七月十七日はかねて願置る護国山東光寺靖恭院殿の御廟を拝し奉りて

石も露幾つさげん露菩提

此君は今そかりし時「卯に聞鐘に蟲の入相」とある御序のをりしも佳吟ありしにきはめて好人の高判ありて我人ともに御自作を仰ぎ奉る素より性として此道に泥み玉ふにもあらず言下に遊びしける事人の及所にあらず年頃日頃惜み奉るも憚あれど世をはやうなし玉ひてひとむかしふたとせ越侍るに時至て今築台のみもとにぬかづき懐旧しきりなるに申して奉る
音をとめる蟲もすさまじ松の音

(宿は魚棚熊谷家、吉田祥朔氏報)

一、毛利齊元公(三夕堂)の連歌

萩市東田町八木家に蔵せられる三夕堂の連歌百歌仙は薄葉十四枚の和綴本であるが、其角の句を立句として作られたものであり、父の齊熙公と共に、宝晋齊湖十に傾倒して居られたかゝ窺はれる。茲には表八句丈けを抄録する。

初雪は盆にもるべき詠かな

其角

老の設けの頭巾

案内する八疊敷の物すぎて

小川五郎氏報「二見の春」及び、余が最近入手したる連歌控書などの参考資料に拠り、次のものを追録す。

一、萩俳諧師名簿補遺

再和派第二十世千葉兎月(汀庵)、同第二十一世野田雲甫。

以哉派第三十世南谷翠海(○々園)、同第三十一世恩田憲和(翠松亭)、同第三十二世高橋清斗(瑞泉庭)。

一、美濃派系統表

「萩俳諧史」に載せた美濃派宗匠の系統表には以哉派二十九世山田三秋(反古庵)、再和派十九世高見石田までであるが、以後の分を追記する。

風雅におけるもの造化に随ひて四時を友とす見る処花に非ずといふ事なしおもふ処月にあらずといふ事なし像華あらざる時は夷○に等しこゝろ花にあらざる時は鳥獸に類す夷○をいで鳥獸をはなれて造化にかへれとなり
右芭蕉翁の金言なり
嘉永西の春山川庵主人の需に应じ夕庵の窓下に
醉月叟謹拜写

一、夕庵書芭蕉の金言

業はきた世にもさまゝ、
その國の産物そこら取ならべ
目なれぬ魚も交て一析
何事も直なる御代の月の照
稲の実入りも殊更によし

天明五年 将之、弘時、清安、清芳。

寛政十年 俊幸、能文。

寛政十二年 正定、荷風、桂露、冬牙、○竹、風和、桃葉、花井、藤巴、文路、喜光、知友、如川、花静、蝶吹、秀草、志計、

江静、秀芳、掬翠、松齋、樂之、里遊、春路(柳糸園)、知江、

月齋、志逸。

寛政十三年 意白、静花、如一、南可、止丘、冬齋、梅裡、滝糸、

波松、娛水、止水、柳蝶、吟路、春草。

明治四年 耳洗(隴水亭)、蘆屋、其遊。

明治八年 得齋、五粒、羽人、洗風、鑑峰、干朝(石左庵)、梅重、

紫屋、信水、柳甫、此木、松哉、子客女、すみ女、香衣女、

松隣女、智貞女、梅友女(可驚園)、花拙女。

一、唐波庵のこと

萩に於ける正門の初めである唐波庵のことは前著に二ヶ所、間接に記載してはあが、わかり易く纏めて置く要があると思ふ。萩藩士に無○房怨風があり、獅子門下に名を連ね、田中五竹坊の膝下に親しく教を受け、安永の初年以哉坊が来萩の際には、相弟子の意味で、老仲間として○懇の意を表された。唐波庵の社は初め怨風が嵐阿、東之と共に主務を司どり、安永六年頃は怨風が隠退し、桃花園素調が他の二、三氏と共に主務を見て居た様である。この時の会員として上記記名の他、李蝶、蘆習、芝風等三十名の名は前著に記した通りである。この社は聴松庵、古萩園、菖蒲庵の隆盛に伴ひ、自然に衰へたこと、思はれる。

一、中村如水短冊の前書に就て

前著口絵二頁下段の中央にある中村如水の句の上の前書は、いかにも小さくて読めないのは恐縮であるが、それは同書二五頁に載せてあるものである、就て見られ度い。余は多くの前書により、種々の手掛りを得たのであるが、これもその一つである。

一、勝津家藏蘿月の短冊

次の○月短冊の前書によりて、その交友関係が知られるのも面白い。

山陽盃を執大舍上人菓子をくらふ竹田先生いまだ座につかず林谷酌をとり○月看をわかつ

月花に五人唐子や酒の友 聴松庵○月

一、光福寺秘藏の和漢聯句

萩市樞区光福寺に秘藏せられる和漢聯句の巻軸は、萩にあると云ふ丈けで、萩の俳諧史上重要なものではないが、この種のもの、初見であるので、参考資料として登載することとした。これは元和六年四月十三日の公宴御会で作られたもので、筆者は烏丸光賢卿である。百句の内御製十一、近衛左大臣十、日野大納言八、烏丸大納言十、西園寺大納言八、阿野中納言八、中院中納言六、高倉永慶朝臣五、久我通前七、大御門中務泰重六、五山之西堂玄光十一、五山之西堂光勝九、執筆光賢一である。初めの七句は左の通りである。

白露の置てや玉の名取草 近衛左大臣

緑新春任他 五山之西堂 光勝

山從二〇叫一〇 五山之西堂 玄光

明ゆく嶺に晴るゝ雨雲 日野大納言

逸月景殊絶

聽風冷許多

(御製)

西園寺大納言

烏丸大納言

しみつくや松葉に深き秋の霜
總数和句四十八、漢語五十二が不規則に組み合せ、漢語は五字に一定、読みよいやうに返り点を附し、読み方を片仮名で附記してある。通覧するに普通の連歌のやうな窮屈な規定はないらしい。毛利藩に於ても連歌が正式行事として行はれて居たが、宮廷に於かせられても、かゝる雅会が催されて居るのは興味がある。

一、高橋清斗宗匠の來萩とおぼろ墳補墨式

獅子門道統第三十二世高橋清斗宗匠は山口佐賀兩県下巡杖の爲め、昭和三十年四月七日岐阜県笠松町を立ち、大津郡油谷町中畑の高村桃甫氏立机式、全所に建てられた清斗翁句碑の除幕式、阿武町奈古の大野浩水氏立机式に臨み、十四日朝來萩せられた。宗匠は七十六の高齡であるが俳諧雜誌「獅子吼」を毎月発行する、他、俳句界に盛んに活動されて居る。一昨年十月余が発刊した「萩俳諧史」に拠り、往年萩の俳諧は美濃派と頗る密な關係があり、芭蕉塚としても、全国的に珍らしいおぼろ墳が弘法寺境内にあることを知り、來萩の熱意を起し、今日その素志を果されたのである。萩に着かるや、萩市觀光課長の案内で、大照院を訪ひ、急の思ひ付きで、同所梅林にある芭蕉翁の句碑と慮元坊東花房五竹坊三句一石の句碑に補墨を行ひ、午後一時より予定の通りおぼろ墳の補墨式を挙げられた。(雜誌獅子吼五月号参照)同伴された原下宗匠は來見田鬼



豊、横山悦水、高村桃甫、大野浩水の四氏である。式後の句会へは竹内八郎、末岡参矢、桑原〇雨、梅村臥牛、藤沢蕪坪、神野克己、神野真津子、池田田鶴女、岩本紫雲、山本北汀、其他、奈古、仙崎の諸雅二十余名が出句。清斗翁の講評などがあり、盛會であつた。翁の手向の句、
待つや花萩の芽若き古株に
附記第十圖は大坂毎日新聞記者が撮したもので、筆を持つて居るのが清斗翁、左側は著者である。

第十七章 毛利藩貨幣

屋が便行し来れるものは金銀には(正)寸銀には(大黒)の極印を附し、廢藩に至るまで之を用ゐるものなり。然るに敬親公の時代、京都に金銀座と称して藩の貨幣鑄造所あり、清主の父新太郎政方は久しく該所に勤め、維新金札の際には清主(幼名六三郎)と称し後に六兵衛又現名に改む(代勤として弟又輔(後に下関素封家徳永源衛妹養子となり別家す)と共に広沢金吾氏に従ひて上京し、京都金札製造所即ち楮幣局と申す方に出勤を命ぜられたり。其後藩主萩より山口に移城せらるゝに及び、清主(当時六兵衛と称す)敬親公より山口の屋敷地(今の百十銀行山口支店の地)を拝領す。維新後廢藩と共に野に下り、三田尻に移住し、金銭貸付、汽船、鋌山等に放資し経営宜しきを得ず、悉く失敗す。爾來不遇にして、九州、京都に転住し、余生を送りつゝありしが、大正五年十月二十日、於東京麹町邸死去、行年七十六、京都鳥辺山本壽寺に葬る。

一、大黒屋文書

大内氏の家臣河村六兵衛由松は井関の家を継ぎ、屋号を大黒屋と称す。大内氏歿落後浪人となり、京都今井家に滞在中毛利輝元公より今井田徳に、金銀目利のものを召し下し度、御依頼あり、由て田徳の肝煎にて由松、金銀貨幣見究めの役を仰付られ、毛利家老重役連名の御奉書を賜はる。それより秀就公の時代、寛文元年九月金銀判座設置せらるゝに及び、萩與服町の判座に於て、金銀見究めの貨幣に大黒屋の極印を附することを命ぜらる。それより宗支の關係ある京都今井大黒屋は(大)の極印を、井関大黒屋は(大)の極印(丸太と云)を用ゐることとなりしが、今井は京都に於て長州邸に仕へ、専ら藩の金銀判座を司り、井関は萩に於て藩の判座を司り、兩家共永久其役に従事するを家業と定められ、その他藩の諸役所用達をも命ぜらる。越えて延宝五年七月綱広公の時代、幕府藩札の發行を許すや、長藩亦之を發行す。その札は二分より十匁までの十種とす。大黒屋藩命に依りて藩札の發行を司り、同年十月より通用を始む。後宝曆四年重就公時代に至り、新藩札を發行し、旧藩札と交換す。而して六兵衛由松は綱広公の姫君良姫の方、美濃高須城主松平家に、御嫁入の御内定調ひ、御支度及御入用金調達方を命ぜられ、重患を冒して上京し、同地に於て終に病死す。京都鳥辺山本壽寺に葬る。
當時兩替と称するものは今の銀行と異ならず、その營業の種類目的全く同一にして、大阪にては十人兩替と申して十軒ありしも、此内一二軒を除くの他、京都にては今井大黒屋、長州にては井関大黒屋に限り、通貨金銀に極印を附したるものなるが、井関大黒



頁	段	行	正	誤
六六	上	一九	觀石車書	觀石車
八六	下	一五	安養寺	安養寺寺
一〇	上	一七	火災	火炭
一〇	下	一七	乱入去島	乱入島
一一	下	一八	癸未	丙戌
二五	上	一七	景行天皇	癸壬
二九	下	三	遅延	運延
七一	下	二二	標本室	標文室
七一	下	二三	大井川改修	阿武川改修
七五	上	一四	元亨和尚	元亨和尚
七七	上	二	又右衛門	又右衛

正誤表

昭和三十年十二月十日初版印刷
昭和三十年十二月十五日發行

定價 二〇〇円
送料 拾六円

著者 山本勉彌
山口県萩市江向四二二番地

發行所 萩文化協会
山口県萩市御許町一三番地

印刷所 株式会社萩響海館
山口県萩市東田町五八番地

発売所 白銀書店
山口県萩市東田町五八番地

電話 八四番
振替 大阪三七九三番

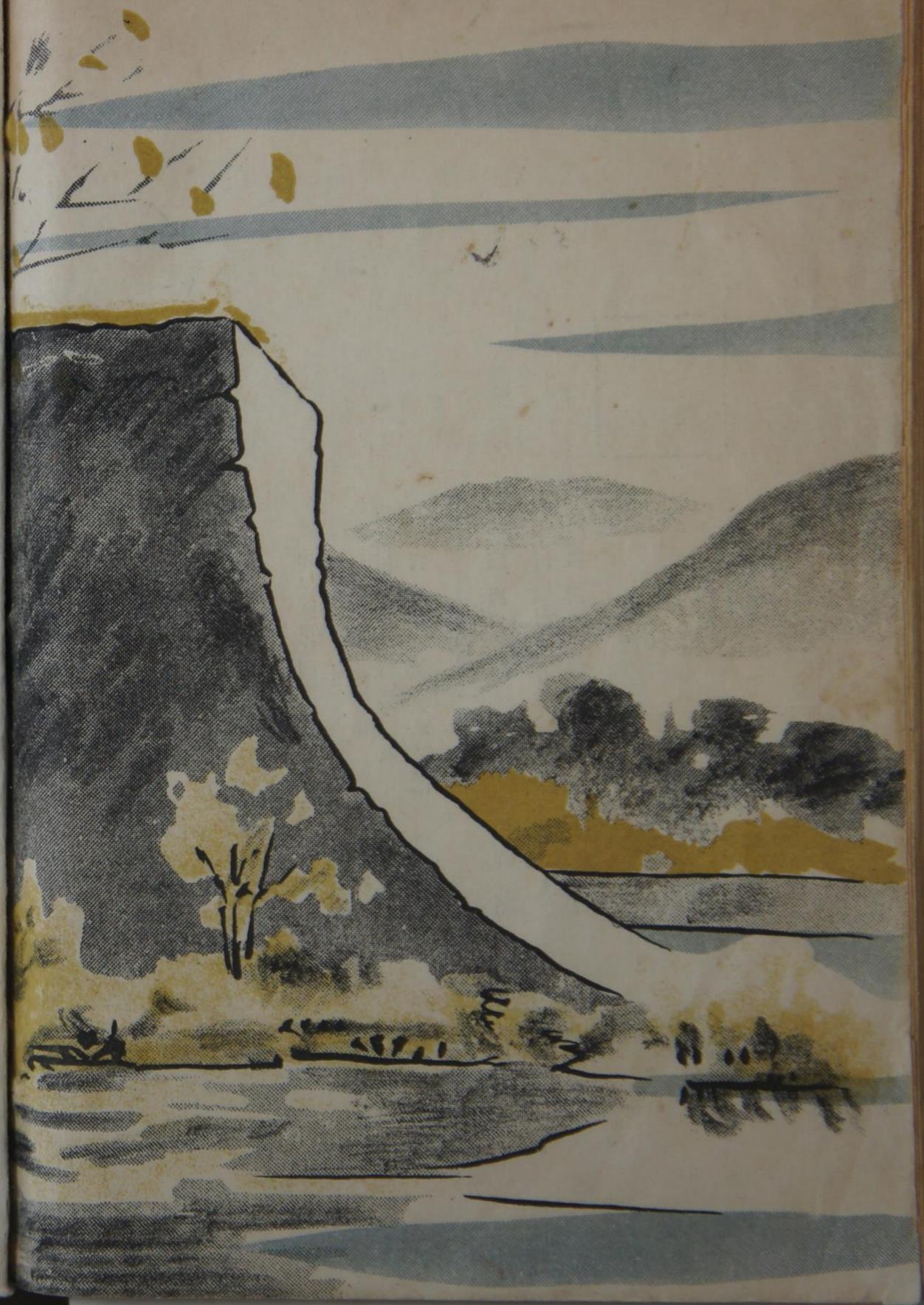
複製 不許

廣告

- 一、萩の陶磁器 山本勉彌著
萩文化叢書第一卷A五版仮綴 八七頁
定價一五〇円 送料八円 発売所萩市東田町白銀書店
- 一、萩電争議実録 山本勉彌著
A五版仮綴 七二頁
定價一〇〇円 送料八円 発売所同前
- 一、珍魚の譽 山本勉彌編
萩文化叢書第二卷A五版仮綴 六二頁
定價一〇〇円 送料八円 発売所同前
- 一、萩の瓦 山本勉彌著
萩文化叢書第三卷A五版仮綴 七七頁
定價一五〇円 送料八円 発売所同前
- 一、萩附近の史実 山本勉彌著
萩文化叢書第四卷A五版仮綴 一〇三頁
定價一五〇円 送料八円 発売所同前
- 一、萩碑文鐘銘集 山本勉彌著
萩文化叢書第五卷A五版仮綴 一二七頁
定價二〇〇円 送料一六円 発売所同前
- 一、萩俳諧史 山本勉彌著
萩文化叢書第六卷A五版仮綴 七四頁
定價一五〇円 送料八円 発売所同前
- 一、毛利藩貨幣 山本勉彌著
萩文化叢書第七卷A五版仮綴 六二頁
定價二〇〇円 送料八円 発売所同前

874
22-011

TRC102095



111325429

萩市立図書館



111325429